



海外ビジネスワークブック



東商・海外ビジネスワークブック

(自社の英文書類作成や各種貿易手続き簡単ツール)

はじめに

第1章 海外取引を始めるに際して	1
第2章 海外取引先とのビジネス文書	3
第1項 自社の英文書類を下記の例文を使って整備しよう	3
Offer Sheet (見積書).....	4
Sales Contract (輸出契約書).....	6
Purchase Contract (輸入契約書).....	8
General Terms and Conditions (売)	10
General Terms and Conditions (買)	12
第2項 各種契約書ひな型 (日本商事仲裁協会).....	14
第3章 海外の取引企業の信用調査	16
第4章 輸送・通関	18
第1項 国際貨物輸送について (フェデックス).....	18
貨物を発送する	19
貨物を梱包する	20
出荷書類を作成する	22
貨物を発送・追跡する	28
貨物を輸入する	29
第2項 国際郵便 (日本郵便)	32
第3項 海上輸送 (コンテナ貨物) (NYK Container Line)	35
海上輸送手続きの流れ	35
海上輸送に掛かる輸出通関業務諸手続き	37
船会社へのブッキング (船腹予約) 方法	39
海上運賃の構成	40
第5章 貿易代金決済	43
第1項 商工中金 国際業務のご案内	43
第2項 信用状 (L/C)・送金ベースの貿易取引概略と書式サンプル	44
第3項 ゆうちょ銀行の国際送金	50

第6章 保険	54
第1項 外航貨物保険	54
第2項 海外PL保険（輸出生産物賠償責任保険）	58
第3項 貿易保険（日本貿易保険）	61
第7章 貿易管理	65
第1項 税関手続の概要（日本通関業連合会）	65
第2項 安全保障輸出管理（安全保障貿易情報センター）	69
第8章 海外展開と知的財産	74
第9章 クレーム対策とその予防	80
第1項 クレーム（法律上のトラブル）対策とその予防	80
第2項 商事紛争の解決（日本商事仲裁協会）	87
第10章 商工会議所の各種貿易関係書類	90
第11章 小口輸入の手引き（財対日貿易投資交流促進協会）	93
第1項 ミプロの小口輸入に関するサービス	93
第2項 小口輸入に使える 英文ビジネスEメール例文集	96
第3項 ご参考：ミプロの外国人の起業支援	98
第12章 海外出張や赴任時の準備	100
第1項 滞りない海外出張の準備の為に	100
第2項 準備を怠らない海外赴任前の心得	102
第13章 海外進出事業プランの作成	104
第14章 活用できる支援機関	108
第1項 東京商工会議所海外ビジネスサポート事業	108
第2項 総合支援機関	110
第3項 個別ニーズ支援機関	111
第4項 在日海外機関、経済交流団体	114
執筆企業一覧	116

第

1

章

海外取引を始めるに際して

本書はこれから海外取引を始めようとする実務担当者に役立つ実務ガイド書となるべく編纂しました。ここでは初めて貿易取引（輸出）をする場合を事例に、どの段階でどの章を参照したら良いかを示しました。

本書の使い方（輸出取引の流れに沿って）

- 1. 市場調査や取引先選び**：自社の製品の「何を」、「どこに」、「誰に」、「どのように売る」かを決めて行動するのがこの段階です。十分な調査と実行可能な事業計画を会社として策定することが重要です。
 - まずは「東商・海外ビジネスガイドブック」などを参考に自社の戦略をたててください。その際に本書の「第13章 海外進出事業プランの作成」を活用し事業プランの作成をお勧めします。
- 2. 取引先信用調査**：実際に取引ができそうな相手先が出てきたら、取引交渉を始める前にその会社の経営状況などを調査することが重要です。
 - 「第3章 海外の取引企業の信用調査」、「第6章 第3項 貿易保険の「海外取引先の与信審査」」をご参照ください。
- 3. 法的規制確認**：輸出商品が相手国の輸入規制対象品か課税品目か、または日本の輸出規制に該当しないかなどを事前に調査しておくことも必要です。
 - 日本の法令については本書の「第7章 貿易管理」、相手国の制度については第4章の輸送業者などに問い合わせし調査をしてください。
- 4. 契約交渉**：具体的な引合に対して、見積書（Offer Sheet）を提出し、商品名、数量、価額、受渡し条件、代金決済条件などを提示しながら交渉を進めてください。
 - 「第2章 海外取引先とのビジネス文書」のOffer Sheetの例文を使って、自社のOffer Sheetを作成してください。
- 5. 契約締結**：交渉が合意に達したら可及的速やかに契約書の取り交わしを行います。取引内容の詳細を明示し、誤解や不明点の無い契約書とすること、また貿易保険付保、輸送・通関・代金決済などに必要であると共に、後日のクレーム対応にも互いにサインした契約書が必要です。
 - 「第2章 海外取引先とのビジネス文書」の契約書のフォームを活用して、自社の契約書を作成してください。また一般条件（裏面約款）も同時に整備してください。自社の商品・特性に応じた各条件を詰めると共に、不測の事態にも対応できるようリスク面にも応じた契約書が必要です。原案が出来ましたら弁護士によるリーガルチェックを受けることをお勧めします。海外担当弁護士については「第9章 クレーム対策とその予防」を参照ください。
- 6. 信用状の入手または前払金受領**：貿易での代金決済は信用状（L/C）決済が最も普通です。小口ビジネスでは銀行送金決済（T/T Remittance）やカード払いも多いです。海外企業との代金の授受、L/C決済などは取引のある銀行や信用金庫

などと事前に打合せすることが必要です。

➤ 「第5章 貿易代金決済」を参照してください。

7. 船腹手配：契約が決まり、商品（貨物）の製造完了後の輸送・通関手配が必要です。実際には引合があった時点から輸送コストや通関などで運送会社と連携して商談を進めることになります。

➤ 「第4章 輸送・通関」を参照してください。運送会社との連絡方法や物流の基本を解説しています。

8. 保険契約：契約が決まったら貨物保険や貿易保険を付保することが必要です。保険に基く融資制度もあります。

➤ 「第6章 保険」を参照してください。貨物保険、製造物責任保険、貿易保険を解説しています。

9. 通関手続き・船積：運送会社と船腹手配を行った後、具体的に商品（貨物）を搬送・輸出します。輸出書類作成や通関作業などを運送会社とともに実践します。

➤ 「第4章 運送・通関」にて一連の物の流れ、書類の流れを解説しています。

10. 船荷証券（B/L）取得と代金回収：貨物を船積するとその証書として船荷証券（B/L）を運送会社より受領します。この書類とインボイスなどを銀行に提示することにより、輸出代金を回収することになります。

➤ 「第4章 輸送・通関」と「第5章 貿易代金決済」を参照し、不明点があれば取引のある運送会社、銀行などと十分打ち合わせて進めてください。

上記の流れで、問題無く代金が回収されて一連の輸出取引が終了します。

<本書のその他項目>

上記輸出取引に必要な事項の他、貿易取引に有用なアイテムを載せましたのでご活用ください。

- パテント・商標関係：第8章 海外展開と知的財産
- クレームや法律問題：第9章 クレーム対策とその予防
- 原産地証明書や各種貿易書類：第10章 商工会場所の各種貿易関係書類
- 輸入ビジネスについて：第11章 小口輸入の手引き
- 海外出張や赴任について：第12章 海外出張や赴任時の準備

第

2

章

海外取引先とのビジネス文書

第1項 自社の英文書類を 下記の例文を使って整備しよう

貿易取引で最低限必要な見積書（Offer Sheet）と契約書のひな型を掲載しました。

これを参考に自社の商品・取引にあった自社フォームの作成をお勧めします。

尚、文書作成にあたっては、一度原案を作成したうえで国際弁護士のリーガルチェックをお勧めします。
（リーガル関係は第9章を参照してください）

- Offer Sheet（見積書）：輸出者から輸入者にOfferするレター
- Sales Contract（輸出契約書）：輸出契約書（売契約書）の例
- Purchase Contract（輸入契約書）：輸入契約書（買契約書）の例
- General Terms and Conditions（売）：一般取引条件（裏面約款）売りの例
- General Terms and Conditions（買）：一般取引条件（裏面約款）買いの例
- * General Terms and Conditions（裏面約款）は一般的・基本的な契約条件を示したもので各契約書の裏面に記載するのが一般的です。

○Offer Sheet (見積書)

輸出者から輸入者に Offer するレターの例

TOSHO CORPORATION

① 2-2, Marunouchi 3-chome, Chiyodaku, Tokyo, 100-0005 Japan
Tel : 81-3-3283-xxxx Fax: 81-3-3283-xxxx

② January 18th, 2010
③ Ref.No.ABC—10118

④ Mr. David Chan
Sales Manager
Singapore ABC Corporation
12345 Robinson Rd., #99-99, Singapore

⑤ Dear Mr. Chan:

⑥ Subject: Offer for our new model automotive spare parts

Thank you very much for your inquiry of January 15th, 2010.

⑦ We are pleased offer you firm the quotations as below, subject to your acceptance reaching us by January 25th, 2010.

	Model & Parts Name	Quantity	Unit Price	Amount
1	B872 Piston Ring Set.	10 SETS	¥2,800	¥28,000
2	B934 Piston Ring Set.	8 SETS	¥4,300	¥34,400
3	L134 Gaskets Set.	5 SETS	¥1,800	¥9,000
4	L673 H/Gaskets Set.	5 SETS	¥2,200	¥11,000
5	S303 STD.Battery	12 PCS	¥6,900	¥82,800
6	S487 Battery(MP/A)	24 PCS	¥9,800	¥235,200
7	W223 Air Conditioner	6 PCS	¥12,000	¥72,000
8	W237 Air Conditioner	12 PCS	¥18,000	¥216,000
TOTAL		28 SETS & 54 PCS		¥688,400

Trade Terms: FOB Japan

Port of Shipment Yokohama, Japan

Port of Destination : Port Kelang, Malaysia

Payment Terms: At sight draft under an irrevocable L/C

Time of shipment: By the end of March, 2010

Freight & Insurance: To be covered by the buyer

Packing : Standard export packing

We are looking forward to receiving your favorable reply soon.

⑧ Sincerely,

⑨ TOSHO CORPORATION

⑩ 

⑪ Taro Yamada, General Manager

⑫ RK/mn

⑬ Enclosure: Catalogues No.XXX

⑭ CC: Mr. Satoh, A.Manager

【構成要素】

- ① レターヘッド (Letter Head) : 差出人の社名、住所など。
- ② 日付け (Date) : 米国式は月・日・年、英国式は日・月・年の順。月は英語で書きます
- ③ 参照番号 (Reference Line) : 差出人側の文書参照番号
- ④ 書中宛先 (Inside Address) : 封筒とレターの分離に備えて書きます
- ⑤ 敬辞 (Salutation) : 宛先や相手の性別や地位、こちらとの親密度により代わります

	米国式	英国式
初めて出す相手、相手の名が不明、フォーマルな場合		
複数 (御中)	Ladies and Gentlemen:	Dear Sirs. / Messrs (会社名)
性別不明 (各位)	Dear Sir or Madam:	Dear Sie or Madam,
男性	Dear Sir:	Dear Sir,
女性	Dear Madam:	Dear Madam,
既にレターの応答をしたことがあり、名前が分かっている相手のとき		
男性名	Dear Mr. (last name):	Dear Mr. (last name),
女性名	Dear Ms. (last name):	Dear Ms. (last name),
個人的に親しい間の時 (ビジネスレターではあまり使いません)		
個人名	Dear (first name):	Dear (first name),

- ⑥ 件名 (Subject) : 以前のレターを参照する場合は、下に「Ref : (参照番号)」を記載
- ⑦ 本文 (Body) : Thank you...から始まりWe are looking...で終わる文章まで
- ⑧ 結辞 (Complimentary Close) : 敬辞と同様、相手との関係により変わります

初めて出す相手、相手の名前が不明など、フォーマルな場合		
官公庁向け	Respectfully yours, Very truly yours,	Yours faithfully, Yours respectfully, Yours very truly,
一般企業向け	Truly yours, Sincerely yours,	Yours truly, Yours sincerely,
既にレターの応答をしたことがある場合や名前が分かっている時		
	Sincerely,	Sincerely,
個人的に親しい間の時		
	Best regards, With best regards,	Best wishes, With best wishes,

- ⑨ 差出人側社名
- ⑩ 差出人の署名 (サイン) (Signature) : 自筆サイン
- ⑪ 差出人名のタイプ (Sender/Addresser) : 自筆サインが読めない場合に備えてのタイプ
- ⑫ イニシャル (Identification Initials) : 前に大文字で文責者、後に小文字でタイプした者
- ⑬ 同封物 (Enclosure/Attachment) : 通常は本文中に記述のないものは同封しません
- ⑭ Copy送付先 (Copy to) : 名宛人以外に同じものを送った場合に、送付先を記載します

【本文訳】

1月15日付け引合をいただきありがとうございます。
 1月25日までに承諾頂くことを条件として以下の通り確定オファーいたします。
 (詳細条件省略)
 貴社からの良いお返事を早く頂きたくお待ちしております。

○Sales Contract (輸出契約書)

輸出契約書(完契約書)の例

TOSHO CORPORATION
 2-2, Marunouchi 3-chome, Chiyodaku, Tokyo, 100-0005 Japan
 Tel : 81-3-3283-xxxx Fax: 81-3-3283-xxxx

①Sales Contract

② Tosho Corporation as Seller hereby confirms the sale of the following Goods to the Buyer named below on the terms and conditions stated herein ^③INCLUDING ALL THOSE PRINTED ON THE REVERSE SIDE HEREOF, which are agreed to, understood, and made as a part of this contract:

④Date: January 30th, 2010

⑤Contract No.: MMM/56789-AX2

Buyer's Name and Address ⑥ Singapore ABC Corporation 12345 Robinson Rd., #99-99, Singapore	Name of Consignee ⑦ XYZ AUTO CO., LTD. 9876, Jalan Conlay, Kuala Lumpur, MALAYSIA				
⑧Commodity and Quality ⑨Quantity ⑩Unit Price ⑪Amount AUTOMOTIVE SPARE PARTS					
1	B872	Piston Ring Set.	10 SETS	¥2,800	¥28,000
2	B934	Piston Ring Set.	8 SETS	¥4,300	¥34,400
3	L134	Gaskets Set.	5 SETS	¥1,800	¥9,000
4	L673	H/Gaskets Set.	5 SETS	¥2,200	¥11,000
5	S303	STD.Battery	12 PCS	¥6,900	¥82,800
6	S487	Battery(MP/A)	24 PCS	¥9,800	¥235,200
7	W223	Air Conditioner	6 PCS	¥12,000	¥72,000
8	W237	Air Conditioner	12 PCS	¥18,000	¥216,000
TOTAL		28 SETS & 54 PCS		¥688,400	
Trade Terms: ⑫ FOB Japan in NR Yen			Terms of Delivery ⑬ Partial Shipment: not allowed		
Port of Shipment: ⑭ Yokohama, Japan			Time of Shipment ⑮ By the end of March, 2010 subject to Seller's receipt of satisfactory L/C by Feb. 15th, 2010		
Port of Destination : ⑯ Port Kelang, Malaysia			Inspection: ⑰ Inspection in Japan as final in respect of quantity, specification and conditions of goods.		
Packing: ⑱ Standard export packing			Insurance: ⑲ To be covered by the Buyer		
Payment Terms: ⑳ At sight draft under an irrevocable L/C					
Other Terms & Conditions: ㉑					

Accepted and Confirmed By

Buyer
 ㉒
 On ㉓

Seller
 ㉔ TOSHO CORPORATION

 Taro Yamada, General Manager

この例文は輸出者側によって作成されたSales Contract (Sales Note) の一例です。

輸入者側からの契約書（注文書）の場合は、Purchase Contract (Purchase Order) と記載されます。尚、契約書（後述の裏面約款含め）は、実用に供する前に弁護士などのリーガルチェックをお勧めします。

【構成要素】

- ① 輸出（売）契約書／輸入（買）契約書の契約書の明示
- ② 売り手（輸出者）：本例は輸出者側のフォームによる輸出契約書なので、住所などはレターヘッドに記載されている形になります
- ③ 契約成立文言：点線部分で「本契約が裏面（裏面約款）も含めたものである」と示されています
※裏面約款とは、取引の基本条件を契約書の裏面に記載することであり、契約キャンセル、クレームや損害賠償、紛争処理方法などを規定しておくものです。詳細は日本商事仲裁協会などの契約書ひな型を参考に作成してください
- ④ 作成日付
- ⑤ 契約書番号
- ⑥ 買い契約者名、住所
- ⑦ 輸入者名（荷受人）、住所：買契約者と荷受人が同じである場合は「Same as buyer」などと記載します
- ⑧ 商品名と品質：本例では商品番号・商品名で特定されています
- ⑨ 数量と数量単位
- ⑩ 単価：通貨単位を明記し誤解の無いようにします
- ⑪ 合計金額：通貨単位を明記し誤解の無いようにします
- ⑫ 貿易条件：通常、インコタームズで表現されます
- ⑬ 船積港・仕出し港：通常は輸出港
- ⑭ 荷卸港・仕向け港：通常は輸入港
- ⑮ 梱包・包装条件：その品目の輸送に適した梱包が記載されます
- ⑯ 引き渡し条件：本例では分割積みを禁止しています
- ⑰ 船積時期：本例では、輸出者が信用状（L/C）を2月15日までに受領することを条件とした船積時期の取決めとなっています
- ⑱ 検査条件：本例では、日本での数量、品質、状態を最終的な検査条件としています
- ⑲ 保険条件：本例ではF O B契約なのでBuyer側手配としています
- ⑳ 支払条件：本例では、L/C付一覧払い手形決済条件としています
- ㉑ その他の条件：本例では特に規定が無いのでblank
- ㉒ 輸入者の署名：タイプ打ち署名と手書きのサインを併記します
- ㉓ 輸出者の署名：タイプ打ち署名と手書きのサインを併記します
- ㉔ 輸入者による署名日

【本文訳】

Tosho Corporationは売主として、この書面に規定されている条件・状況に従い、下に示されている商品の買主への販売を確認するものです。裏面に印刷されている内容は合意され、了解され、この契約の一部を構成するものとします。

○Purchase Contract (輸入契約書)

輸入契約書(買契約書)の例

TOSHO CORPORATION
 2-2, Marunouchi 3-chome, Chiyodaku, Tokyo, 100-0005 Japan
 Tel : 81-3-3283-xxxx Fax: 81-3-3283-xxxx

① PURCHASE CONTRACT

② This is to confirm our Purchase from you as Seller, and your sale to us as Buyer, of the under-mentioned Goods subject to all of the ③ TERMS AND CONDITIONS ON THE FACE AND REVERSE SIDE HEREOF, which are agreed to, understood, and made as a part of this contract:

④ Date: January 30th, 2010

⑤ Contract No.: CTRA 12345

Seller's Name and Address ⑥ Singapore ABC Corporation 12345 Robinson Rd., #99-99, Singapore	Name of Consignee ⑦ Same as Buyer			
⑧ Commodity and Quality ⑨ Quantity ⑩ Unit Price ⑪ Amount AUTOMOTIVE SPARE PARTS				
1	B872 Piston Ring Set.	10 SETS	¥2,800	¥28,000
2	B934 Piston Ring Set.	8 SETS	¥4,300	¥34,400
3	L134 Gaskets Set.	5 SETS	¥1,800	¥9,000
4	L673 H/Gaskets Set.	5 SETS	¥2,200	¥11,000
5	S303 STD.Battery	12 PCS	¥6,900	¥82,800
6	S487 Battery(MP/A)	24 PCS	¥9,800	¥235,200
7	W223 Air Conditioner	6 PCS	¥12,000	¥72,000
8	W237 Air Conditioner	12 PCS	¥18,000	¥216,000
TOTAL		28 SETS & 54 PCS	¥688,400	
Trade Terms: ⑫ CIF Yokohama, Japan		Terms of Delivery ⑬ Partial Shipment: not allowed		
Port of Shipment: ⑭ Port Kelang, Malaysia		Time of Shipment ⑮ By the end of March, 2010		
Port of Destination : ⑯ Yokohama, Japan		Inspection: ⑰ Inspection in Japan as final in respect of quantity, specification and conditions of goods.		
Packing: ⑱ Standard export packing		Insurance: ⑲ To be covered by the Seller		
Payment Terms: ⑳ At sight draft under an irrevocable L/C				
Other Terms & Conditions: ㉑				

Accepted and Confirmed By

Seller
 ㉒
 On ㉓

Buyer
 ㉔ TOSHO CORPORATION

 Taro Yamada, General Manager

この例文は輸入者側によって作成されたPurchase Contract (Purchase Order) の一例。
尚、契約書（後述の裏面約款含め）は実用に供する前に弁護士などのリーガルチェックをお勧めします。

【構成要素】

- ① 輸入（買）契約書の契約書の明示
- ② 買手（輸入者）：本例は輸入者側のフォームによる輸入契約書なので、住所などはレターヘッドに記載されている形になります
- ③ 契約成立文言：点線部分で「本契約が裏面（裏面約款）も含めたものである」と示されています
※裏面約款とは、取引の基本条件を契約書の裏面に記載することであり、契約キャンセル、クレームや損害賠償、紛争処理方法などを規定しておくものです。詳細は後述のひな型などを参考に作成してください
- ④ 作成日付
- ⑤ 契約書番号
- ⑥ 売契約者名、住所
- ⑦ 輸入者名（荷受人）、住所：買契約者と荷受人が同じである場合は「Same as Buyer」などと記載
- ⑧ 商品名と品質：本例では商品番号・商品名で特定されています
- ⑨ 数量と数量単位
- ⑩ 単価：通貨単位を明記し誤解の無いようにします
- ⑪ 合計金額：通貨単位を明記し誤解の無いようにします
- ⑫ 貿易条件：通常、インコタームズで表現されます
- ⑬ 船積港・仕出し港：通常は輸出港
- ⑭ 荷卸港・仕向け港：通常は輸入港
- ⑮ 梱包・包装条件：その品目の輸送に適した梱包が記載されます
- ⑯ 引き渡し条件：本例では分割積みを禁止しています
- ⑰ 船積時期：本例では3月末と規定しています
- ⑱ 検査条件：本例では、日本での数量、品質、状態を最終的な検査条件としています
- ⑲ 保険条件：本例ではCIF契約なのでSeller側手配としています
- ⑳ 支払条件：本例では、L/C付一覧払い手形決済条件としています
- ㉑ その他の条件：本例では特に規定が無いので空白
- ㉒ 輸出者の署名：タイプ打ち署名と手書きのサインを併記します
- ㉓ 輸入者の署名：タイプ打ち署名と手書きのサインを併記します
- ㉔ 輸出者による署名日

【本文訳】

Tosho Corporationは買主として、この書面に規定されている条件・状況に従い、下に示されている商品の売主への注文を確認するものです。裏面に印刷されている内容は合意され、了解され、この契約の一部を構成するものとしします。

GENERAL TERMS AND CONDITIONS (売)

The sale specified on the face hereof shall be subject to the following terms and conditions:-

1. Privity

All business shall be transacted between the parties hereto on principal-to-principal basis.

2. Shipment

The date of a bill of lading shall be taken as the conclusive date of shipment. Partial shipment shall be permitted unless otherwise stated on the face hereof and, in such case, each shipment shall be considered as a separate contract.

3. Letter of Credit

An irrevocable and confirmed letter of credit shall be opened by Buyer in favor of Seller within fifteen (15) days after the date of the Contract and such letter of credit shall be valid and effective for at least fifteen (15) days after the last date of shipment for negotiating the relative documentary draft. The opening bank shall be nominated by Buyer and confirmed by Seller in advance. If Buyer fails to open such letter of credit, Seller has the option of cancelling all or any part of this Sales Contract.

4. Increased Costs

Any increase in ocean freight or air freight rates, taxes, or other governmental charges and cargo marine insurance rates, etc. after the date of contract shall be for Buyer's account.

5. Marine Insurance

Under the CIF or CIP terms, marine insurance shall be effected by Seller on the contracted goods on the terms of I.C.C. (A) for one hundred and ten percent (110 %) of the invoice amount. Premium for any additional insurance coverage, if required by Buyer, shall be borne by Buyer.

6. Inspection

Export inspection by Seller shall be considered as final in respect of quantity, quality, specification and conditions of the Goods. When Buyer requires special inspection of the Goods in Japan before shipment, Buyer must appoint an inspector in advance subject to Seller's prior approval and bear all inspection expenses thus incurred.

7. Industrial Property Rights

Seller shall not be responsible for any infringement of industrial property rights in connection with the Goods including, without limitation, patent, utility model, trademark, design, or copyright of third party in any country other than Japan.

Buyer shall hold Seller harmless from liability, loss, or expense in connection with any infringement, alleged or otherwise, with regard to above industrial property rights.

8. Claim

Seller shall be notified by e-mail or other means of Buyer's claim arising under the Contract within thirty (30) days after arrival of the Goods at the destination specified in the relative bill of lading. Full particulars of such claim, together with a report of the sworn surveyor nominated by the parties hereto, shall be made in writing and forwarded by a registered airmail within fifteen (15) days after notification. Otherwise, no claim shall be accepted by Seller.

9. Force Majeure

In the event of Acts of God, government orders or restraints, war or warlike conditions, or of any other contingencies beyond Seller's control, Seller shall not be liable for non-delivery of the Goods or delay in performance of the Contract caused directly or indirectly thereby, in which case Buyer shall accept the delayed shipment or the cancellation of all or any part of the Contract, if proposed by Seller.

10. Arbitration

All disputes, controversies, or differences that may arise between the parties hereto, out of or in relation to the Contract shall be finally settled by arbitration in Japan in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The award rendered by the arbitrator(s) shall be final and binding upon the parties hereto.

11. Trade Terms

All trade terms provided in the Contract shall be interpreted in accordance with the latest Incoterms of the International Chamber of Commerce.

12. Entire Agreement

The Contract constitutes the entire agreement between the parties hereto and supersedes all prior agreements with regard to the subject matter hereof.

13. Governing Law

The Contract shall be governed as to all matters including validity, construction, and performance by and under the laws of Japan.

一般条件（売）

表面に記載された販売は、下記の条件に従うものとする。

1. 基礎（Privity）

両当事者間での全ての商売は、本人と本人の間で行われたものとする。

2. 船積（Shipment）

船荷証券の日付は船積日を証明する証拠として受け入れられる。表面約款に別の記載がない限り、分割船積は認められ、この場合、各船積はそれぞれ別個の契約として見なされる。

3. L/C

契約締結後15日以内に、取消不能かつ確認信用状が開設され、この信用状は当該手形の買取りのために、船積期限の最終日から少なくとも15日間有効でなければならない。開設銀行は買主により指名され、売り主により事前に確認されるものとする。買主が上述信用状を開設出来なかった場合には、売主は本契約の一部または全てを解約できるものとする。

4. 増加費用（Increased Costs）

本契約締結日以降、海上・航空運賃、税金もしくはその他政府関連の諸掛り及び貨物海上保険などにより増加した場合は、買主はこれらの費用を売主に返済するものとする。

5. 海上保険（Marine Insurance）

CIFもしくはCIP条件の場合、売主が海上保険を付保するものとし、協会貨物約款（A）条件にて、インボイス金額の110%で付保するものとする。保険条件を更に追加するよう買主が要求してきた場合、その保険料は買主負担とする。

6. 検査（Inspection）

売主による貨物の数量、品質、規格および貨物の状態についての輸出検査を最終とする。買主が日本において船積み前に貨物の特別な検査を要求する場合には、買主は事前に売主の承諾を得ることを条件として、検査人を指名し、それにより生じた費用は買主が全て負担しなければならない。

7. 工業所有権（Industrial Property Rights）

売主は商品に関する特許、実用新案、商標、意匠を含むがこれに限ることのない日本以外の国の第三者の工業所有権の侵害に対して、責任を負わないものとする。

訴えられたかどうかを問わず、上記の工業所有権の侵害が発生した場合に、買主は売主を一切の責任と損失から解放する。

8. クレーム（Claim）

本契約より生じる買主のクレームは、売主に対して船荷証券記載の目的地に貨物が到着した後30日以内に、E-MAIL乃至はその他の方法により、通知されるものとする。このクレームの詳細は書面により、両当事者が指名した公認検査機関の報告書を付けて通知後15日以内に、書留航空便で送付されるものとする。さもなければ、売主はクレームを受理しない。

9. 不可抗力（Force Majeure）

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、もしくは売主が制御できないその他の事由が発生した場合は、売主はそれにより、直接的乃至は間接的に起因する貨物の出荷不能、もしくは契約履行の遅延に対して、責任を負わないものとする。その場合、買主は船積遅延、もしくは、売主より申出があった場合、本契約の一部もしくは全部の解約に応じるものとする。

10. 仲裁（Arbitration）

本契約から、またこれに関連して当事者間に生ずるであろう全ての紛争、論争乃至意見の相違は、日本国において日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従った仲裁により、最終的に解決されるものとする。仲裁人による仲裁判断は最終であって、両当事者を拘束する。

11. 貿易条件（Trade Terms）

本契約に規定される全ての貿易条件は国際商業会議所の最新のインコタームズにより解釈されるものとする。

12. 完全合意（Entire Agreement）

本契約は両当事者間における完全な合意を構成し、本契約条項に関する従前の全ての合意に優先する。

13. 準拠法（Governing Law）

本契約は、効力、解釈および履行を含む全ての事項について、日本国の法律に準拠するものとする。

GENERAL TERMS AND CONDITIONS (買)

1. NO ADJUSTMENT

The price specified on the face of the Contract shall be firm and final, and not be subject to any adjustment as a result of a change in Seller's cost which may occur due to change in material or labour costs, or freight rate(s), or insurance premium(s), or any increase in tax(es) or duty(ies), or imposition of any new tax(es) or duty(ies).

2. CHARGES

All taxes, export duties, fees, banking charges, and/or any other charges incurred on the Goods, containers and/or documents arising in the country of shipment and/or origin shall be borne by Seller.

3. SHIPMENT

Seller agrees to ship the Goods within the period stipulated on the face of the Contract. In the event Seller fails to make timely shipment of the Goods, Buyer may, upon written notice to Seller, immediately terminate the Contract or extend the period for shipment, in either event without prejudice to any of the rights and remedies available to Buyer.

Seller shall immediately notify Buyer upon completion of loading onto the vessel(s) or aircraft(s) stipulated on the face of the Contract of the particulars of shipment, including the Contract number, vessel's name or flight number, sailing date, loading port, description of the Goods and package, quantity loaded, invoice amount, and any other particulars essential to the Contract.

4. INSPECTION

- 1) Seller shall inspect the Products prior to shipment at the Seller's factory in accordance with the inspection standards and procedures to be established by Buyer at its sole discretion. Buyer reserves the right, subject to reasonable notice to Seller, to inspect the Products prior to shipment at Seller's factory.
- 2) If Buyer informs Seller of any Products that are defective, damaged, or otherwise not conforming to the specifications, Seller shall promptly replace all such Products with substitute shipments by way of airfreight, or in such manner as may be requested by Buyer, at no additional cost to Buyer.
- 3) Failure of Buyer to inspect any or all of the Products in a timely manner in accordance with the foregoing paragraphs shall not constitute a waiver by Buyer of any right to which Buyer would be entitled to against Seller, including, without limitation, claims for replacement, damages, or recovery of the purchase price of such defective Products.

5. WARRANTY

- 1) Seller shall convey to Buyer good and merchantable title to the Products free and clear of any encumbrance, lien or security interest. Seller warrants that all Products shall be of the quality specified in the product description and otherwise conform exactly to the drawings, samples, or other specifications, if any, in all respects.
- 2) Seller also warrants that all Products shall be free from any defects in design, materials, or workmanship and shall be fit for the intended purpose of Buyer expressed in writing from time to time.
- 3) This warranty shall survive any inspection, acceptance or payment by Buyer. In the event of any breach by Seller of any of its warranties set forth herein, Buyer shall have the right, at its sole discretion, either to request Seller to repair or replace defective Products or any parts thereof, or to refund a portion of the sales price applicable thereto at Seller's expense without prejudice to any other remedy, and Seller shall be liable for all loss and/or damage, direct or consequential, caused by Seller's breach of any of the warranties hereunder.

6. PRODUCT LIABILITY

Seller shall, at its own expense, indemnify and hold harmless Buyer and/or Buyer's customer(s) from any and all losses, damages (actual, consequential, or indirect) and related costs and expenses in connection with any defects or alleged defects of the Goods.

7. NO ASSIGNMENT

Seller shall not transfer or assign all or any parts of the Contract, or any of Seller's rights or obligations accruing hereunder without Buyer's prior written consent.

8. FORCE MAJEURE

Buyer shall not be liable for any delay or failure in taking delivery of all or any part of the Goods, or for any other default in performance of the Contract due to the occurrence of force majeure, such as Acts of God, war or armed conflict, or any other similar causes that affect Buyer and/or Buyer's customer(s), directly or indirectly.

9. DEFAULT

If Seller fails to perform any provision of the Contract, or is in breach of any terms hereof, or becomes insolvent, Buyer may, by giving a written notice to Seller:

- 1) stop or suspend the performance of the Contract or any other contract(s) with Seller;
- 2) reject the shipment or taking delivery of the Goods;
- 3) cancel the whole or any part of the Contract or any other contract(s) with Seller; and
- 4) dispose of the Goods, if delivery has been taken, in such manner as Buyer deems appropriate and allocate the proceeds thereof to the satisfaction of any or all of the losses and damages caused by Seller's defaults.

In any such event, Buyer may recover all losses and damages caused by Seller's default, including but not limited to, loss of profit which would have been obtained by Buyer from resale of the Goods and damages caused to any customer purchasing the Goods from Buyer.

10. TRADE TERMS

The trade terms herein used, such as CIF, CFR and, FOB shall be interpreted in accordance with Incoterms 2000 Edition, ICC Publication No.560, unless otherwise specifically provided in the Contract.

11. GOVERNING LAW

The Contract shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

12. ARBITRATION

All disputes, controversies, or differences arising out of or in relation to the Contract or the breach hereof shall be settled, unless amicably settled without undue delay, by arbitration in Tokyo, Japan in accordance with the rules of procedure of The Japan Commercial Arbitration Association. The award of arbitration shall be final and binding upon both parties.

13. ENTIRE AGREEMENT

The Contract shall constitute the entire and only agreement between Seller and Buyer with respect to the subject matter hereof and shall supersede, cancel and annul all prior agreements.

一般条件 (買)

1. NO ADJUSTMENT (調整禁止)

表面約款に記載された価格は確定かつ最終であり、材料費、人件費、運賃、保険料、諸税の増加、または新規課税に起因する売主の費用の変更による価格調整はなされないものとする。

2. CHARGES (諸経費)

貨物、コンテナおよびもしくは、船積書類に関して、船積国およびもしくはは原産地国において、発生した全ての租税、輸出関税、公課、銀行諸掛りおよびもしくは、その他のいかなる費用も売主により負担されるものとする。

3. SHIPMENT (船積)

売主は、表面約款規定の期間内に貨物を船積みすることに合意する。もし、売主が貨物を期間内に船積みできない場合は、売主に書面で通知することにより、買主は本契約を即刻終了するか、または、船積期間を延長できるが、いずれの場合であっても、これは買主の権利や買主に対する救済措置を阻害するものではない。

売主は本契約書の表面約款に記載されている船舶もしくは航空機に積み込み完了次第速やかに、契約番号、船舶名またはフライト・ナンバー、出帆日、積込港、貨物と包装の明細、積込数量、インボイス金額、その他の契約に必須の詳細を含む船積明細を買主に対して通知するものとする。

4. INSPECTION (検査)

- 1) 売主は、買主がその裁量で決定した検品基準および検品手続きに従い、売主の工場において船積前に対象製品を検品するものとする。買主は、売主への合理的な通知を条件とし、売主の工場において船積前に対象製品を検品する権利を保持する。
- 2) 買主が売主に対し対象製品に欠陥、毀損またはその他仕様との不一致があることを通知した場合は、売主は、買主に追加費用を請求することなく、空輸によりまたは買主が要求した方法により、かかる製品の全てを速やかに交換するものとする。
- 3) この保証は、買主によるいかなる検品、受領または代金の支払いによっても効力を失わないものとする。売主が本契約に定める保証に違反した場合は、買主は売主に対し、他の救済方法を失うことなく、専ら自己の裁量により、売主の費用をもって、欠陥製品もしくはそのパーツの修理もしくは交換を請求し、または欠陥製品に対応する売買代金の払い戻しを請求できるものとし、さらに、売主は、本状に基く保証違反により生じたすべての直接的または派生的な損失および/または損害について責任を負うものとする。

5. WARRANTY (保証)

- 1) 売主は買主に対し、対象製品について、何らの負担、先取特権または担保権の付着していない有効かつ取引適合性のある所有権を引き渡すものとする。売主はすべての対象製品が製品説明書に記載されている品質を有しており、あらゆる点において、図面、サンプル、その他の仕様と合致していることを保証する。
- 2) 売主は、すべての対象製品が設計、原料または製造上の欠陥が無く、随時書面により表明される買主の意図する目的に適合していることを保証する。
- 3) この保証は、買主によるいかなる返品、受領または代金の支払いによっても効力を失わないものとする。売主が本契約に定める保証に違反した場合は、買主は売主に対し、他の救済方法を失うことなく、専ら自己の裁量により、売主の費用をもって、欠陥製品もしくはそのパーツの修理もしくは交換を請求し、または欠陥製品に対応する売買代金の払い戻しを請求できるものとし、さらに、売主は、本状に基く保証違反により生じたすべての直接的または派生的な損失および/または損害について責任を負うものとする。

6. PRODUCT LIABILITY (製造物責任)

売主は、貨物の欠陥あるいは欠陥があると主張されたことから生じる全ての損失および（現実的、結果的、間接的）損害、そして関連諸費用について、買主およびもしくは買主の顧客に対して、自己の費用で補償するものとする。

7. NO ASSIGNMENT (譲渡禁止)

売主は、本契約の全てまたは一部、もしくは、本契約により生じる売主の権利もしくは義務のいずれであっても、買主の書面による事前の承諾なしに、移転あるいは譲渡してはならないものとする。

8. FORCE MAJEURE (不可抗力)

買主は、買主およびもしくは買主の顧客に、直接または間接に影響を与える天災、戦争または武力衝突、もしくはその他の類似の原因による不可抗力の発生に起因する貨物の全て乃至は一部の引き取り遅延もしくは不能、更には本契約の遂行における他のいかなる不履行に対しても、その責任を負うものではない。

9. DEFAULT (債務不履行)

もし、売主が本契約のいかなる条項であっても、履行できなくなったり、契約違反を行ったり、もしくは破産状態に陥った時、買主は売主に対し書面により：-

- 1) 本契約もしくは売主とのいかなる他の契約の履行を停止もしくは一時中止することができる。
- 2) 貨物の船積みもしくは引き取りを拒否することができる。
- 3) 本契約の全てまたは一部、または売主との他のいかなる契約も解約することができる。
- 4) 引き取りが行われた場合には、買主が妥当と考える方法で、貨物を処分し、その代金をもって、売主の債務不履行によって、もたらされた損害の一部もしくは全部を弁済するべく充当することができる。

何れの場合においても、貨物の転売により得るべき利益の喪失分および買主から貨物を購入した顧客への損害を含むがそれに限ることなく、買主は売主の債務不履行によって、もたらされた全ての損害を補填できるものとする。

10. TRADE TERMS (貿易条件)

本契約で使用されているCIF、CFRおよびFOBのごとき貿易条件は、本契約に他に特別の規定がない限り、国際商業会議所、出版物番号560の2000年版インコタームズに従って、解釈されるものとする。

11. GOVERNING LAW (準拠法)

本契約は、日本国の法律に準拠し、かつ、それに従って解釈されるものとする。

12. ARBITRATION (仲裁)

本契約から、または、本契約に関して、生じたいかなる紛争、論争、または意見の相違乃至は本契約違反について、はなはだしく遅延せずに、友好裡に解決できない場合は、日本国の東京において、国際商事仲裁協会手続き規則に従った仲裁に依って、解決されるものとする。この仲裁裁定は最終であって、両当事者を拘束する。

13. ENTIRE AGREEMENT (完全合意)

本契約書は本契約に規定されている事項に関して、売主及び買主の完全かつ唯一の合意を構成し、かつ、全ての従前の合意に代替し、優先し、それを無効とするものとする。

第2項 各種契約書ひな型

英文および中文契約書ひな型（CD-ROM付）のご案内（日本商事仲裁協会）

日本商事仲裁協会では、英文契約書作成時に検討すべき一般条項を網羅した、渉外弁護士監修による英文契約書ひな型を販売しています。英文契約条文とその日本語訳および各条文の解説を掲載しています。「中外合弁経営企業契約」と「技術ライセンス契約」には、中国企業との契約を対象とした、中文契約条文・英文契約条文およびその日本語訳と中国法に基づいた解説を掲載しています。なお、契約書のドラフティングがスムーズに行えるよう、各ひな型にはモデル契約書を掲載したCD-ROMが附属しています。各ひな型の概要は以下のとおりです。

委託販売契約

外国に本店をおく受託者が、日本に本店をおく委託者から、顧客に対する販売の目的で、商品の寄託を受け、これを委託者との約定に基づき、受託者の名をもって顧客との間に売買契約を締結し、顧客に自己の占有下の商品を引き渡すことを想定した契約書例です。

委託加工契約

生産に必要な原材料の全部または一部を、委託者が受託者に提供し、受託者がそれを加工して委託者または委託者の指定する第三者に輸出し、受託者はその対価として加工賃を受け取る取引を想定した契約書例です。

購入基本契約

日本企業が製品の部品を外国企業（サプライヤー）から継続的に購入する場合を想定した契約書例です。

外国におけるOEM製品購入者と国内におけるOEM製品製造業者の間におけるOEM製品製造供給契約

外国購入者が自己の商号および商標を用いて販売する製品の製造・供給を日本の国内製造業者に依頼する場合を想定した契約書例です。

国内におけるOEM製品購入者と外国におけるOEM製品製造業者の間におけるOEM製品製造供給契約

日本の国内購入者が自己の商号および商標を用いて販売する製品の製造・供給を外国製造業者に依頼する場合に締結される契約書例です。

総代理店契約（輸入用）

日本企業が外国企業から一定の製品に関する独占的販売権を受けるといった形態の契約関係を創設、維持するための契約書例です。

総代理店契約（輸出用）

一定の製品の販売を海外地域において実施する場合にその地域において輸入販売活動を行っている事業者を代理店（Distributor）として指名し、これに製品を供給することを通して販売することを想定した契約書例です。

合弁契約

日本法人と外国法人が外国に株式会社形態の合弁会社を設立することを想定した契約書例です。

技術協力および実施許諾契約（LICENSOR版）

外国企業（ライセンシー）に対して、日本企業がライセンサーとして、その技術の供与（実施許諾）を行うことを想定した条項例です。

技術協力および実施許諾契約（LICENSEE版）

外国企業（ライセンサー）から、日本企業がライセンシーとして、外国企業の有する技術の供与（実施許諾）を受けることを想定した条項例です。

秘密保持契約・共同開発契約

(秘密保持契約)

レター形式を2例、通常の契約形式を1例取り上げています。

(共同開発契約)

日本企業と外国企業が、ある設備の共同研究開発を行うことを想定した契約書例です。

中外合弁経営企業契約

日本企業が中国企業と取り交わす国際合弁契約を想定した条項例です。中国語条文、英語条文およびその日本語訳が掲載されています。

技術ライセンス契約

日本企業が中国企業に対してノウハウの実施許諾をする際のライセンス契約を想定した条項例です。中国語条文、英語条文およびその日本語訳が掲載されています。

販売基本契約

日本企業が一定の期間にわたり外国企業に対し製品を継続的に販売（輸出）することを想定した契約書例です。

契約書名一覧表（詳細は下記日本商事仲裁協会にご照会ください）

(消費税込)

番号	契約書名	頁数	価格	会員割引価格	
320	委託販売契約	36	2,900	1,900	
321	委託加工契約	46	3,300	2,200	
322	購入基本契約	28	2,600	1,700	
323	外国におけるOEM製品購入者と国内におけるOEM製品製造業者の間におけるOEM製品製造供給契約	64	3,300	2,200	
324	国内におけるOEM製品購入者と外国におけるOEM製品製造業者の間におけるOEM製品製造供給契約	50	3,000	2,000	
325	総代理店契約（輸入用）	28	2,600	1,700	
326	総代理店契約（輸出用）	32	2,700	1,800	
327	合弁契約	36	2,900	1,900	
328	技術協力および実施許諾契約（LICENSOR版）	42	2,900	1,900	
329	技術協力および実施許諾契約（LICENSEE版）	38	2,700	1,800	
331	秘密保持契約・共同開発契約	44	3,000	2,000	
332	中外合弁経営企業契約	* 中文付き	57	7,700	5,100
333	技術ライセンス契約	* 中文付き	32	6,900	4,600
334	販売基本契約		32	3,000	2,000

*送料はお客様負担になります。また価額は予告なく変更する場合があります。

（お問い合わせ、お申込み）

一般社団法人 日本商事仲裁協会 業務部
 〒101-0054 千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階
 電話 03-5280-5181 FAX 03-5280-5160
<http://www.jcaa.or.jp>

海外の取引企業の信用調査

◆海外での取引、事業展開に関して事前の企業の信用調査の重要性。

海外との取引に関しては、一般的にメール、FAXでの交信が主体となり、相手企業の実態が見えにくいという事情があります。

事前に企業信用調査を実施し取引リスクを軽減しておくことが必要です。

特に取引実績が無いか少ない以下のような企業には注意が必要です。

- ・会社としての実績が無い企業
- ・ホームページを持たない企業
- ・連絡先のメールアドレスがフリーメールの企業
- ・貿易管理リストの掲載企業

最低限調査会社・公的機関を活用した企業信用情報の収集は必要ですが、初めての取引でかつ取引規模が大きい場合は、出来れば相手会社を訪問し、事業の状況、製品および倉庫の状況等を実際に確認される事をお勧めします。

また、相手先企業と継続的に取引を行う場合は、先方の事業状況の継続的調査も必要です。

また海外で合弁企業を設立する場合は、通常の企業信用調査の項目に加えて、企業の経営方針、長期計画、技術力、資産、財務状況などさらに多くの項目について精査を行う必要があります。

その場合は、ジェットロなどの公的機関や調査会社を活用した調査に加え、必要に応じ現地の事情に精通している弁護士、税理士、会計士を使うなどの対応が必要となります。

以下は主に貿易取引の相手に対する信用調査を基に説明します。

◆どこに依頼するか？

海外の該当国の企業の状況を知悉している信用調査会社

海外で事業展開をしている銀行

海外に情報網を有する公的機関

相談できる公的機関

日本貿易保険（NEXI）の海外取引先の与信審査

ジェットロの信用調査サービス

東京商工会議所の企業信用調査サービス

<http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/shinyou/>

◆どのように調査をするか

(1) 新規調査

各調査会社、対象国によって異なりますが、新規の場合は30日～40日程度は必要です。

急ぐ場合は別途追加料金が必要です。

(2) コピーサービス（既存データ提供）

各調査会社が自社で過去の調査データを保有している場合には、すぐに結果が得られ時間の節約になります。

◆注意点

国によっては、貿易権、外貨保有が認可制で、相手企業がそのような権利を持っていない場合もあり、事前の確認が必要です。

◆通常の依頼に基づく調査内容

企業の登記情報の他に、海外信用区分、会社の沿革、財務概要、株主構成、主な取引先、経営者の略歴などを含みますが、調査対象国により、内容は異なります。

東京商工会議所信用調査サービスについて

<http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/shinyou/>

提携信用調査会社の調査網により収集された世界の企業の信用調査レポートをお届けします。

*会員企業にかぎりご利用になれます。

提携調査会社：株式会社東京商工リサーチ、株式会社帝国データバンク

◆申し込み

- ・東京商工会議所のホームページから申し込みが可能です。

<http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/shinyou/application/form/>

- ・ファックスでの申込みも可能です。

申込用紙はHPからダウンロードもしくは東京商工会議所中小企業相談センター（03-3283-7700）にお問い合わせください。

◆料金体系

会員特別価格 基本料金： (平成25年1月現在)

地 域	料金(税込)	所要日数 (普通速度)
アメリカ	17,850円	【既存レポート】 3～7営業日程度
カナダ		
西欧(注1)	29,400円	【新規レポート】 10～26営業日程度
北欧(注2)		
アジア・オセアニア(注3)	35,700円	
アジア・オセアニア(注4)		
その他		

(注1) 西欧：ベルギー・フランス・ドイツ・アイルランド・イタリア・オランダ・ポルトガル・スペイン・イギリス・オーストリア・アゾレス・リヒテンシュタイン・ルクセンブルク・サンマリノ・スイス・バチカン王国

(注2) 北欧：デンマーク・フィンランド・ノルウェー・スウェーデン

(注3) アジア・オセアニア1：香港・シンガポール・オーストラリア・ニュージーランド

(注4) アジア・オセアニア2：日本・台湾・中国・韓国・ベトナム

※新規調査、既存レポートとも一部例外を除き料金は変わりません。

※翻訳をご希望の場合は一部例外を除き翻訳料金が必要です。翻訳期間は一週間程です。

料金は調査依頼先によって異なります。

株式会社東京商工リサーチ (1ページあたり) 4,200円(税込)

株式会社帝国データバンク (4ページ以下) 12,600円(税込) (5ページ以上) 26,250円(税込)

※お届け方法は郵送(3～4営業日程度)かE-mail(当日～3営業日程度)

詳細は東京商工会議所ホームページか東京商工会議所の「企業信用調査サービス」パンフレットをご覧ください。

※調査の状況により、ご希望の情報が得られない場合もございます。その場合も所定の料金は発生致します。

貨物を発送する

Step 1 サービスを選ぶ

主なサービスの種類

A. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP)

緊急を要する貨物を、「速く、確実に」お届けするドア・ツー・ドアのサービスです。

B. フェデックス・インターナショナル・エコノミー (IE)

配達時間に余裕のある貨物を「より経済的な料金で、確実に」お届けするドア・ツー・ドアのサービスです。

	インターナショナル・プライオリティ(IP)	インターナショナル・エコノミー (IE)
配達所要時間*1	1～2営業日	2～4営業日
サービス適用国*2	世界220を超える国と地域	アメリカ (ハワイ、アラスカを含む)、アジア及びヨーロッパ主要都市。
支払方法	荷送人、荷受人*1、第三者*1	
マネーバック・ギャランティ制度	適用*3	
複数小口貨物	利用可能	
貨物1個当たりの最大重量	68kg	
航空貨物運送状1件あたりの最大重量	制限なし	

*1：状況により適用されない場合があります。詳細はカスタマーサービスにお問い合わせください。

*2：最新のサービス適用国はカスタマーサービスにお問い合わせください。

*3：状況により適用されない場合があります。適用除外条件の最新情報は、www.fedex.com/jp/services/info/scc.htmlの国際サービス規約をご覧ください。

その他様々なサービス

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト (IPF)

1個当たり69kgから997kgの貨物を、通関手続きを経たうえで、所定の時間に配達するドア・ツー・ドアのサービスです。

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト (BSO)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP) の速さと信頼性に加え、ご指定の通関業者の専門知識を組み合わせるサービスです。通関業者引渡し、もしくは通関後の当社による荷受人への配達もご利用いただけます。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクト・ディストリビューション (IPD)

発送元から同一の仕向国内の複数の宛先へ製品を迅速に配達する総合一貫輸送サービスです。貨物の数量、重量、サイズにかかわらず一括通関し、2～4営業日以内に各宛先へ配達します。

フェデックス・インターナショナル・ファースト (IF)

1個あたり68kgまでの貨物を、通関手続きを経た上で、全米の約5,000の郵便番号地域に翌営業日の現地時間午前8時までには配達するドア・ツー・ドアのサービスです。*出荷地により2営業日後となります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。

フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイト (IXF)

所定の時間に空港から空港へ配達するサービスです。アジアから世界に向けてご利用いただけます。

- | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. サービスを選ぶ | 2. 貨物を梱包する | 3. 出荷書類を作成する | 4. 貨物を発送・追跡する |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

Step 2 貨物を梱包する

貨物の梱包には、ご自身でご用意された梱包材もご利用いただけますが、フェデックスでは様々な用途・形態をもった各種梱包材をご用意しています。

カスタマーサービス (0120-003200) もしくは、ウェブサイト<https://www.fedex.com/jp/supplies>にて、梱包材 (サプライ) のオーダーを承っております。



フェデックス梱包材

梱包材	サイズ・特徴	注意点
① フェデックス・エンベロープ*	33.5×23.5cm A4サイズの書類を折らずに収納。	内容物、エンベロープ、航空貨物運送状等を含めた総重量が500gまで。フェデックス・エンベロープの特別料金は、重量が制限内の場合のみ適用されます。
② フェデックス・パック*	フェデックス・パック：30×39cm内寸 大型書類または小さめの品物用。	内容物、パック、航空貨物運送状等を含めた総重量が2.5kgまで。フェデックス・パック、フェデックス・エクストラ・ラージ・パックの特別料金は重量と容積重量が共に制限内の場合のみ適用されます。
フェデックス・エクストラ・ラージ・パック*	フェデックス・エクストラ・ラージ・パック：44×52cm 内寸 軽量でかさばる品物用。	
③ フェデックス・パック (緩衝材入り)*	エアパッキン (気泡緩衝材) 入りで、CDやビデオ・テープ、図面等、特別な保護が必要な壊れやすい品物用。	内容物、パック、航空貨物運送状等を含めた総重量が2.5kgまで。フェデックス・パックの特別料金は重量が制限内の場合のみ適用されます。
④ フェデックス・ボックス#	スモール：31×27×3.8cm ミディアム：33×29×6cm ラージ：45×31×7.6cm 内寸 品物に応じて使い分けできる簡易密封式ボックス。	運送料金は重量に応じて設定されます。
⑤ フェデックス・チューブ#	96×15×15cm 内寸 図面、ポスター等、折りたたむより丸めて送りたい場合に最適な簡易密封式チューブ。	運送料金は重量に応じて設定されます。
⑥ フェデックス10kgボックス及びフェデックス25kgボックス#	10kg：40×32×25cm 25kg：54×42×33cm 共に内寸 お荷物をガードする丈夫な撥水加工ボックス。	フェデックス10kgボックス及びフェデックス25kgボックスは、世界をシンプルに区分したゾーン別均一料金で経済的にご利用いただけます。

*①、②、③に関して、貨物の総運送申告価格と税関への総申告価格の上限は、100米ドルまたは、重量1ポンド当たり9.07米ドル (1キログラムあたり20米ドル) のいずれか大きい金額です。

#④、⑤、⑥に関して、貨物の総運送申告価格と税関への総申告価格は、仕向地や内容物により異なりますので、詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。

1. サービスを選ぶ 2. 貨物を梱包する 3. 出荷書類を作成する 4. 貨物を発送・追跡する

ご自身でご用意された梱包材をご利用の場合

ご自身でご用意された梱包材をご利用の場合

- フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP) サービスをご利用される際、以下のガイドラインに沿って梱包材をご用意くださいますようお願いいたします。

- ・最大重量は、貨物1個当たり68kg/150lbs⁺まで。
- ・最大長辺と胴回りの合計は、最大330cm⁺まで。[胴回り=(高さ×2)+(幅×2)]
- ・最大長辺は、274cm⁺まで。⁺仕向地によって異なります。

- 大きさと重量に関する制限は、仕向国によって異なります。詳細は、カスタマーサービスにお問い合わせください。

ご注意

*特別価格品 (アンティーク、芸術、美術品、ガラス製品、毛皮、収集品、貴金属など) の貨物の運送申告価格の上限は1,000米ドルまたは1キログラム当たり20米ドルのいずれか大きい金額です。詳細は、カスタマーサービス0120-003200へお問い合わせください。

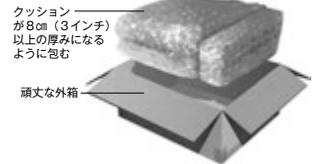
ダンボールを使った一般的な梱包のガイドライン

大事な荷物が輸送中に壊れないために、下記の梱包方法を参考にしてください。できる限り嚴重な梱包を行うことで、貨物への不測のダメージを避けることができます。特別な梱包の方法、封印ラベル貼り付けなど、梱包に関する詳細は、ウェブサイトwww.fedex.com/jp/services/tools/から「梱包についてのガイド」をご覧ください。

■一重箱詰め法

- ・非耐久消費財 (衣料品や繊維製品等) のような壊れにくい品物は、頑丈な外箱に収納してください。
- ・丸めた新聞紙、発泡バラ緩衝材、または気泡クッション材 (バブルラップ®) 等の荷敷きで隙間をなくすことにより、運送中の品物が箱内で動くのを防ぐことができます。
- ・ほこり、水分、または湿気に影響されやすい品物はビニール袋の中に入れてください。
- ・小さい部品、または顆粒状のこぼれる可能性のある品物は、黄麻布製または粉末不漏性のビニール製の袋など丈夫な密閉容器に収納した上で、さらに頑丈な外箱に収納してください。
- ・パッケージの封印時には、H状法によりテープを貼ってください。

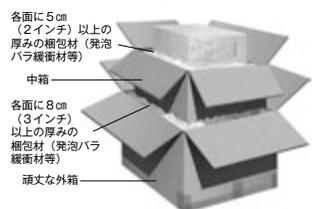
包装材を利用した一重箱詰め法



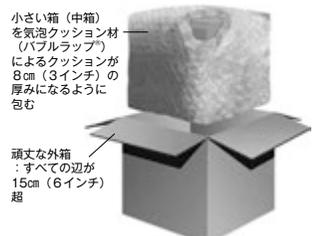
発泡バラ緩衝材を利用した一重箱詰め法



発泡バラ緩衝材を利用した二重箱詰め法



気泡クッション材 (バブルラップ®) を利用した二重箱詰め法



■二重箱詰め法

- ・品物を、段ボール箱内にちょうど収まるように、個別に厚さ5cm (2インチ) 以上の気泡クッション材 (バブルラップ®) または発泡材で包装します。
- ・丸めた新聞、発泡バラ緩衝材、その他のクッション材を用いて、箱内で品物が動くのを防ぎます。
- ・中箱をH状法によりテープで封印します。これにより予期せず箱が開くのを防ぎます。
- ・中箱より長さ、幅、深さが15cm (6インチ) 以上の大きさの外箱を用意します。
- ・大きいほうの頑丈な外箱の中に中箱がちょうど収まるようクッション材を施します。
- ・壊れやすい品物は、個別にバブルラップ®等の気泡クッション材が8cm (3インチ) 以上の厚みになるように包み、発送してください。

1. サービスを選ぶ
2. 貨物を梱包する
3. 出荷書類を作成する
4. 貨物を発送・追跡する

航空貨物運送状の書き方

品名	数量	単位	重量	容積	原産国	単価	総額
Drills, portable, electric	3508	10	Japan	¥25,000			
Drill Bits, 1/4"	8207	30	Japan	¥5,000			
JSS							¥30,000
JSS							¥30,000
JSS							¥30,000

- 統計品目番号：各品目の税番分類番号（HSコード）がお分かりの場合はご記入ください。
- 製造国：各品目の原産国名をお書きください。
- 税関への総申告価格：税関当局が関税額等を決定する際に必要となります。各品目について、販売価格もしくは取替えにかかる金額をお書きいただき、その合計を「税関への総申告価格」の欄にご記入ください。
- 貨物の総運送申告価格：フェデックスが貨物の損害等を賠償する際に必要となる金額です。「税関への総申告価格」と同額もしくはそれ以下でなければなりません。

4 サービス

ご利用のサービスをお選びください。記載がない場合、自動的にフェデックス・インターナショナル・プライオリティ（IP）による運送となります。

5 パッケージ

ご利用のパッケージ（梱包資材）をお選びください。

6 特別取扱品

フェデックス営業所留め、または土曜日配達をご希望の場合は、該当する項目をチェックしてください。ただし、仕向国・営業所によってはこれらの取り扱いができない場合がありますので、事前にカスタマーサービスにて（0120-003200または043-298-1919）ご確認ください。

7a 支払方法—運送料請求先

ご希望のお支払い方法をご指定ください。いずれのお支払い方法をお選びの場合でも、荷送人のアカウント・ナンバーは①に記入しておいてください。

- 「荷送人払い」の場合は、①にご記入いただいたフェデックス・アカウント・ナンバーに請求されます。
- 「荷受人払い」「第三者払い」の場合は、お支払いになる方のフェデックス・アカウント・ナンバーを下に必ずご記入ください。
- クレジットカードでお支払いの場合は、カードの種類、番号、有効期限を下にご記入ください。日本でご利用になれるクレジットカードはAMEX、VISA、マスターカード、ダイナースクラブ、JCBです。
- クレジットカード払いのフェデックス・アカウント・ナンバーをご登録いただいている場合は、そのナンバーを①に記載し、この欄は「荷送人払い」をお選びください。
- 「現金/小切手」によるお支払いをお受けできない地域もあります。

7b 支払方法—税金請求先

ご希望のお支払い方法をご指定ください。ご指定のない場合には、受取人払いが認められている国においては、自動的に荷受人に請求されます。「第三者払い」の場合は、請求先のフェデックス・アカウント・ナンバーをご記入ください。仕向地によっては、第三者払いをご利用頂けない場合があります。

8 荷送人の備考欄

最初の24文字（英数字）が請求書に記載されます。必要に応じてご記入ください。

9 追加情報と署名

荷送人の承認欄にご署名ください。

1 発送元

発送日、アカウント・ナンバー及び、荷送人の氏名、会社名、住所、電話番号、郵便番号を記入。

重要：郵便番号がないと配達に遅れが生じる場合があります。

2 宛先

荷受人の氏名、会社名、住所、電話番号、郵便番号を記入。また輸入番号がわかる場合は、記入。

重要：郵便番号がないと配達に遅れが生じ、仕向地によっては受託できない場合があります。

3 貨物明細

●パッケージ総個数・総重量・容積：貨物の総個数・総重量（kg）及び貨物の長さ/高さ/幅（cm）を記入。

●品名：出荷する各品目の内容を正確に出来るだけ詳しくお書きください。（「Gift」「Sample」「Parts」等の記載だけでは不十分で、どのような商品か、何のためのサンプルか、どのような機械の部品かを具体的にお書き頂く必要があります。）また、記入するスペースが不足する場合には、主な品目を記入し、余白に「As detailed on the Commercial Invoice」とお書きください。

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. サービスを選ぶ | 2. 貨物を梱包する | 3. 出荷書類を作成する | 4. 貨物を発送・追跡する |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

ご記入のポイント

「貨物の総重量」と「容積重量」

「貨物の総重量」の欄には必ず正確に量った値をご記入ください。なお、フェデックスは、貨物受託後に実際の貨物の重量を計量し、運送料金はフェデックスの計量した貨物の重量、すなわち、実重量および容積重量に基づき算定されます。「容積重量」とは航空貨物業界の基準で、以下の計算で算出された重量をいいます。実重量に比べ容積重量が大きい貨物の場合、運送料金は容積重量に基づいて請求されます。容積重量に基づく運送料金の算定方法は1パッケージ単位または1貨物単位を対象として、フェデックスのパッケージを含めすべての貨物に適用されます。

容積重量 (kg) = パッケージの長さ (cm) × 幅 (cm) × 高さ (cm) ÷ 5,000 (立方センチメートル当たりのキログラムによる標準密度)

「貨物の総運送申告価額」と「税関への総申告価額」

航空貨物運送状には「貨物の総運送申告価額」と「税関への総申告価額」を記入する欄があります。万が一の場合に適切な補償をお受けいただくためにも、以下の点にご注意のうえご記入ください。

税関への総申告価額

税関で関税その他税金を納める際に必要となる金額です。この金額は貨物の損害賠償額算定のもとになるものではありません。

貨物の総運送申告価額

フェデックスが損害を賠償する際に必要となる金額です。万が一フェデックスの過失によって貨物の破損や滅失が起こった場合の損害賠償は、この欄にご記入いただいた運送申告価額が上限となります。この欄にご記入がない場合、フェデックスに対して価額の申告がない貨物としての取扱となり、関連の国際条約の下では、フェデックスの賠償責任限度額は、適用される条約に応じ（仕向国により）、1キログラム当たり17SDR、19SDR、または20米ドルに制限されています。もし何らかの理由により国際条約がフェデックスの賠償責任に適用されない場合、フェデックスの賠償責任限度額は、1貨物当たり100米ドルまたは1キログラム当たり20米ドルのいずれか大きい金額に制限されています。「貨物の総運送申告価額」が「税関への総申告価額」を上回ることではできませんのでご注意ください。なお、フェデックス・エンペロップ、フェデックス・バックをご利用の場合、税関への総申告価額および貨物の総運送申告価額の上限は100米ドルです。

◎貨物の総運送申告価額を申告された場合には、所定の従価料金がかかります。

同じ貨物を送るにも「貨物の総運送申告価額」を記入した場合としない場合では、万が一のときの賠償に大きく差がでます。

(例) 米国へ15kgで700,000円の貨物を送る場合



Aさん：

「税関への総申告価額」の欄に「¥700,000」と記入、「貨物の総運送申告価額」は空欄

▼
「貨物の総運送申告価額」欄への記入がないため、フェデックスへの価額申告がない貨物としてのお取扱いとなります。

▼
賠償額の上限は「 $15\text{kg} \times 19\text{SDR} = 285\text{SDR}$ 」

◎SDR(特別引出権)のレートは毎日変動します。

◎仕向国によっては1キログラム当たり17SDRまたは20米ドルの賠償になる場合があります。



Bさん：

「税関への総申告価額」の欄と「貨物の総運送申告価額」の両欄に「¥700,000」と記入。所定の従価料金をお支払いいただきました。

▼
「貨物の総運送申告価額」欄への記入があるので、フェデックスに15kgで70万円の価額の申告をしたこととなります。

▼
賠償額の上限は70万円

※貨物の遅れ、破損、滅失によって起こった二次的損失への補償は一切いたしかねます。

※特別価額品（アンティーク、芸術・美術品、ガラス製品、毛皮、收藏品、貴金属など）の貨物の総運送申告価額の上限は1貨物当たり1,000米ドルまたは1キログラム当たり20米ドルのいずれか大きい金額です。

※貨物の破損・滅失の程度により損害賠償額は変わります。申告された価額の全額が支払われるとは限りません。

高額な貨物を送られる場合はもちろん、通常の貨物でも「貨物の総運送申告価額」をご記入の上、従価料金をお支払いいただくか、お客様ご自身で貨物に保険をおかけになることをおすすめします。

申告価額と賠償責任の限度についての詳細は、フェデックスの「国際サービス規約」をご参照いただくか、カスタマーサービス0120-003200へお問い合わせください。

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. サービスを選ぶ | 2. 貨物を梱包する | 3. 出荷書類を作成する | 4. 貨物を発送・追跡する |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

コマーシャル・インボイス

COMMERCIAL INVOICE (全て英文でご記入ください。)

INTERNATIONAL AIR WAYBILL NO. 航空貨物運送状(送り状)番号	8496 1301 7851	(NOTE: All shipments must be accompanied by a FedEx International Air Waybill) すべての貨物にフェデックスの航空貨物運送状をご用意ください。
DATE OF EXPORTATION (輸出年月日)	Feb. 09, 2012	SHIPPER'S EXPORT REFERENCES (i.e. order no., invoice no.) (荷送人の備考欄 例: オーダー番号、請求書番号 等)
SHIPPER / EXPORTER (complete name, address, telephone, Business Registration No / Customs / Tax ID No. e.g. GST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SSN, or as locally required) (荷送人 輸出者の郵便番号-住所-氏名-電話番号-登記番号などJIC: GST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SSN等の各国で必要となる納税者証明番号)	CONSIGNEE (complete name, address, telephone, Business Registration No / Customs / Tax ID No. e.g. GST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SSN, or as locally required) (荷受人の郵便番号-住所-氏名-電話番号-登記番号などJIC: GST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SSN等の各国で必要となる納税者証明番号)	
Chujiro Yoshida Export International Co. Ltc 100 - 100 Marunouchi 1 chome Chiyoda-Ku, Tokyo, 100 - 0005 JAPAN Phone: 03 - 9876 - 5432	Mr. Michael Heldy ABC Electronics, Inc. 1234 Any Street, Austin, TX, 78700 - 0001, U.S.A Phone: 512 - 345 - 678 EIN# 098 - 765 - 4321	
COUNTRY OF EXPORT (輸出元の国)	Japan	IMPORTER - IF OTHER THAN CONSIGNEE (complete name, address and telephone) (輸入者が荷受人以外の場合は、輸入者の住所-氏名-電話番号)
REASON FOR EXPORT (e.g. personal gift, return for repair) (輸出する理由 例: 個人的な贈り物、修理のための返品 等)	Trade Show / Fair	
COUNTRY OF ULTIMATE DESTINATION (最終仕向国)	U.S.A	

COUNTRY OF ORIGIN 品物の原産国	MARKS/ NO S. 外装表示	NO. OF PKGS パッケージ数	TYPE OF PACKAGING 梱包の種類	FULL DESCRIPTION OF GOODS 品名の詳細	HS Code 税率番号	QTY 数量	UNIT OF MEASURE 数量の単位	WEIGHT 重量	UNIT VALUE 単価	TOTAL VALUE 合計
Japan	As addressed	1	carton	Drills, portable, Electric Serial No. 1123	8508.10	1	piece	3 kg	JPY 25,000	JPY 25,000
Japan				Drills Bits, 1/4" HSS Serial No. 3345	8207.90	5	set	1 kg	JPY 5,000	JPY 5,000

TOTAL PKGS パッケージ数の合計	1	TOTAL WEIGHT 合計重量	4 kg	CURRENCY 通貨	JPY	TOTAL INVOICE VALUE インボイス合計金額	30,000
-------------------------	----------	----------------------	-------------	----------------	------------	----------------------------------	---------------

Check if applicable 該当するものを選択

Payment Method 支払い方法	Check one 一つ選択
<input type="checkbox"/> L/C信用状	<input checked="" type="checkbox"/> F.O.B
<input checked="" type="checkbox"/> T/T電信送金	<input type="checkbox"/> C & F
<input checked="" type="checkbox"/> Othersその他	<input type="checkbox"/> C.I.F.

I DECLARE ALL THE INFORMATION CONTAINED IN THE INVOICE TO BE TRUE AND CORRECT.
このインボイスに書かれたことは全て正確であり、真実であることを証します。

<p style="font-size: 24pt; color: blue;"><i>Chujiro Yoshida</i></p> <p>SIGNATURE OF SHIPPER/EXPORTER 荷送人 輸出者の署名</p> <p style="font-size: 18pt; color: blue;">Chujiro Yoshida</p> <p>NAME (PLEASE PRINT) 名前 (活字体でお書き下さい)</p>	<p style="font-size: 18pt; color: blue;">Sales Manager</p> <p>TITLE (PLEASE PRINT) 役職名 (活字体でお書き下さい)</p>	<p style="font-size: 18pt; color: blue;">February 09, 2012</p> <p>DATE 日付</p>
--	--	--

- | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 1. サービスを選ぶ <input type="checkbox"/> | 2. 貨物を梱包する <input type="checkbox"/> | 3. 出荷書類を作成する <input checked="" type="checkbox"/> | 4. 貨物を発送・追跡する <input type="checkbox"/> |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--|--|

コマーシャル・インボイスの書き方

コマーシャル・インボイスは、書類以外の貨物の輸出入通関の際に税関当局に提出しなければならない重要な書類です。必要記載事項は、仕向国や発送する商品の種類、価額、数量によって異なります。コマーシャル・インボイスのご記入方法は、下記のステップに従ってください。

記入用紙は、ウェブサイト www.fedex.com/jp/services/tools/ からダウンロードしていただけます。作成できましたら、コピーを2部お取りいただき、オリジナルとあわせて3部すべてに直筆でご署名のうえ、貨物および航空貨物運送状と一緒にお願いします。

① 航空貨物運送状（送り状）番号

当該貨物の航空貨物運送状番号（フェデックストラッキングナンバー）をご記入ください。

② 輸出年月日

フェデックスが貨物をお預かりする日をご記入ください。

③ 荷送人情報

荷送人／輸出者の郵便番号・住所・氏名・電話番号・登記番号ならびにGST/RFC/VAT/IN/EIN/ABN/SNN等各国で必要となる納税者証明番号（日本の場合、源泉徴収票または確定申告書の法人番号または整理番号）をご記入ください。

④ 輸出元の国名

Japanとご記入ください。

⑤ 輸出する理由

商用 (commercial)、個人的な贈答品 (personal gift)、修理のための返品 (return for repair) など、輸出する理由を選択もしくは具体的に記入ください。

⑥ 最終仕向国名

お届け先の国名をご記入ください。

⑦ 荷送人備考欄

オーダー番号、請求書番号など必要があればご記入ください。

⑧ 荷受人情報

荷受人の郵便番号・住所・氏名・電話番号・登記番号ならびにGST/RFC/VAT/IN/EIN/ABN/SNN等各国で必要となる納税者証明番号をご記入ください。

⑨ 輸入者の情報

受取人と輸入者が異なる場合は、輸入者の氏名、電話番号、住所をご記入ください。

⑩ 品物の原産国

関税規制に従い、製品が栽培もしくは採掘、または製造された国名をご記入ください。

⑪ 外装表示

パッケージに付されている特定の外装表示をご記入ください。

⑫ パッケージ数

各品目ごとの合計パッケージ数をご記入ください。

⑬ 梱包の種類

ロール、チューブ、カートン等、使用する梱包の種類をご記入ください。

⑭ 品名の詳細

発送する貨物の品名、型式、シリアル・ナンバー等の詳細をご記入ください。通関手続きが迅速に行われるよう、貨物の内容はできるだけ詳しくご記入ください。

COMMERCIAL INVOICE (全て英文でご記入ください。)

INTERNATIONAL AIRWAYBILL NO. 航空貨物運送状の番号: **① 8496 1301 7851** (NOTE: All shipments must be accompanied by a valid International Air Waybill. すべての貨物は有効な国際航空貨物運送状と一緒に送付ください。)

DATE OF EXPORTATION (輸出年月日): **② Feb. 09, 2012** SHIPPER'S EXPORT REFERENCE (e.g. contract, invoice No.): **⑦ Invoice No. 012345**
 輸出年月日: 2012年2月9日 荷主の輸出参照: 契約・送り状・請求書番号

SHIPPER / EXPORTER (complete name, address, telephone, Business Registration No./ Customs / Tax ID No. e.g. GST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SNN, or as locally required) 荷主/輸出者の郵便番号・住所・氏名・電話番号・登記番号(日本にGST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SNN等の各税号を必要とする納税者証明番号)
③ Chujiro Yoshida
 Export International Co. Ltd.
 100 - 100 Marunouchi 1 chome
 Chiyoda-Ku, Tokyo, 100 - 0005 JAPAN
 Phone: 03 - 9876 - 5432

CONSIGNEE (complete name, address, telephone, Business Registration No./ Customs / Tax ID No. e.g. GST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SNN, or as locally required) 荷主/輸出者の郵便番号・住所・氏名・電話番号・登記番号(日本にGST / RFC / VAT / IN / EIN / ABN / SNN等の各税号を必要とする納税者証明番号)
⑧ Mr. Michael Healy
 ABC Electronics, Inc.
 1234 Any Street, Austin, TX,
 78700 - 0001, U.S.A
 Phone: 512 - 345 - 678 EIN# 098 - 765 - 4321

COUNTRY OF EXPORT (輸出元国名): **④ Japan** IMPORTER / IF OTHER THAN CONSIGNEE (complete name, address and telephone) 輸入者の郵便番号・住所・氏名・電話番号:
⑨ Trade Show / Fair

COUNTRY OF ULTIMATE DESTINATION (最終仕向国名): **⑥ U.S.A**

MARKS / NO. OF PKGS. (商標/箱数)	NO. OF PKGS. (箱数)	TYPE OF PACKAGING (梱包の種類)	FULL DESCRIPTION OF GOODS (品名の詳細)	HS Code (税則番号)	QTY (数量)	UNIT OF MEASURE (計量単位)	WEIGHT (重量)	UNIT VALUE (単価)	TOTAL VALUE (総計)
⑩ Japan	⑪ As addressed	⑫ 1	⑬ carton						
			⑭ Drills, portable, Electric Serial No. 1123	850810	1	piece	3 kg	JPY 25,000	JPY 25,000
Japan			Drills Bits, 1/4" HSS Serial No. 3345	820790	5	set	1 kg	JPY 5,000	JPY 5,000
TOTAL PKGS. (合計箱数)		1		TOTAL WEIGHT (総重量)		4 kg		CURRENCY (通貨)	TOTAL INVOICE VALUE (合計請求書総額)
								JPY	30,000

I DECLARE ALL THE INFORMATION CONTAINED IN THE INVOICE TO BE TRUE AND CORRECT. このインボイスに書かれたことは全て正確であり、真実であると保証します。

SIGNATURE OF SHIPPER/EXPORTER (荷主/輸出者の署名): **Chujiro Yoshida** February 09, 2012
 氏名 (印刷): **Chujiro Yoshida** 役職名 (印刷): **Sales Manager**

1. サービスを選ぶ
2. 貨物を梱包する
3. 出荷書類を作成する
4. 貨物を発送・追跡する

コマーシャル・インボイスの書き方 (続き)

* 「Gift」「Sample」「Parts」などの記載だけでは内容が不明なため、通関手続きに遅れが生じる場合があります。どのような商品か、何のサンプルか、どのような機械の部品かを具体的にお書きください。
 * ビデオテープを送る場合は次の項目をご記入ください：ビデオテープの幅と種類（例：1/2インチ、VHS）/ビデオテープの長さの分數表示/録画時間/録画内容/モノクロ・カラーの別/使用目的

特定のカテゴリーの貨物に対しては、以下のガイドラインが適用されます。

- 修理のために発送される品物
型(部品)名とシリアル・ナンバーをご記入ください。また、発送する理由を正確に記載してください。
"used steel fly wheel for lathe returned for repair"(例：旋盤用のスチール・フライ・ホイールを修理のため返品)
- 機器の部品
それぞれの部品について部品の名称と型式の詳細を簡潔にご記入ください。
"fuel pump Model D-Serial Number 811256 for ABC 3-ton truck Model 7"(例：ABC 3トントラック7型用の運量ポンプD型、シリアル・ナンバー811256)
- 非繊維製品のサンプル
それぞれのサンプル名と使用目的を詳細にご記入ください。
"seven assorted and differently coloured samples of plastic laminate described in contract bid.Not for resale."(例：契約書に記載の通り、7種の仕分けされた、色の異なるプラスチック積層板のサンプル。転売不可)
- すべての繊維製品(完成品、生地、材料見本を含む)
繊維製品は、織物の構成、加工の型式、誰が使用するのか、どのような装飾品なのか等、詳細にご記入ください。
"Lady's short sleeved 100% cotton sewn blouse with pearl buttons"(例：女性用縫製された綿100%の真珠ボタン付き半袖ブラウス)
サンプルは、商品見本(不完全サンプル・カット入り)もしくは商品見本(不完全サンプル・マーク入り)のいずれかを記載してください。
"Marked Samples-Not for resale"(例：商品見本(不完全サンプル・マーク入り)一転売不可)

*輸出入国によって要求される情報が異なる場合もあります。詳しくはカスタマーサービス0120-003200へお問い合わせください。

*コマーシャル・インボイス14と、4ページの航空貨物運送状(AWB)の3が一致するよう明確にご記載ください。

15 税率番号

各品目の税番分類番号(HSコード)がおわかりの場合はご記入ください。

16 数量

各品目毎の数量をご記入ください。
 *「1lot」のような記載では具体的な数量と認められません。具体的な数量がわかる単位を使用してください。

17 数量の単位

個、本、式、組、ヤード(pieces, sets, pairs, yards)等をご記入ください。

18 重量

各品目ごとの重量と単位をご記入ください。

19 単価

品目単位あたりの価額を正確にご記入ください。
 *単一の通貨単位を使用してください。品目別に異なる通貨単位の表記(品目1は米ドル、品目2は日本円など)は、同一インボイス上では認められません。

20 合計

各品目の価額の合計を正確にご記入ください。
 *単一の通貨単位を使用してください。

21 パッケージ数の合計

貨物の総個数をご記入ください。

22 合計重量

貨物の総重量をご記入ください。

23 通貨

通貨名をご記入ください。

24 インボイス合計価額

インボイスに記載されたすべての品物の合計価額を正確にご記入ください。

*単一の通貨単位を使用してください。

25 支払条件/建値

該当するものをチェックしてください。

26 荷送人の署名・日付

荷送人の宣誓内容を証するため署名と役職名・日付をご記入ください。署名欄には、3部すべてに直筆でご署名ください。

COMMERCIAL INVOICE (全て英文でご記入ください)

INTERNATIONAL AIR WAYBILL NO. 8496 1301 7851 (NOTE: All shipments must be accompanied by a FedEx International Air Waybill)

DATE OF EXPORTATION (輸出年月日) Feb. 09, 2012 (SHIPPER'S EXPORT REFERENCES (社名、輸出番号) Invoice No. 012345)

SHIPPER (輸出者) (complete name, address, telephone, Business Registration No./Customers Tax ID No. e.g. GST# EPC# VAT# (VAT# EPC# VAT# or as locally required))
 Chujiro Yoshida
 Export International Co. Ltd
 100 - 100 Marunouchi 1 chome
 Chiyoda-Ku, Tokyo, 100 - 0005 JAPAN
 Phone 03 - 5576 - 5432

CONSIGNEE (受取人) (complete name, address, telephone, Business Registration No./Customers Tax ID No. e.g. GST# EPC# VAT# (VAT# EPC# VAT# or as locally required))
 Mr. Michael Heldy
 ABC Electronics, Inc.
 1234 Any Street, Austin, TX,
 78700 - 0001, U.S.A.
 Phone 512 - 345 - 8789 EIN# 098 - 765 - 4321

COUNTRY OF EXPORT (輸出国) Japan (IMPORTER (受取人) (OTHER THAN CONSIGNEE) (complete name, address and telephone))
 Trade Show / Fair

COUNTRY OF ULTIMATE DESTINATION (最終目的地) U.S.A.

COUNTRY OF ORIGIN (原産国)	MARKS (商標)	NO. OF PKGS (パッケージ数)	TYPE OF PACKAGING (梱包の種類)	FULL DESCRIPTION OF GOODS (品名の詳細)	HS Code (HSコード)	QTY (数量)	UNIT OF MEASURE (単位)	WEIGHT (重量)	UNIT VALUE (単価)	TOTAL VALUE (合計)
Japan	As addressed	1	carton	Drills, portable, Electric Serial No. 1123	850810	1	piece	3 kg	JPY 25,000	JPY 25,000
Japan				Drills Bits, 1/4" HSS Serial No. 3345	820790	5	set	1 kg	JPY 5,000	JPY 5,000

TOTAL PKGS (パッケージ数) 21 (TOTAL WEIGHT (総重量) 4 kg (CURRENCY (通貨) JPY (TOTAL VALUE (合計) 30,000)

SIGNATURE OF SHIPPER/EXPORTER (輸出者 輸出者の署名) Chujiro Yoshida (TITLE (PLEASE PRINT) (役職名) Sales Manager) (DATE (日付) February 09, 2012)

貨物の輸出に際しては、経済産業大臣の許可や、仕向先国の輸入認可等が必要となる品物があります。対象となる品目はコンピュータ関連商品、通信機器、食品、医療品、化学品、繊維製品など多岐にわたります。詳細については、ウェブサイトwww.fedex.com/jpをご覧ください。カスタマーサービス0120-003200にお問い合わせください。

1. サービスを選ぶ 2. 貨物を梱包する 3. 出荷書類を作成する 4. 貨物を発送・追跡する

Step 4 貨物を発送・追跡する

集荷予約と集荷締切時間

集荷予約、最終集荷締切時間のご確認は、カスタマーサービス0120-003200もしくは043-298-1919へお問い合わせください。

フェデックスの貨物持ち込み場所から発送する

フェデックスワールドサービスセンター、フェデックス営業所、フェデックス・オーソライズド・シップセンターもしくはドロップボックスにて、貨物のお持ち込みをお受けいたします。お持ち込みのお荷物には正規運送料金より割引が適用されます*。

*既に割引料金が適用されているアカウント・ナンバーをお持ちのお客様には割引率の高い方が適用されます。

オンラインでの貨物の追跡

オンラインでいつでも簡単に発送された貨物の追跡が可能です。ウェブサイトwww.fedex.com/jp/trackingをご覧ください。このオンラインツールでは、以下の確認ができます。

- 一度に30個の貨物の追跡
- 通関の遅れなど貨物の状況を登録されたEメールアドレスへ自動配信
- 貨物の配達証明を登録されたEメールアドレスへ自動配信
- 日本語、中国語、韓国語などを含む16種類の言語で貨物の情報配信
- 貨物受取者の確認

FedEx Ship Manager™ at fedex.com

FedEx Ship Manager™ at fedex.comにて、さまざまな方法により貨物の追跡が可能です。

- 出荷履歴から貨物の追跡
- 運送状番号から貨物の追跡
- 参照番号から貨物の追跡
- 登録されたEメールアドレスへ貨物配送状況の通知

輸出先国の規制について

各国・地域の輸入に対する規制（日本からの輸出）は日々変更されており、輸出を行う前に、下記サイト等で最新情報を確認してください。

- フェデックス：輸出・輸入ニュース
各国・地域の最新通関・規制に関する情報が集約 www.fedex.com/jp/about/custom
- フェデックス：通関書類（日本からの輸出入）
一般的に用いる通関書類 www.fedex.co.jp/shipdoc
アメリカと中国への輸出の際に必要な通関書類と金融情報 www.fedex.com/jp/services/tools/shipdocuments.html
- JETRO(日本貿易振興機構)：貿易管理制度
「Home」→「海外ビジネス情報」→「国・地域別情報」→「国・地域」→「貿易管理制度」もしくは「国名(地域名)」 「輸出」「規制」で検索
例)EUの貿易管理制度ページ www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade_02

-
- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 1. サービスを選ぶ | 2. 貨物を梱包する | 3. 出荷書類を作成する | 4. 貨物を発送・追跡する |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
-

貨物を輸入する

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ（IP）は世界220を超える国と地域からご利用いただけます。また、フェデックス・インターナショナル・エコノミー（IE）は、配達時間に余裕のある貨物をより経済的な料金で米国およびアジアからご利用いただけます*。

フェデックスでは、日本のお客様専用、通貨に影響されない日本への輸入用運送料金（日本着払い）の「インポートワン」をご利用いただけます。輸出も輸入も一つのフェデックス・アカウント・ナンバーにて便利にお支払いいただけます。

Step 1 海外の荷送人から貨物発送の知らせを受ける

- 海外の荷送人が集荷予約を取り、お客様宛てに貨物を発送します。
- 荷送人は、FedEx Ship Manager™ at fedex.comのEメール通知機能を利用して、荷受人であるお客様へEメールにて配達更新状況の通知を配信することが可能です。
- 荷受人であるお客様を運送料金の支払先に指定することが可能です（日本着払い）。

Step 2 関税その他税金について

- 関税は品物の種類、その販売価格、製造国、使用目的によって決定されます。
- 関税その他税金についての詳細は、下記ウェブサイトでご確認いただけます。www.fedex.com/jpから「Customs Tools」タブ→「Estimate Duties and Taxes(英語版)」へアクセスしてください。FedEx Ship Manager™ at fedex.comと共通のID、パスワードでご利用いただけます。
- 関税その他税金が発生した場合、後日請求書にてご案内いたします。

Step 3 貨物を追跡する

- オンラインの貨物追跡システムにより、お客様の貨物の状況について（配達遅延の原因となり得る例外などが発生した場合や、配達完了時の通知）の自動配信によるEメール通知を受け取ることができます。言語は16種類からご利用いただけます。
- 荷受人や関係者へ貨物追跡結果の詳細をEメールにて配信することもできます。

Step 4 貨物の受領

- フェデックスにて、お客様の貨物の通関手続きを迅速かつスムーズにとり行います。
- 配達先が東京23区内および該当する関東の一部地域⁺の場合には、貨物が成田空港に到着後、その日のお届けいたします*。

#フェデックス・インターナショナル・エコノミー（IE）サービス適用地域はカスタマーサービスにお問い合わせください。

+詳細はカスタマーサービスにお問い合わせください。

*通関の遅れ等、状況によって適用されない場合があります。詳細はカスタマーサービスにお問い合わせください。

輸入貿易について

日本税関に「文書による事前教示制度」という輸入税関をスムーズに行うための制度があります。

具体的内容

輸入を予定している貨物に係る「関税分類」、「関税評価上の取扱い」、「原産地」について、文書で照会す

ることにより、文書で回答を受けることができる制度。税関は、照会書の受理後、関税類や原産地については30日以内の極力早期に、関税評価については90日以内の極力早期に回答するように努めています。

メリット

- 文書回答は通関審査で尊重され、スムーズに通関できます。(口頭の回答は単なる参考)
- 文書回答は3年間有効、かつ日本全国どここの税関でも有効
- 輸入に先立って、原価計算が可能

手続きと書類

- 「事前教示に関する照会書」に必要事項を記載し、必要な各種資料を添付して、税関の担当部門に提出。
- 事前教示照会書（関税分類照会、関税評価照会、原産地照会）は、税関ホームページwww.customs.go.jpからダウンロードできます。

参照：横浜税関「文書による事前教示制度」

http://www.customs.go.jp/yokohama/tsukankankei/jizenkyoujii_pr.pdf

フェデックス連絡先

カスタマーサービス：0120-003200（043-298-1919）

プッシュフォン・サービス

お電話なら24時間集荷予約をお受けしております。24時間自動応答プッシュフォン・サービスは0120-003200もしくは043-298-1919へお電話ください。

①（日本語選択）、②（英語選択）を押してからご希望のサービス番号を押してください。

プッシュホン・サービス・メニュー		
最初に選択	次に選択	サービス
①	①	集荷予約：書類のみ
	②	集荷予約：総重量150キロ以下の貨物
	③	集荷予約：総重量150キロ超、また危険品を含む貨物
②	①	貨物の追跡、配達状況の確認
	③	請求書に関するお問合せ
	④	カスタマーサービスにおつなぎする場合*
③	—	発送済み貨物の送料確認
④	—	サプライ・オーダー（航空貨物運送状・梱包材のオーダー）
④	①	集荷に関するお問合せ （カスタマーサービスのオペレーターが対応いたします*。）
	②	その他のお問合せ （カスタマーサービスのオペレーターが対応いたします*。）

* カスタマーサービス営業時間【月～金】 8：00-20：00【土曜日】 8：30-17：30【日曜日】 休日【祝日】 9：00-18：00

テクニカルサポート・ヘルプデスク：0120-861585（043-298-1585）

電話受付業務時間：月～金 9：00-20：00（日本語対応）

月曜から金曜までの上記時間外、および土曜、日曜、祝日は英語による対応となります。

Eメール：fdxhelpdesk@fedex.com

はじめての方へのご利用ガイド：www.fedex.com/jp/newcustomer

お客様に出荷準備をスムーズにさせていただけるよう、必要な情報とサポートをご提供いたします。

- ・サービスガイド最新情報（参照：www.fedex.com/jp/newcustomer/jp/serviceguide.pdf）
- ・運送料金と配達予定所要時間の確認
- ・オンラインで書類作成ができるFedEx Ship Managerユーザーガイド
- ・国際サービス規約
- ・フェデックス・アカウント・ナンバーの登録フォーム
- ・フェデックス梱包材のオーダー
- ・梱包の手引き（参照：www.fedex.com/downloads/jp/packagingtips/howtopack.pdf）
- ・貨物発送の流れなど

第2項 国際郵便

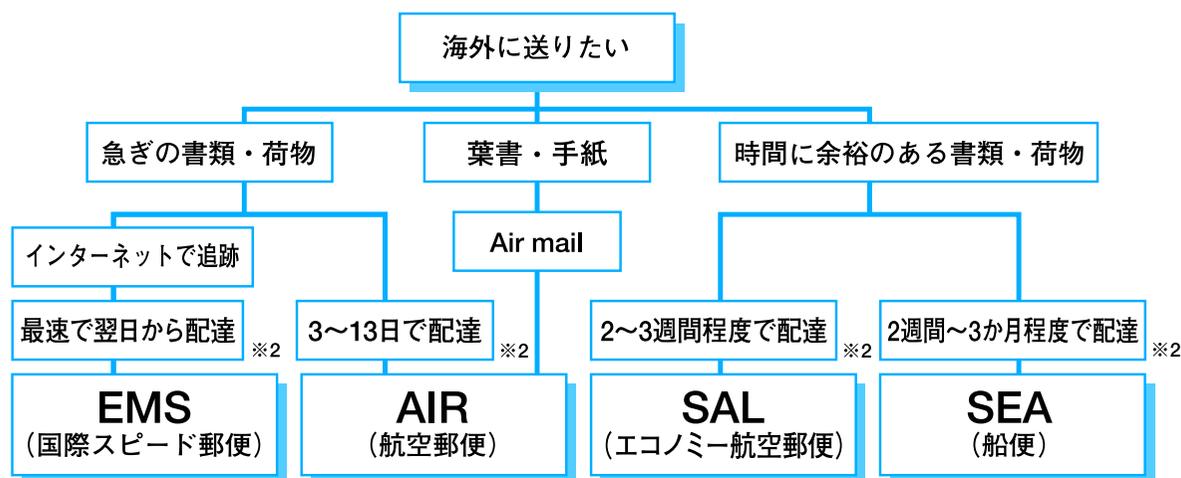
(日本郵便)

国際郵便とは

国際郵便は、“葉書や手紙などの小さなもの”から“30kgまでの大きな荷物”までの海外発送物を“ビジネスユーザー”から“個人ユーザー”まで、全ての方に簡単にご利用いただける海外発送サービスです。

この海外発送サービスは、運送方法の違いにより大きく4つに分けられます。配達所要日数が短い順に、①EMS(国際スピード郵便)、②AIR(航空郵便)、③SAL(エコノミー航空郵便)、④SEA(船便)があります。

また、料金の安さは基本的にその逆順になります^{※1}。加えて、同時に複数個利用する場合の同時割引や月間割引などの料金割引があります。



※1 一部の国・地域を除きます。

※2 配達所用日数は主要都市間における目安です。また、宛先の国・地域の通関検査で時間を要する場合があります。

ビジネスユーザーへのおススメはEMS!!



EMS(国際スピード郵便)

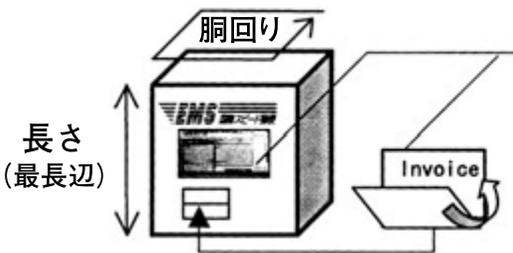
EMS(国際スピード郵便)は、ビジネスで緊急を要する書類・荷物から個人の手紙・荷物までを、迅速かつ確実に海外に届けてくれます。世界120以上の国・地域に向けて最適なフライトに搭載しています。

全国の郵便局で取り扱っており、料金もお手頃で、発送ラベルの記入方法も非常に簡単(お客様の手間を省くために発送ラベルに記入する宛名等の印字も行っています)で集荷サービスも行っています。もちろん、インターネットによる配達状況の確認もできます。

最高重量：30kg

最大サイズ：長さ(最長辺)=1.5m以内(中国については1.8mまで可能)

長さ+胴回り=3m以内



「EMS 発送ラベル」と「インボイス」※に宛先や内容品等を記入するだけです。

※「インボイス」とは、商品や物品を送る場合に必要となる書類で、内容品リスト(内容品の名前、内容品の数、内容品の価格等)を記載した送り状のことです(内容品が書類の場合は必要ありません)。記載済み「インボイス」は折りたたみ、「インボイス専用ビニール袋」等に入れて、箱などの外側に付けます。

サイズ及び重量制限は、宛先の国・地域により異なります。

また、一部の宛先の国・地域については、取引地域が限られています。

詳しくは日本郵便株式会社Webサイト内にあるEMSのページをご覧ください。

国際郵便 EMS

検索



EMS以外の国際郵便

EMS(国際スピード郵便)以外の国際郵便は、AIR(航空郵便)、SAL(エコノミー航空郵便)、SEA(船便)があります。それぞれ通常郵便物と小包郵便物の2種類に分けられます。下表のとおり運送方法と送りたいものを選んで利用できます。また、書留などの取り扱いができる場合もあります。

	通常郵便物				小包郵便物
	葉書	書状	印刷物	小形包装物	小包
AIR (航空郵便)	○	○	○	○	○
SAL (エコノミー航空郵便)	—	—	○	○	○
SEA (船便郵便)	○	○	○	○	○
書留	○	○	○	○	—

国際郵便の各種商品・サービスの詳細はこちらをご覧ください。

国際郵便 EMS

検索



便利なサービス



国際郵便マイページサービス

EMSなどを利用する上で面倒な発送ラベル作成などを簡単便利に提供するサービスです。

国際郵便 マイページサービス

検索



①EMSラベル印字ネット受付サービス

記入が面倒な発送ラベルのご依頼主・お届け先欄をウェブサイトから登録・注文することでEMSラベルに印字し、ご自宅にお届けするサービスです。同じ宛先へ何度も送る場合に便利です。

②オンライン SHIPPING ツール

自宅のプリンターを使用して発送ラベルやインボイスなどの必要書類を作成することができるサービスです。必要な情報を入力すれば、海外発送に必要な書類全ての印刷が可能です。

③国際eバケット

国際郵便マイページサービスのオンライン SHIPPING ツールなどでラベルを作成することで、書留付き航空小形包装物(2kgまでの小形物品)を、従来よりリーズナブルな料金でご利用いただけるネット限定のサービスです。

国際eバケット

検索



営業訪問受付・お見積もり

営業パーソンがあなたのオフィスを直接ご訪問し、国際郵便のおトクな活用方法をご案内いたします。

こんな方におすすめ！

- ・海外への配送方法を見直してコストの改善をしたい
- ・現在行っている国内向け通販ビジネスを海外にも展開したい
- ・新たに海外ビジネスを始めるにあたり、配送コストや利用できるビジネスサポートを知りたい など

営業パーソンの訪問をご希望される方は、日本郵便株式会社Webサイト内にある法人向け訪問サービスからお申込みください。

国際郵便 営業訪問受付

検索



第3項 海上輸送（コンテナ貨物）(NYK Container Line)

○海上輸送手続きの流れ

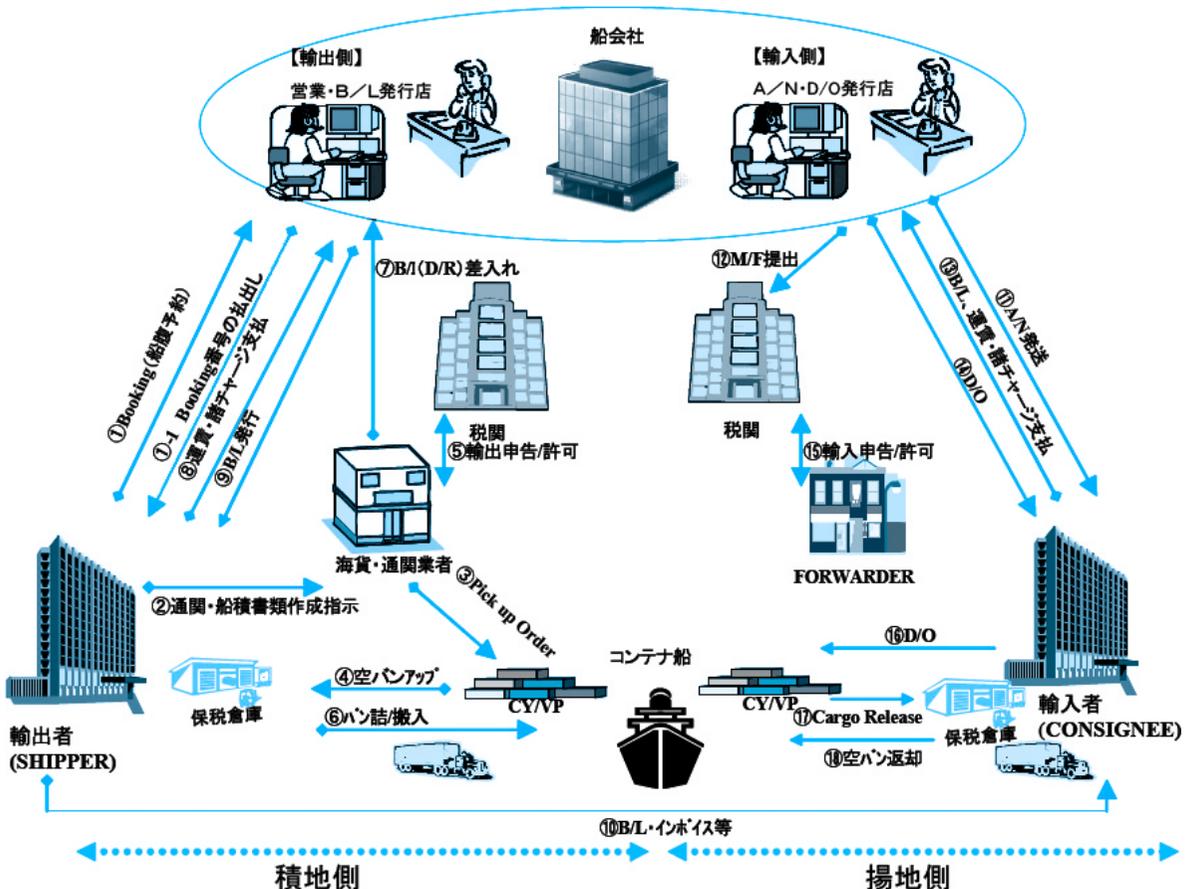
今日定期輸送船の主力は、コンテナ船になっています。コンテナのサイズには大きく分けて長さが「20フィート（約6m）」と「40フィート（約12m）」の2種類があり、タイプとしては「ドライコンテナ」、冷蔵用に「リーファーコンテナ」などがあります。ここでは、一般的なコンテナ貨物（コンテナ単位）の海上輸送手続きの流れについて解説します。

貨物を海上（船便）で輸出する場合は、まず最初に輸出者は船会社に予約（ブッキング）を行わなければなりません。船会社は仕向地・スペース・貨物内容などを確認しブッキングが確定します。⇒

（ブッキング番号が払い出されます。）次に輸出者は輸出する貨物に対し、輸出申告を行う為、海貨・通関業者に通関・船積書類の作成指示を行います。（詳細は、37～38ページ参照）輸出者より依頼を受けた海貨・通関業者は、空コンテナを船会社が指定する施設から引き取り（ピックアップ）、貨物をコンテナに詰め込んだ後、コンテナをCY（コンテナヤード）に搬入します。また、海貨・通関業者は、船会社に対しB/L（船荷証券）の基本情報であるB/I（B/Lインストラクション）を電送などで提出します。これを受けて船会社ではB/Lを作成の上、海上運賃と引替えに輸出者へB/Lを発行します。発行されたB/Lは、輸出者より輸入者へインボイス等と一緒に送付され、積地側の手続きは終了します。

輸入地においては、まず船会社より輸入者に対してA/N（貨物到着通知書）が送付されます。輸入者は、船会社から受領したA/Nで本船の到着日などを確認し、本船到着前迄に輸出者から送付されたB/Lを船会社に差入れ、D/O（荷渡指示書）を受領します。輸入者がD/OをCYに差入れると貨物の引取りが可能となります。

海上輸送手続き（コンテナ貨）の流れ



【用語の注釈】

③Pick up Order

海貨・通関業者がブッキングに基づいて輸出用の空コンテナを船会社から引取るために船会社指定の施設に対して行う要請のこと

④空バンピックアップ

“バン”とはコンテナの別称。

海貨・通関業者がPick up Orderを基に空コンテナを引取ること

⑥バン詰／搬入

貨物は、海貨・通関業者の手により倉庫などでコンテナに詰め込まれる。これを「バン詰め」と呼ぶ。貨物が積み込まれたコンテナは、本船への船積みの為、海貨・通関業者によってコンテナヤード（CY）まで輸送され搬入される

⑦B/I（B/Lインストラクション）

Bill of Lading（船荷証券）作成の基になる情報

通常は、海貨・通関業者で作成され船会社へ提供される

現在は、データ電送（EDI）が主流

⑨B/L（Bill of Lading）

船会社（運送人）と荷主との間で運送条件を明示した物品運送契約書「船荷証券」のこと。B/Lには船会社による貨物運送の引受条件が記述されており、荷主はブッキングすることによりこれらの諸条件を承諾したものと見なされる。有価証券の為流通性があり、裏書する事によって貨物の譲渡ができる

⑪A/N（Arrival Notice）貨物到着通知書

揚地の船会社オフィスまたはその代理店からB/Lに記載されている連絡先（Notify Party）に対して送付される貨物到着通知書。Notify Partyは、輸入者ないし輸入者が指定する海貨・通関業者あるいは代理人となる

⑫M/F（MANIFEST）

船会社が本船に積載されている貨物を船卸しする為に、所轄税関への提出が義務付けられている積荷目録のこと

（日本では関税法15条の規程）

⑭D/O（Delivery Order）荷渡指示書

輸入者（荷受人）がB/Lに裏書を行い船社へ提出する事により発行されるもの。D/Oをターミナルへ提示する事によりコンテナ（貨物）の引取りが可能となる

CY（コンテナヤード）

コンテナターミナルとも呼ばれる。船積される輸出コンテナが搬入されコンテナ船に船積される一方、船卸された輸入コンテナが一時的に保管される施設

VP（バンプール）

船会社の空コンテナを保管している施設で、ここから空コンテナを引き取ったり、ここに輸入貨物を取り出した後の空コンテナが返却される

○海上輸送に掛かる輸出通関業務諸手続き

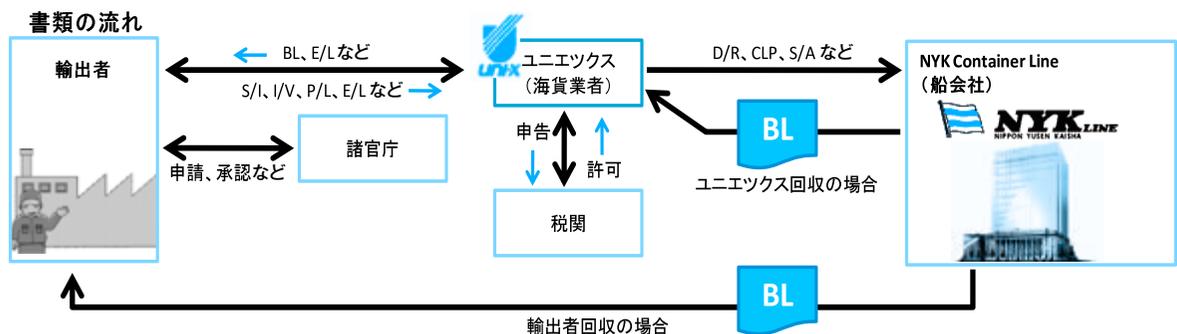
●船積準備と通関業者の選定

海外との契約や代金決済関係の事前手続き、品質検査、輸出包装、荷印（Shipping Marks）の刷り込みをすませ、商品を輸出できる状態にすると、輸出の為に内国貨物を保税地域（税関に指定された場所）に搬入し輸出申告を行う必要があります。

輸出申告を行うには 通常、通関業者（海貨業者）が輸出者の委任を受け輸出申告および船積みの手続きを行います。例えばNYK LINE船への船積みの場合グループ会社の通関業者である株式会社ユニエックスを起用することで通関から船積み迄のスムーズな対応が可能となります。

貨物は委任された通関業者手配の輸出申告により、必要な審査や検査を受け、輸出の許可を受けた後に初めて貨物を国外に向けて輸送することが出来ます。

●輸出の場合の貨物の流れと書類の流れ



●輸出手続きの流れ

船積み準備から実際に船積みされるまでには、輸出通関や本船積込などの複雑な手続きが必要となります。そこで、これらの手続きを通関業者に代行してもらうのが通常です。

通関業者は（海運貨物取扱業者：「乙仲」とも呼ばれております。）

輸出手続きの流れの説明。

- (1) 輸出者と輸入者にて締結された売買契約に基づいて、船積期限に間に合うように商品（輸出貨物）を調達（製造）します。
- (2) 諸官庁への許可、申請手続き（貨物の種類や仕向け先によっては、税関に輸出申告をする前に諸官庁などの輸出に関する承認、許可、検査が予め必要になる場合があります。）
☆事前の輸出承認を申請する必要があります。⇒戦略物資、輸出規制品等々
☆厚生労働省などの法律により許可、承認を必要とする貨物については輸出するにあたり事前に所定の手続きを行います。
- (3) 船会社への船腹（船積）予約（Booking）を行います。
- (4) 契約内容CIF契約（運賃保険料込条件）の場合、海上保険契約を申し込みます。
- (5) 輸出貨物を保税地域へ搬入します。商品（輸出貨物）は品質検査、輸出梱包後、荷印（Shipping Mark）の刷り込みをし輸出できる状態にして搬入します。

**大型機械やカートン包装できない貨物は木箱などによる輸出梱包が必要となりますので専門の輸出梱包業者に梱包作業を依頼しましょう。（海貨業者経由の手配も可能です。）

- (6) 輸出の通関や本船への積込までの諸手続きは、通常、海貨業者が委託を受け作業を代行します。通関作

業の迅速化を図る為、現在で通関業者と税関をオンラインで結ぶ「Sea NACCS(通関情報処理システム)」にて税関各種手続きなどをオンラインにて処理しております。

海貨業者は、輸出者が発行する船積明細書である「船積依頼書 (SHIPPING INSTRUCTION)」に従い輸出貨物情報をNACCSに入力し、税関や保税蔵置場への連絡をします。

貨物が保税地域に搬入された事を確認し、NACCSにより税関に対して輸出申告を行います。

(7) 税関審査により輸出許可後の輸出貨物は、

- ① コンテナ貨物はコンテナ詰め (バンニング作業) された後に船社の「CY (CONTAINER YARD)」に送り搬入され、コンテナ船への船積を待ちます。
- ② ポリュームによりコンテナ1本に満たない小口少量の貨物の場合は、他の輸出貨物と混載する為に船社指定の「CFS (Container Freight Station)」へ運ばれコンテナに混載積みされた後に船積みされます。
- ③ コンテナ貨物外の在来貨物船に積まれる場合は、船積の予定船の入出港に合わせて貨物を本船の船側ヘトラックなどにて運び込んだ後に、荷役作業会社により船積みされます。

**上記①~③の他にも様々な輸出船積みに関する作業形態があります。

- (8) 荷主より代行依頼を受けた海貨業者は船積書類 (D/R, CLP., S/A等) を作成し船会社に提出します。本船への船積み完了を確認した後、契約の船積条件に従って海上運賃などを支払い、船会社より 船積みされた確認の為に有価証券である「船荷証券=B/L」を発行してもらいます。
- (9) 輸出者は貨物の一通りの船積み処理が終わると、海外の輸入者宛にインボイスやB/L-Copyなどの船積み書類を「船積通知 (SHIPPING ADVICE)」として送ります。
- (10) 信用状 (L/C) 決済による場合は、信用状の条件に従い必要な船積み書類を取り揃えます。

○主要書類

- ① 商業送り状 (COMMERCIAL INVOICE)
- ② 船荷証券 (B/L=BILL OF LADING)
- ③ 海上保険証券 (MARIN INSURANCE POLICY)

○補足書類関係

- ① 包装明細書 (PACKING LIST)、領事送り状 (CONSULAR INVOICE)
- ② 原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)
- ③ 容積重量証明書 (CLM=CERTIFICATE AND LIST OF MEASUREMENT AND/ORWEIGHT) などがあります。

- (11) 輸出貨物の代金回収手続きに関しましては、輸出者は、船積み書類が完全に揃ったら為替手形と買取依頼書を添付して、取引銀行に買取を依頼し、貨物代金を受領します。
(L/C決済の場合)

○提出書類

- ① 荷為替手形買取依頼書 (APPLICATION)
**為替手形が取り立て扱いのときは輸出荷為替手形取立依頼書となります。
- ② 為替手形 (DRAFT : BILL OF EXCHANGE)
- ③ 船積みに掛かる書類関係 (主要書類ならびに必要とされる補足書類)
- ④ 信用状原本 (信用状取引でない時には輸出契約書の写し)

銀行は、これらの書類が信用状に書かれている条件を満たしている事を確認した後に、買取を行い、手形金額を日本円に換算して代金の支払いを行います。輸出者は船積後、数日で銀行経由にて輸出貨物の代金を受領することができます。

○船会社へのブッキング（船腹予約）方法

貨物を海上輸送で輸出する場合、最初に船会社へブッキング（船腹予約）する必要があります。

ブッキングの方法には、①船会社へ直接電話②メール、FAXなどを用いる方法があります。近年では、インターネットを用いてブッキングが行えるインターネットブッキングも多くの船会社が導入しています。

ブッキングは、通常貨物の輸出契約が成立し、貨物の準備が整った段階で船会社へ申込みが必要であり、一般的にCYカットの前日（註）までに申し込みを完了させる必要があります。また、特殊貨物（冷凍貨物や危険品貨物など）についてはブッキングの締切りが早いのが通例ですので注意が必要です。

本船のスペース状況や、貨物の種類、仕向地などによりブッキングが お引き受けできないケースもありますので、早めに船会社へご相談することを薦めます。

註）通常、本船入港・船積みの2～4日前。航路によって異なります。

ブッキング時に必要かつ確認すべき情報（例）

- | | |
|---------------|---------------------|
| ○ 荷受地 | TOKYO |
| ○ 積地（船積港） | TOKYO |
| ○ 揚地（船卸港） | ROTTERDAM |
| ○ 荷渡地 | ROTTERDAM |
| ○ 荷主名（輸出者名） | ABC CORPORATION |
| ○ 海貨業者名 | XYZ SHIPPING CO、LTD |
| ○ 担当者名（海貨業者） | xxxxxxxx |
| ○ 連絡先 | 03-xxxx-xxxxx |
| ○ 積載予定船舶名 | NYK ORPHEUS |
| ○ 航海番号 | 021W34 |
| ○ 品目 | AUTO PARTS |
| ○ コンテナタイプ／サイズ | DRYコンテナ 40フィート |
| ○ 本数 | 1本 |

冷凍コンテナの場合は設定温度も必要

危険品の場合はUNNO/IMOクラス等危険品情報も必要

また、コンテナ単位にならない小口貨物については、船会社としてお引き受けできない場合もあります。その場合は、混載業者（*NVOCC）へ依頼して輸送してもらう事になりますので、海貨・通関業者にご相談下さい。

- * NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)
非船舶運航事業者。利用運送業者とも言う。船舶などの運送手段を自ら所有せず、船会社 (Carrier) などの輸送サービスを使って第三者の貨物を輸送する事業者のこと。輸送運賃の提示を行うと共に、輸送責任は利用運送業者として自らの名において行い、ハウスB/Lを発行し輸送責任を負います。

○海上運賃の構成

船会社は貨物の船積後、海上運賃の支払を受けた上で輸出者に対してB/L(船荷証券)を発行します。海上運賃はBASE RATEの他、様々な諸チャージで構成されており、輸出者ないし輸入者がこれらすべての金額を支払う必要があります。

海上運賃（基本運賃）と諸チャージの例

- BASE RATE 基本レート。コンテナ毎に「何千ドル」といったBOX RATEを適用するのが一般的。通常はドル建。
- BAF (Bunker Adjustment Factor) 燃料油割増。船舶が使う燃料油の高騰分を補填するための割増料金。類似のものに「FAF(Fuel ADJUSTMENT Factor)」や「EBS(Emergency Bunker Surcharge)」がある。
- CAF (Currency Adjustment Factor) 為替変動割増。通貨換算率が国際為替相場により変動した場合、船会社が被る為替損失を補填する為課金されます。類似のものに円高損失補填の為の「YAS(Yen Appreciation Surcharge)」がある。
- INLAND SURCHARGE 船会社が港から港までの輸送範囲を超えて鉄道・トラックによる内陸輸送も行う場合に発生する積地・揚地側の内陸輸送費。通常現地通貨建。
- THC (Terminal Handling Charge) ターミナルで発生するコンテナの船積み・船卸し等に関わる諸経費。通常は、積地側(L)・揚地側(D)両方で課金。
- DOC FEE B/L作成・発行の手数料。積地側(L)・揚地側(D)で課金されます。通常現地通貨建。

●取引契約形態による運賃支払の違い

貿易の契約(取引)形態には、CIFとFOBがある。

CIF: 売主(輸出者)が貨物の積港から揚港の船卸しまでの費用(運賃・海上保険等)を負担し、船卸し以降の費用(輸入関税・通関手数料等)は、買主(輸入者)が負担する契約。この場合、基本的に運賃は積地で輸出者払いとなる。(Freight Prepaid)

FOB: 売主(輸出者)は、貨物を積港で本船に積み込むまでの費用を負担し、それ以降の費用(運賃・海上保険料・輸入関税・通関手数料等)は買主(輸入者)が負担する契約。この場合、基本的に運賃は揚地で輸入者払いとなる。(Freight Collect)

海上輸送に関する問合せは、下記連絡先をご利用下さい。

NYK Container Line株式会社

営業本部 輸出セールスオペレーショングループ

03-5427-4839 (欧州・太洋州・米州) 平日09:00~17:00

4840 (アジア)

(除く12:00~13:00)

<http://www.nykcontainerline.com/>



●輸出貿易管理令第1条の別表第1に抵触する貨物（輸出するにあたり許可が必要な貨物）

輸出令別表第1

	別表第1の項	貨物		対象地域
リスト規制	1	通常兵器、大量破壊兵器	武器	全地域
(国際的に合意された品目を規則)	2	大量破壊兵器関連資機材	原子力関連貨物	全地域
	3		化学兵器関連貨物	
	3-2		生物兵器関連貨物	
	4		ミサイル関連貨物	
	5	通常兵器関連汎用品	先端材料	全地域
	6		材料加工	
	7		エレクトロニクス	
	8		コンピュータ	
	9		通信関連機器	
	10		センサー/レーザー	
	11		航法関連装置	
	12		海洋関連装置	
	13		推進装置	
	14		軍需品等その他汎用品	
	15	機微品目 (上記5～13品目のうち、特に機微な品目)		
キャッチオール規制	16	補完規制対象貨物 (2002年4月1日より日本でもキャッチ・オール規制が導入された)	関税定率法別表の第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物 (1から15までの項に掲げる貨物を除く)	別表第4の2に掲げるホワイト国(26カ国)を除く全地域

※ホワイト国(26カ国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国、韓国

●輸出関係他法令一覧表

(他法令とは、関税関係以外の法令で、輸出または輸入に関して許可承認を定めた法令)

輸出関係他法令一覧表

法令名	主な品目	主管省庁課	税関確認書類
1. 外国為替及び外国貿易法 (1) 輸出貿易管理令 (2) 外国為替令	武器・化学兵器等(別表1) 麻薬等の輸出規制品(別表2)	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課 貿易管理課 財務省国際局国際収支課	輸出許可証 輸出承認証 支払等許可証
2. 輸出入取引法	現在、対象なし。	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課	
3. 文化財保護法	重要文化財又は重要美術品 天然記念物	文化庁文化財部美術学芸課	輸出許可証
4. 林業種苗法	現在、対象なし。	林野庁森林整備部森林保全課	
5. 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	鳥、獣及びこれらの加工品等	環境省自然環境局野生生物課	鳥獣適法捕獲証明書
6. 麻薬及び向精神薬取締法 (略：麻取法)	麻薬、向精神薬、向精神薬原料等	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課	麻薬輸出許可証等 麻薬等原料輸出業者業務届出等
7. 大麻取締法	大麻草及びその製品	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課	大麻輸出許可書
8. あへん法	あへん、けしがら	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課	あへん輸出委託証明書等
9. 覚せい剤取締法	覚せい剤、覚せい剤原料	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料輸出許可書
10. 狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省生産局畜産部衛生課	犬の輸出検疫証明書、狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書
11. 家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、みつばち、ソーセージ、ハム、ベーコン等	農林水産省生産局畜産部衛生課	輸出検疫証明書
12. 植物防疫法	顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物、有害植物	農林水産省生産局植物防疫課	栽培地検査合格証明書等

第

5

章

貿易代金決済

通貨や法律の異なる外国企業との決済は銀行経由の電信為替送金（T/T Remittance）や信用状（L/C）での決済がほとんどです。取引をする際には取引通貨、決済方法（銀行間送金か信用状決済かなど）をあらかじめ決めておく必要があります。

本章では、商工中金の国際業務とゆうちょ銀行の国際送金を紹介します。商談に入る前に貴社の取引銀行と代金決済の諸手続きにつき十分な打ち合わせを行ってください。

第1項 商工中金 国際業務のご案内



商工中金では、以下の外国為替業務を取り扱っております

- 外貨普通預金・定期預金の開設
- 海外送金・受取、L/C付・無の荷為替手形取引など、輸出入に関する貿易決済
- 先物為替予約などの為替変動リスク対策のご提案
- 外国企業とのお取引に伴う各種ボンド（保証書）の発行

格付：Aa3(Moody's) (平成24年12月末日現在)
 SWIFT Code：SKCKJPJT
 NAME：THE SHOKO CHUKIN BANK, LTD.
 International Division
 ADDRESS：10-17 2Chome Yaesu Chuo-ku,
 Tokyo, 104-0028 JAPAN
 HP：http://www.shokochukin.co.jp/



海外事業サポート業務（海外投資についてもご相談下さい）

- 海外の投資環境等の情報提供
- 海外進出資金のご融資
- 海外法人に対する事業資金のご融資
- 借入を目的とした海外金融機関向け保証業務
- 海外セミナー、海外交流会（中金会）
 - ・取引先相互の情報交換の場として活用いただいております。
 - ・（開催地 実績）上海・大連・香港・バンコック・ニューヨーク・クアラルンプール

※L/C発行や先物為替予約、ボンド、ご融資等は、事前に当金庫所定の審査が有り、ご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

取扱い通貨のご案内 ～ご利用が可能な通貨種類（平成24年12月末現在）

送金、及び口座開設が可能な通貨

通貨	略号
米ドル	USD
ユーロ	EUR
オーストラリア・ドル	AUD
ニュージーランド・ドル	NZD
英国ポンド	GBP
カナダ・ドル	CAD
スイス・フラン	CHF
スウェーデン・クローネ	SEK
デンマーク・クローネ	DKK
ノルウェー・クローネ	NOK
香港ドル	HKD
シンガポール・ドル	SGD
タイ・バーツ	THB

送金のみ取扱いが可能な通貨

通貨	略号
ロシア・ルーブル	RUB
インド・ルピー	INR
韓国ウォン	KRW
フィリピン・ペソ	PHP
メキシコ・ペソ	MXN
インドネシア・ルピア	IDR
UAE・ディルハム	AED
新台幣ドル	TWD
南アフリカ・ランド	ZAR
中国・人民元	CNY

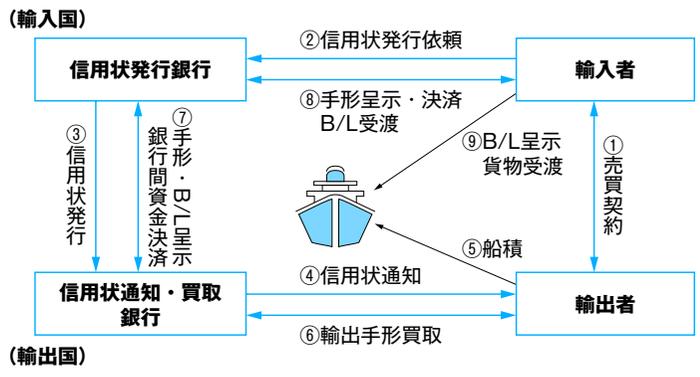
- 被仕向送金は取り扱っておりません。
- 2営業日前までのお申し込みが必要となります。
- 送金名目によっては留意事項がございますので、別途お問い合わせください。

人民元について

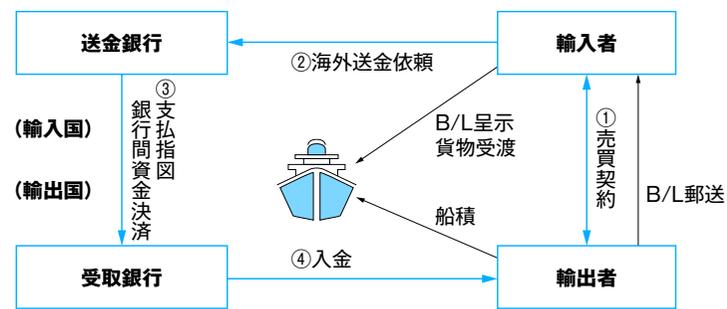
- 人民元による送金の取扱いが可能です。
- 中国当局の規制を踏まえた事前準備が必要であり、予定されている送金の内容や受取人の情報等を事前に確認させていただきます。
- 送金の取組みに際しては、担当者が事前に現地規制等を説明させていただきます。

第2項 信用状（L/C）・送金ベースの貿易取引概略と書式サンプル

信用状（L/C）ベース貿易取引概略 取引例

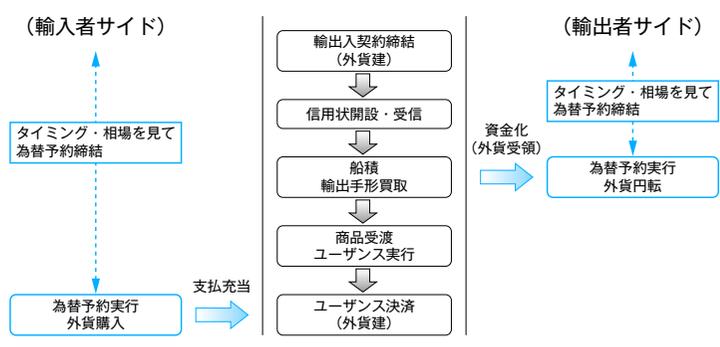


送金ベース貿易取引概略 取引例



(参考) 日本円以外の外国通貨での決済を行う場合、日本円との間での為替変動リスクを抱えることになります。以下、為替予約による為替変動リスクの回避（ヘッジ）をご紹介します。

輸出入取引と為替予約（信用状（L/C）利用の場合）取引例



- ▶ 予約締結時点で将来の支払円貨額（または受取円貨額）を確定できます
- ▶ オフバランス取引であり、予約締結時点での資金負担は発生しません



外国送金依頼書兼告知書 サンプル

外国送金依頼書兼告知書 (Application For Remittance With Declaration)

株式会社 商工組合中央金庫 御中 (TO: The Shoko Chukin Bank, Ltd ~ SWIFT Code: SKCKJPJT)

太枠線内を活字体でご記入下さい。□欄には該当のものに×印を付して下さい。

番札 No.

ご送金日 (代り金引落日)	送金種類 <input type="checkbox"/> 電信送金 (T/T) <input type="checkbox"/> 送金小切手 (Demand Draft)	支払方法 <input type="checkbox"/> 通知払 (Advise & Pay)	通知払 (Advise & Pay)	Ref No. (取引番号)	
<input type="checkbox"/> 外国為替及び外国貿易法の北朝鮮・イラン関連規制等その他規制に該当しません				営業店記入欄	
関係銀行手数料 (先方銀行で手数料が発生した場合) 受取人負担 <input type="checkbox"/> 依頼人負担 <input type="checkbox"/> *依頼人負担とした場合、下記(受取人へ連絡する事項)に Pay in full and charges for applicant's account と記載ください				申込受付日	営業店検印
通貨種類 (Currency) - 金額 (Amount)				店番号	取引先番号
ご依頼人英文名 (Applicant's Name in Block Letters)				備考	
ご依頼人英文住所 (Applicant's Address in Block Letters)				支払等報告 <input type="checkbox"/> 報告要 <input type="checkbox"/> 報告不要	
受取人名 (Beneficiary's Name in Block Letters)				通知業務 <input type="checkbox"/> 英文依頼人名 (屋号不可) <input type="checkbox"/> 依頼人英文住所 (本店または主たる事務所) <input type="checkbox"/> 依頼人口座番号	
住所 (Beneficiary's Address) 国名・都市名を必ずご記入ください 国名 (Country)				本人確認 <input type="checkbox"/> 確認済本人口座 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 本人確認記録 <input type="checkbox"/> マネーロンダリング <input type="checkbox"/> 確認済本人口座 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 本人確認記録	
受取人口座番号 (A/C No. Or IBAN To Be Credited)				<確認資料> 運転免許証、パスポート、健康保険証、外国人登録証明書、その他 ()	
受取人取引銀行 (A/C With) 銀行名・支店名 (Bank Name - Branch)				適法性確認 <input type="checkbox"/> 原産地・船積地・陸揚地 (輸入・仲介の場合) <input type="checkbox"/> 資産凍結等経済制裁対象者検索 <input type="checkbox"/> 上記検索にかかる結果印刷 <input type="checkbox"/> 外為法上の許可の要否確認 <input type="checkbox"/> 北朝鮮・イランにかかる規制取引対象外	
銀行コード (BIC (SWIFT) ABA No. 等)				確認記録表 <input type="checkbox"/> 作成対象 (確認記録表を添付) <input type="checkbox"/> 作成不要 韓国外取引、北朝鮮・イラン取引等特に慎重に確認を要する取引に該当せず	
住所 (Address) ~ 都市名 (City)・州名 (State, 米国時) の場合は必須、国名 (Country)				外為事務集中センター記入欄	
経由銀行 (Thru)				手数料処理区分 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 予約	
受取人へ連絡する事項 (Message To The Beneficiary, if Any) 必要な場合 (送金小切手または請求書を除く) のみ確認記録にアルファベットでご記入下さい。				EX. Rate	
送金目的 必ずご記入ください。(輸入取引・仲介貿易の場合は、原産地・船積地・陸揚地も必ず記入) <input type="checkbox"/> 貿易外取引 内容 () <input type="checkbox"/> 仲介貿易 <input type="checkbox"/> 輸入取引 (商品名) () 原産地 船積地※ 陸揚地※ ※船積地・陸揚地は都市名をご記入ください				Remittance Charge	
「外国為替及び外国貿易法」に基づく許可等 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (許可番号) 日付 ()				Lifting (%) EX. Rate	
代り金決済方法 <input type="checkbox"/> 商物 (Spot) <input type="checkbox"/> 先物 (予約) (Cont.No) <input type="checkbox"/> 外貨 <input type="checkbox"/> 円貨 (円建) <input type="checkbox"/> その他 ()				Charge @	
代り金引落し口座 送金代り金および請求手数料を下記「代り金引落し口座」から口座振替によりお引き落としとさせていただきます。なお、当該定期規定や各種基金規定にかかわらず、小切手・私取請求等の提出はいたしません。				Total	
<input type="checkbox"/> ご送金日 (代り金引落日) の翌営業日発信可 (通常は、代り金引落日に発信します)				調査提出 <input type="checkbox"/> 報告要 <input type="checkbox"/> 報告不要 照合印 係印	
外国送金取引規定の承認に留意し上記送金を依頼します。併せて「内閣府の適正な課税の確保を図るための国外送金等に関する調査の提出等に関する法律」第3条の規定により上記のとおり告知します。				適法性確認 <input type="checkbox"/> 確認済	
ご依頼人名・ご住所・ご検印 (またはご署名) ※両書も必ずご記入下さい				発信日	
ご検印 (ご署名)				支払等報告提出 No.	
印鑑照合				検印 係印	
【ご注意】 外国送金は外国の事情、習俗その他の事由から送金の取扱い、銀行の責任等について国内送金と異なる点がありますので外国送金取引規定の事項にご留意下さい。 また、当金庫は送金実行のために日本及び海外の関係各国の法令、制度、慣習、銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件に従って、外国送金依頼書に記載された情報 (送金依頼人の氏名、住所、口座番号等) を関係銀行に伝達いたしますので、併せてご留意ください。					

(一) 3000 アーシヒ社 (東京証券取引所)

「外国送金依頼書兼告知書」作成時のご留意点

いつも商工中金をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊金庫の「外国送金依頼書兼告知書」様式をご作成の際、ご留意いただきたい一般的な事項について以下にまとめましたので、ご参照ください。本邦法令上の遵守事項に加え、送金相手国側の法令規制等により必要な情報もございます。大変お手数をおかけいたしますが、ご送金資金を受取人様に早く確実にお届けできるよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

平成24年8月現在

項目	内容
送金日	<p>◆ご希望の送金日をご記入ください。</p> <p>【ご注意】弊金庫は、通常、この欄にご記入いただいた日に発信処理を行います。受付時限の都合等により、ご希望通りとはならない場合もございますので、ご了承ください。</p>
適法性 チェック	<p>◆北朝鮮、イラン関連規制等その他の規制取引に該当しない旨をご確認のうえ、チェックしてください。</p>
関係銀行 手数料	<p>◆受取人様負担、ご依頼人様ご負担のどちらかチェックしてください（通常は、受取人様負担です）。</p> <p>【ご注意】「送金依頼人負担」の場合、「受取人へ連絡する事項」欄に「Pay in full and charges are for applicant's account」と追加記入をお願いします。但し、左記を記載したとしても、送金ルートによっては中継銀行等が手数料を差し引く場合があることから、送金依頼人負担の確実性をお約束するものではありません。</p>
通貨種類 金額	<p>◆金額欄の金額頭部に通貨種類を明記してください。 （例：\$のみではなく、US\$、USD、CAN\$、CAD等明確にご記入ください）</p> <p>◆金額には補助通貨単位まで記載してください（US\$10,000.00）。</p> <p>◆通貨種類、金額の訂正はできません。</p> <p>【ご注意】為替売買を伴う10万米ドル相当額以上のご送金につきましては、個別に市場実勢相場を適用いたします。</p>
ご依頼人 英文名	<p>◆ご依頼人様の名称を英文でご記入ください。</p> <p>◆英文の社名を定めておられない場合、ローマ字表記でご記入ください。</p> <p>【ご注意】屋号を記入する必要がある場合、必ず、弊金庫届出のご依頼人様氏名を英文で併記してください。</p>
ご依頼人 英文住所	<p>◆ご依頼人様の弊金庫宛届出住所を英文（ローマ字表記で可）でご記入ください。</p> <p>◆届出住所は、弊金庫にご登録されている本店住所又は連絡先住所をご記入ください。</p>
受取人名・ 住所	<p>◆受取人様の国名、都市名は必ずご記入ください。</p>

受取人 口座番号	<p>◆受取人の口座番号（A/C NO.）を明瞭にご記入ください。</p> <p>◆IBAN 採用国（欧州、中東等）向け送金については、口座番号としてIBAN（International Bank Account Number＝国際銀行口座番号。国コード（2桁）＋チェックデジット（2桁）＋銀行コード＋受取人口座番号。最大34桁）をご記入ください（欧州の場合は、IBAN＝A/C NO.）。</p> <p>【ご注意】 ご記入がない場合、着金までに時間を要したり、相手側銀行や中継銀行からリペアチャージ（電文修正）の請求等につながる可能性があります。</p>
銀行コード	<p>◆米国向け送金については、ABA番号を極力ご記入ください。（外為Webをご利用の場合は、「受取人銀行」支店名の後ろに続けて入力してください。）</p> <p>◆欧州向け送金については、BIC（Bank Identifier Code＝SWIFT加盟行の銀行識別コード）をご記入いただく必要があります。</p> <p>【ご注意】BICの記入がない場合、着金までに時間を要したり、相手側銀行や中継銀行からリペアチャージ（電文修正）の請求等につながる可能性があります。</p> <p>◆上記以外の地域につきましても、BICのご記入をお願いします。</p> <p>【ご参考】 弊金庫本店（東京）のBICは、SKCKJPJTです。</p> <p>◆その他、ドル、ユーロ等主な通貨以外で当該通貨発行国宛に送金を行う場合は、当該国におけるコード等が必要な場合があります。</p>
受取人 取引銀行	<p>◆送金ルートにご指定がある場合、「経由銀行 THRU」欄に支払銀行以外の銀行名をご記入ください。</p> <p>【ご注意】 送金ルートを指定された場合、国や経由銀行によっては、手数料依頼人負担を指定した場合でも、銀行間手数料が差し引かれ、受取人口座に送金額満額入金とならないことがあります。資本金送金等、満額入金が必須の場合、ルート指定を回避した方がよい可能性がありますので、ご不明の場合はお問い合わせください（但し、ルート指定回避により到達時間を要することがあります）。</p>
受取人へ 連絡する 事項	<p>◆最大140文字以内でご記入ください（字数は極力少なくお願いします）。</p> <p>◆「関係銀行手数料」を「依頼人負担」とされる場合、「Pay in full and charges are for applicant's account」とご記入ください。</p>
送金目的	<p>◆貿易外取引、輸入取引、仲介貿易のいずれかにチェックをしてください。</p> <p>◆貿易外取引の場合は、その具体的な内容を英文でご記入ください。</p> <p>◆輸入取引の場合は、商品名、原産地（国名）、船積地（都市名）をすべて英文でご記入ください。</p> <p>◆仲介貿易の場合は、商品名、原産地（国名）、船積地（都市名）、陸揚地（都市名）をすべて英文でご記入ください。</p> <p>【ご注意】 特に、中国、インドネシア、タイ、マレーシア、スロベニア、ポーランド、チェコ、ロシア、サウジアラビア向けの仕向送金については、送金目的の英文表示は必須とされています。</p>

外国為替及び外国貿易法に基づく許可等	<p>◆要否のいずれかにチェックをしてください。</p> <p>◆主務大臣等の許可が必要となる送金の場合には、「要」とし、許可番号と日付をご記入ください。</p>
代り金決済方法	<p>◆外貨送金の場合、「直物」、「先物」、「外貨」のうち、該当するもの全てにチェックをしてください。日本円とのスポット為替により外貨を確保する場合は「直物」、先物予約をご利用の場合は「先物」をチェックし、予約番号と金額を、同一通貨の外貨預金を原資とされる場合は「外貨」をチェックしてください。</p> <p>◆外貨送金の場合で、異なる通貨の外貨預金を原資とされる場合は、「直物」と「その他」をチェックし、原資とされる通貨名を記入してください。但し、送金原資となる外貨預金及び送金する通貨が共に米ドルではない場合は、事前にお取引店担当宛ご相談ください。 (例) ユーロ外貨預金を原資⇒タイ・パーツを送金……お手数ですが、事前にお取引店担当宛ご相談ください。 (例) ユーロ外貨預金を原資⇒米ドルを送金……事前のご相談は不要です。 (例) 米ドル外貨預金を原資⇒香港ドルを送金……事前のご相談は不要です。</p>
送り金引落口座	◆口座番号を必ずご記入ください。複数の口座から引き落しする場合は、全ての口座番号を併記してください。
ご依頼人名 ご住所 ご捺印 (またはご署名)	<p>◆代り金引落口座の印鑑届(または署名鑑)の届出内容どおりにご氏名(法人名)とご住所の記入及びご捺印(又はご署名)をお願いします。</p> <p>【注意】複数口座からの引落で、届出の内容がそれぞれ異なる場合は、各口座の届出内容どおり氏名・住所ご記入、ご署名・ご捺印をお願いします。また、英文ご署名の場合、肩書も必ずご記載ください。</p>
法令上の留意事項	<p>◆「支払又は支払の受領に関する報告書」: 貿易外の仕向送金で、送金金額が、3,000万円相当額を超える場合、支払等報告書を取組日から10日以内に、弊金庫にご提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>◆外為法上、海外への送金金額が10万円超の場合、本人確認手続きの対象となります。また、調書制度における本人確認は全ての海外送金が対象になっていますので、ご協力のほどお願い致します。</p>

- その他、ご依頼内容について、個別に追加で確認させていただく場合がございます。
- 途上国通貨建の仕向送金についても一部お取扱いしていますが、仕向国・通貨によっては事前に内容を確認させていただく必要がある場合もございますので、お取引店担当宛ご相談ください。
- ご不明な点がございましたら、お手数ですが、お取引店担当宛ご照会ください。



輸入信用状開設依頼書 サンプル

FAX専用

APPLICATION FOR IRREVOCABLE DOCUMENTARY CREDIT(輸入信用状開設依頼書)

To: THE SHOKO CHUKIN BANK, LTD

I/WE REQUEST YOU TO ISSUE AN IRREVOCABLE DOCUMENTARY CREDIT UNDER THE FOLLOWING TERMS AND CONDITIONS.

(該当する□内に×印をご記入ください。-----部分は不要箇所抹消、又は必要な文字/数字をご記入ください。※印欄は記入不要です。) 依頼日:

お客様 記入欄	送信日	一連 番号	取扱 担当者
------------	-----	----------	-----------

ADVISING BANK(通知銀行支店名,都市,国名)・特ご指定のある場合にご記入ください。 ① ABC BANK、NINGBO BRANCH, CHINA		※ L/C NO. O41-	※ ISSUING DATE(発行日)
APPLICANT(ご依頼人名)・英文の名称・住所 ② XYZ CO., LTD. XXXXXXX, TOKYO, JAPAN		信用状の通知方法 ⑧ <input checked="" type="checkbox"/> FULL CABLE WITHOUT MAIL CONFIRMATION (CABLE ADVICE が原本になります。) <input type="checkbox"/> AIRMAIL, WITH BRIEF PRELIMINARY CABLE ADVICE (MAIL CONFIRMATION が原本になります。) <input type="checkbox"/> AIRMAIL	
BENEFICIARY(受益者) ③ 氏名: AAA CO., LTD. 住所・国名 ③ XXXXXXXXXXXXXXXXX ZHEJIANG CHINA		確認の要否 ⑨ <input checked="" type="checkbox"/> UN CONFIRMED (無確認) <input type="checkbox"/> CONFIRMED (確認)	譲渡可能 ⑩ <input type="checkbox"/> TRANSFERABLE (条件付の場合は、SPECIAL INSTRUCTIONSにその旨記入してください。なお、通知銀行を譲渡手続き取扱銀行とします。)
AMOUNT(金額) ④ US\$100,000.00 (One hundred thousands in US\$)		CREDIT AVAILABLE WITH ANY BANK/ ⑪ (リズリ外の場合) OR <input type="checkbox"/> WITH <input checked="" type="checkbox"/> ON AT SIGHT BASIS BY NEGOTIATION/ PAYMENT (一覽払い) <input type="checkbox"/> BY ACCEPTANCE OF BENEFICIARY'S DRAFTS(海外輸出者振出の手形) AT (期間) _____ FOR <input checked="" type="checkbox"/> 100% / <input type="checkbox"/> % OF INVOICE VALUE DRAWN ON YOU OR YOUR CORRESPONDENTS <input type="checkbox"/> BY DEFERRED PAYMENT AT (期間) _____	
EXPIRY DATE OF CREDIT (有効期限) ⑤ 2008/August/31 (YEAR / MONTH / DAY)	LATEST DATE FOR SHIPMENT(船積期限) ⑥ 2008/August/21 (YEAR / MONTH / DAY)	PARTIAL SHIPMENTS(分割船積) <input checked="" type="checkbox"/> ALLOWED (許容) ⑫ <input type="checkbox"/> PROHIBITED (禁止) TRANSHIPMENTS(積替) <input checked="" type="checkbox"/> ALLOWED (許容) ⑬ <input type="checkbox"/> PROHIBITED (禁止)	
DOCUMENTS MUST BE PRESENTED WITHIN ⑦ 10 DAYS AFTER THE DATE OF SHIPMENT BUT WITHIN THE VALIDITY OF THE CREDIT.		LOADING ON BOARD FROM(船積地) ⑭ NINGBO CHINA	FOR TRANSPORTATION TO(陸揚地) ⑮ NIIGATA JAPAN
PLACE OF RECEIPT(受取地) ※複合運送書類等を要求する場合にご記入ください ⑯		PLACE OF FINAL DESTINATION(最終仕向地) ※複合運送書類等を要求する場合にご記入ください ⑰	
REQUIRED DOCUMENTS(要求書類) A <input checked="" type="checkbox"/> SIGNED COMMERCIAL INVOICE IN TRIPPLICATE INDICATING _____ (商業送り状) B <input checked="" type="checkbox"/> FULL SET / <input type="checkbox"/> _____ OF CLEAN <input checked="" type="checkbox"/> ON BOARD OCEAN BILLS OF LADING(海上船荷証券) (複合運送書類) MADE OUT TO <input checked="" type="checkbox"/> ORDER OF SHIPPER AND BLANK ENDORSED <input type="checkbox"/> ORDER OF _____ C <input checked="" type="checkbox"/> CLEAN AIR WAYBILLS(航空貨物運送状) CONSIGNED TO <input type="checkbox"/> THE SHOKO CHUKIN BANK, LTD. _____ OFFICE/ MARKED FREIGHT <input checked="" type="checkbox"/> COLLECT / <input type="checkbox"/> PREPAID, L/C NO. AND NOTIFY-APPLICANT / <input type="checkbox"/> _____ D <input checked="" type="checkbox"/> INSURANCE POLICY OR CERTIFICATE IN DUPLICATE, ENDORSED IN BLANK FOR 110% OF THE INVOICE VALUE INCLUDING INSTITUTE CARGO CLAUSES (原産地証明書) <input type="checkbox"/> ALL RISKS / <input type="checkbox"/> _____, INSTITUTE WAR CLAUSES, INSTITUTE STRIKES RIOTS AND CIVIL COMMOTION CLAUSES. E <input checked="" type="checkbox"/> PACKING LIST IN TRIPPLICATE (包装証明書) <input type="checkbox"/> INSPECTION CERTIFICATE IN _____ (検査証明書) F <input checked="" type="checkbox"/> CERTIFICATE OF ORIGIN IN _____ (原産地証明) <input type="checkbox"/> CERTIFICATE OF <input type="checkbox"/> WEIGHT / <input type="checkbox"/> MEASUREMENT IN _____ (重量/容積証明書) G <input checked="" type="checkbox"/> G.S.P(GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM A IN ONE ORIGINAL AND _____ (原産地証明 FORM A) H <input checked="" type="checkbox"/> BENEFICIARY'S CERTIFICATE CERTIFYING THAT ORIGINAL G. S. P. CERTIFICATE OF ORIGIN FORM A HAS BEEN FORWARDED DIRECTLY TO APPLICANT SOON AFTER SHIPMENT I <input type="checkbox"/> OTHER DOCUMENTS			
SHIPMENT OF GOODS(商品名)・極力簡潔にご記入ください。 ① Quantity Unit Price Amount PRESSURE COOKER 400 PCS @ US\$200 = US\$80,000.- NEEDLE OF STAINLESS 200 PCS @ US\$100 = US\$20,000.- Total Amount US\$100,000.- ② QUANTITY(数量) (% MORE OR LESS ALLOWED)			
TRADE TERMS(建値): ③ <input checked="" type="checkbox"/> FOB <input type="checkbox"/> CFR <input type="checkbox"/> CIF <input type="checkbox"/> EX WORKS <input type="checkbox"/> _____ PLACE NINGBO CHINA (必ず記入してください)			
④ INSURANCE TO BE EFFECTED BY APPLICANT/WITH(保険会社名記入) THE SHOKO MARINE INSURANCE CO LTD			
⑤ T.T. REIMBURSEMENT IS <input type="checkbox"/> ACCEPTABLE / <input type="checkbox"/> PROHIBITED. (電信によるリハースを許容するかどうかが記入してください。)			
⑥ ALL BANKING CHARGES OUTSIDE JAPAN ARE FOR ACCOUNT OF <input type="checkbox"/> BENEFICIARY / <input type="checkbox"/> APPLICANT			
⑦ REIMBURSEMENT/PAYMENT COMMISSION ARE FOR ACCOUNT OF <input type="checkbox"/> BENEFICIARY / <input type="checkbox"/> APPLICANT (必ずご記入ください。)			
⑧ ACCEPTANCE COMMISSION AND DISCOUNT CHARGES ARE FOR ACCOUNT OF <input type="checkbox"/> BENEFICIARY / <input type="checkbox"/> APPLICANT(期利付手形の振出を要求する場合のみご記入ください。)			
⑨ UNDERTAKING COMMISSION ARE FOR ACCOUNT OF <input type="checkbox"/> BENEFICIARY / <input type="checkbox"/> APPLICANT(後日払い L/C の場合ご記入ください。)			
ADDITIONAL CONDITIONS(追加条件) ⑩			
販売先	決済関係 <input type="checkbox"/> 現金決済 <input type="checkbox"/> 為銀ユーザンス(<input type="checkbox"/> 異種通貨) (期間 日、借入通貨) <input type="checkbox"/> ハナ資金(<input type="checkbox"/> 商手 / <input type="checkbox"/> 単名) (金額 期間 日)	YOURS VERY TRULY 会社名 代表者 AUTHORIZED SIGNATURE (お届け印/署名)	
受取条件			

IN CONSIDERATION OF YOUR ISSUING A LETTER OF CREDIT SUBSTANTIALLY CONFORMING TO THE ABOVE REQUEST, I/WE HEREBY AGREE AND UNDERTAKE TO HOLD MYSELF/ OURSELVES LIABLE TO YOU AS PER PROVISIONS SET FORTH IN THE COMMERCIAL LETTER OF CREDIT AGREEMENTS SIGNED BY ME/US AND SEPARATELY SUBMITTED TO YOU
THIS LETTER OF CREDIT IS SUBJECT TO UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS 2007 REVISION INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE PUBLICATION NO.600.

実行日	検印	保印	一連番号確認

営为他 143707, B4.(5)

A FEE OF USD950.00(OR THE EQUIVALENT AMOUNT IN THE CURRENCY OF THIS L/C) WILL BE CHARGED ON THE APPLICANT'S ACCOUNT. OTHER CHARGES ARE PRESENTED WITH THIS L/C FOR PAYMENT. REIMBURSEMENT UNDER THIS DOCUMENTARY CREDIT.

*ご依頼日欄には輸入信用状の発行日をご記入ください。なお、通知銀行宛発電はご依頼日の翌営業日となります。

*太線内のみご記入ください。

第3項 ゆうちょ銀行の国際送金

※平成25年1月現在

1 日本から外国の銀行口座への送金



特徴

- ① 日本全国のゆうちょ銀行（233店舗）、国際送金取扱郵便局（約7,500局）の貯金窓口から、外国の銀行口座あてに送金できます。
※振替口座から送金する場合は、あらかじめご指定いただいたゆうちょ銀行または郵便局でのみ承ります。
- ② 送金料金は、1件につき2,500円*です。
※別途、送金金額から仲介手数料などが差し引かれる場合があります。
- ③ 送金申込用紙のあて名などの印字サービス（無料）があります。
- ④ 送金にかかる日数の目安は4～6営業日です。（受取銀行の事情などにより前後します）
- ⑤ 送金先国により使用通貨、必要情報が異なりますので、詳しくはゆうちょ銀行のWebサイトをご覧ください。
<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>

〈口座間送金〉

送金される方の総合口座または振替口座から送金金額と送金料金を払い出し、外国の受取人さまの銀行口座に入金します。お手続きの際に、送金人さま名義のゆうちょ銀行の通帳（総合口座の場合のみ）およびお届け印のほか、法令に基づく本人特定事項などの確認がお済みでない口座からの送金の場合は、下表の書類の提示も必要です。

〈口座あて送金〉

送金金額と送金料金を現金でお支払いいただき、外国の受取人さまの銀行口座に入金します。お手続きの際に、下表の書類の提示が必要です。

ご提示いただく書類（例）	
法人のお客さまの場合	個人のお客さまの場合
発行後6か月以内のもの ■ 法人の設立の登記に係る登記事項証明書 ■ 印鑑登録証明書 ■ 国税または地方税の領収書 ■ 納税証明書 ■ 社会保険料の領収証書 など	確認日において有効なもの ■ 各種保険証 ■ 運転免許証 ■ パスポート （原則、住所の記載のあるものに限り） ■ 国民年金手帳 など
10万円以下のお申込みの場合は、上記に加えて、以下の書類もご利用いただけます	
発行後6か月以内のもの ■ 官公庁から発行され、または交付された書類その他これに類するもの（外国法人のお客さまの場合に限り）	発行後6か月以内のもの ■ 住民票の写し ■ 国税または地方税の領収書 ■ 納税証明書 ■ 社会保険料の領収証書 ■ 官公庁から発行され、または交付された書類その他これに類するもの など

※法人のお客さまの場合、実際にお手続きをされる個人の方の書類の提示も必要です。

※平成25年4月以降は、法令改正に伴い、上表の書類の提示のほか、職業・事業内容などの申告または関係書類の提示が必要になります。

- 財務大臣または経済産業大臣の許可などが必要な取引に伴う送金については、許可証などの提示が必要となります。



送金申込用紙記入例（口座間送金の場合）

国際郵便振替請求書（口座間送金用）
INTERNATIONAL TRANSFER APPLICATION FORM (ACCOUNT TRANSFER)

年月日 Date	処理番号 Number	取扱店名 Office/alt.	処理時刻 Time	種別番号 Date	取扱番号 Handling number
送金内容 Transfer	送金額 Amount	振替銀行 Bank	振替元口座 From account	振替先口座 To account	円
備考 Remarks	振込手数料 Charge	合計 Total amount	円		
送金口座番号 Sending account number	振込元口座名 Name of account holder				

※送金目的に「要」を記入ください。Please check one of the following.

送金種類 郵便振替口座あて送金 銀行口座あて送金

受取人 **みなまえ SHANGHAI CORPORATION**

あところ **123 HUNGHEXING SHANGHAI**

郵便番号 **123456** 国名 **CHINA**

口座番号 **1234567-1234-123456-7**

銀行口座あて送金の項目
受取銀行 **BANK OF CHINA**
支店名 **SHANGHAI**
国名 **CHINA**
銀行住所番号 **BKCHCNBJ300**

差出人 **みなまえ TOKYO CAR INC**

あところ **1-3-2 KASUMIGASEKI CHIYODA-KU TOKYO**

電話先電話番号 **03-1234-5678**

送金目的 **自動車模型の購入代金**

通貨コード **USD** 金額 **3000 00**

外国為替及び外国貿易法に基づく許可等 要



お届け印

受取人さまの口座番号・お名前・ご住所

受取銀行情報

差出人さまの口座番号・お名前・ご住所・電話番号

送金目的（具体的にご記入ください）

送金金額（指定の通貨でご記入ください）

外国為替及び外国貿易法
「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮およびイランに関連する規制に該当しない送金の場合、口にてチェック（✓）してください。該当する送金の場合は、許可証などをご提示ください。

外国為替及び外国貿易法に基づく許可などの要否
「要」を選択された場合は許可証などをご提示ください。

2 外国からゆうちょ銀行口座への送金



特徴

- ① 外国の銀行から、米ドル建て、ユーロ建ての送金をゆうちょ銀行の口座で受け取ることができます。
(円に換算して口座に入金します)
- ② 口座入金時の料金(口座登記料)は無料です。

外国の銀行から、ゆうちょ銀行の総合口座または振替口座あてに送金する場合、次の情報が必要です。
記載漏れや誤りなどがある場合は、ゆうちょ銀行に到着しないだけでなく、仲介銀行などにより手数料を差し引かれたうえ、返却される場合がありますのでご注意ください。

使用通貨/Currency (※1)		USD (米ドル)	EUR (ユーロ)
仲介銀行名/ Intermediary Bank (※2)		Deutsche Bank Trust Company Americas NY	Deutsche Bank AG Frankfurt
仲介銀行コード/ Intermediary Bank BIC (SWIFT Code)		BKTRUS33	DEUTDEFF
受取人取引銀行名/ Beneficiary Bank		Japan Post Bank	
受取人取引支店名/Branch		Head Office	
受取人取引支店住所/ Beneficiary Bank Address		3-2, Kasumigaseki 1-chome, chiyoda-ku, Tokyo 100-8798, Japan	
受取人取引銀行コード/ Beneficiary Bank BIC (SWIFT Code)		JPPSJP1	
受取人取引銀行識別コード/ Beneficiary Bank CHIPS UID (※3)		427593	不要
受取人口座番号/ Payee Account Number (※4)	総合口座への 送金の場合	記号(5桁)+番号(最大8桁) 10000-00000001	
	振替口座への 送金の場合	記号(5桁)+数字(1桁)+番号(最大6桁) 00000-0-000000	
受取人口座名義/ Name of Payee Account Holder		例：TARO YUSEI	
受取人住所/Payee Address		例：3-1, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-Shi, Saitama 330-0081, Japan	
受取人電話番号/ Payee Telephone Number (※5)		例：048-123-4567	

- ※1 口座への入金に際しては、ゆうちょ銀行が定める換算レートが適用され、日本円で入金されます。
- ※2 仲介銀行情報は必ず記載してください。仲介銀行を記載する欄がない場合は備考欄などへ記載してください。
送金金額から仲介手数料(送金処理を仲介する機関が差し引く手数料)などが差し引かれる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※3 米国の金融機関から米ドル建てでお客さまのゆうちょ銀行口座あてへ送金される場合、「BIC(SWIFTコード)」のほか「CHIPS UID」も必ず記載してください。なお、外国の金融機関からゆうちょ銀行へ送金される場合、「ABA(Fedwire Code)」、「IBAN」などは必要ありません。
- ※4 記号・番号を続けて記載してください。
- ※5 外為法などに基づき、口座への入金の際、受取人さまに送金目的などを確認させていただきますので、受取人さまの
日中の連絡先を記載してください。



国際送金 Q&A

Q1 ゆうちょ銀行に口座を持っていなくても、国際送金を申し込めますか。

A1 現金と本人確認書類（※）があれば国際送金を申し込めます。

なお、外国からの国際送金を口座で受け取る際は、あらかじめ口座を開設してください。
※平成25年4月以降は、法令改正に伴い、ご提示いただく書類などが変更になります。
詳しくは、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

Q2 高額送金の際に注意することはありますか。

A2 以下に該当する場合は、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、送金人は「支払又は支払の受領に関する報告書」を日本銀行に提出する必要があります。

- ① 国際送金（送金または受領）金額が邦貨換算額で3,000万円を超え、国際送金（送金または受領）目的が「国際収支項目番号表」に該当する場合。
- ② 「北朝鮮に住所若しくは居所を有する個人」または「北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体」に対して邦貨換算額で300万円を超える国際送金を行った場合。

Q3 送金目的はどのように書けば良いですか。

A3 「自動車部品の購入代金」「子どもへの仕送り」など、具体的に書いてください。
（商品代金の場合は、具体的な品名をご記入ください）

Q4 国際送金の換算レートは、テレビなどで報道される外国為替市場のレートと同じですか。

A4 異なります。テレビなどで報道される外国為替市場のレートは、銀行間で取引する際のレートであり、国際送金の換算レートは銀行などの対顧客相場や外国為替市場の動きなどを勘案してゆうちょ銀行が独自に定めているものです。

なお、換算レートは毎営業日、米ドルについては午前11時、その他の通貨については正午に変更されます。ただし、その後、為替相場が大幅に変動した場合は、同一日であっても再度変更されることがあります。

【お問い合わせ】

ゆうちょコールセンター 0120-108420（通話料無料）

受付時間：平日8：30～21：00 土・日・休日9：00～17：00

（12月31日～1月3日は9：00～17：00）

※ 携帯電話、PHSなどからもご利用いただけます。

※ IP電話など一部ご利用いただけない場合があります。

ゆうちょ銀行webサイト <http://www.jp-bank.japanpost.jp/>

（ホーム⇒個人のお客さま⇒便利につかう⇒海外関連サービス⇒国際送金）

第1項 外航貨物保険

1. 貿易と貨物保険



貨物保険は貿易に不可欠な保険

輸送中の貨物は様々な危険にさらされています。

船舶の沈没、衝突や座礁などの海難事故、航空機の墜落

トラックの衝突などの輸送用具の事故 火災、爆発、盗難、破損、濡れ損害 など

貨物保険は、これら外国発着（寄港または積替えを含む）貨物の海上・陸上および航空輸送に伴う危険を補償する保険です。

特に、現在においては、企業の様々な経済活動・取引に伴い、多種多様の貨物が国際間輸送されるケースが増加しており、ますます貨物保険のニーズは高まっていると云えます。



2. 貿易（売買）条件と外航貨物保険



INCOTERMS

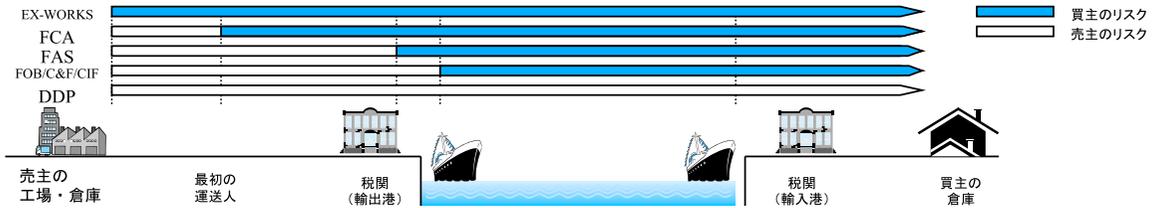
International Commercial Terms(貿易取引の国際ルール)

貿易取引は、相手が遠く離れている海外間で行うため、様々な習慣や常識が違うことが多く、取引条件がそれぞれの国において異なって理解されると、売主または買主にとって重大な紛争を生じることになりかねません。その結果、両者間の将来の取引に悪影響をもたらす可能性もあります。これらを防止するために、売買契約の当事者が合意できる国際定型取引条件（トレードタームズ）の統一解釈が必要となり、1936年国際商業会議所（ICC）でインコタームズが採択されました。その後、53年、67年、76年、80年、90年、2010年に改定され、2011年1月から適用の「インコタームズ2010」が最新です。

インコタームズでは、売主および買主の義務、リスクの移転、費用の負担に関する事項が規定されています。

Rules for any mode or modes of transport (あらゆる輸送形態に適した規則)		
EXW	Ex Works(named place of delivery)	工場渡し(指定引渡地)
FCA	Free Carrier(named place of delivery)	運送人(指定引渡地)
CPT	Carriage Paid To(named place of destination)	輸送費込み(指定仕向地)
CIP	Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)	輸送費保険料込(指定仕向地)
DAT	Delivered at Terminal (named terminal at port or place of destination)	ターミナル持込渡し (仕向港または仕向地における指定ターミナル)
DAP	Delivered at Place(named place of destination)	仕向地持込渡し(指定仕向地)
DDP	Delivered Duty Paid(named place of destination)	関税込み持込渡し(指定仕向地)
Rules for sea and inland waterway transport (海上および内陸水路輸送のための規則)		
FAS	Free Alongside Ship(named port of shipment)	船側渡し(指定船積港)
FOB	Free on Board(named port of shipment)	本船渡し(指定船積港)
CFR (C&F)	Cost and Freight(named port of destination)	運賃込み(指定仕向港)
CIF	Cost, Insurance and Freight(named port of destination)	運賃・保険料込み(指定仕向港)

リスクの移転時期とインコタームズ



3. 外航貨物保険の内容

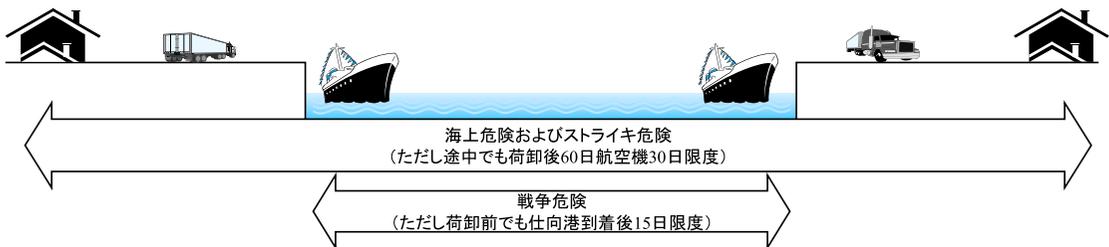


外航貨物の保険期間

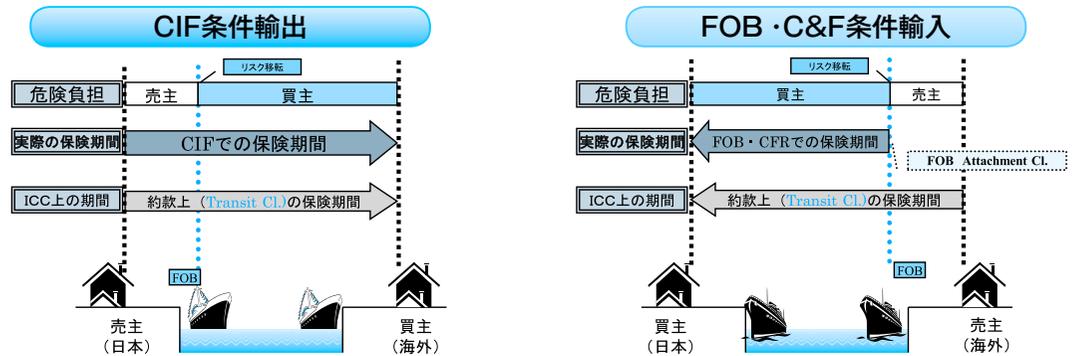
他の保険種目では期間保険 (TIME POLICY) が原則であるのに対し、貨物保険では航海保険 (VOYAGE POLICY) が原則。貨物保険はある場所から他の場所へ保険の目的の移動中を担保し、従って移動の完了と同時に保険の担保も終了するので、あらかじめ保険期間の始期、終期を一定の日時で定められないのが通常です。

輸送条項 (Transit Clause) では海上危険について「仕出地の倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に保険の目的物を直ちに積込む目的で、保険の目的物が最初に動かされた時」から、「仕向地の最終倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具から荷卸しが完了した時」までとしています。ただし、本船から荷卸しされた後の期間は60日間 (航空機の場合は30日) を限度としているので、荷卸し後60日を経過すれば、たとえ貨物が輸送過程の途中にあり、最終倉庫に引渡されていなくてもこの時に保険は終了します。

戦争危険については原則として外航本船に積載されている間に限られ、いかなる場合も貨物が本船に積込まれたときに始まり、仕向港で本船から荷卸しされたときに終了します。また、仕向港到着後15日間が経過すると、貨物が本船より荷卸しされなくても、その時点で終了します。



〈貿易条件によって、実際の保険期間も変わります〉



〈CIF条件輸出〉
 FOB、CFR(C&F)、CIFとも本船に積み込まれた時点で売主から買主にリスクは移転します（≒所有権移転）。保険は売主が手配しますが、保険証券の裏書譲渡によって被保険者を買主に移転させますので、CIF輸出の外航貨物保険では売主および買主のリスクを一貫して補償しています。

〈CFR(C&F) またはFOB輸入〉
 保険を手配する買主のリスクは、本船に積まれた時から移転します。従って、CFR(C&F) またはFOB輸入の外航貨物保険は買主のリスク区間を担保しています。

基本約款 Institute Cargo Clauses(ICC)

外航貨物保険は日本だけでなく世界各国で流通する必要があるため、どこの地域においても使用可能であることが前提となります。従って、日本を始め世界各国で国際流通性の面ですぐれた英国保険市場の約款が使用されています。従来本邦市場では、63年ICCおよび82年ICCを使用してきましたが、27年ぶりにICC約款の改訂が行われ、09年ICCが発表されました。

保険対象となる事故の範囲

(09年Institute Cargo Clauses)

主な損害の種類	保険条件			主な損害の種類	保険条件		
	A	B	C		A	B	C
火災・爆発	○	○	○	悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュ、海賊による損害	○	△注3	△注3
船舶・はしけの座礁・乗揚・沈没・転覆	○	○	○	雨・雪等による濡れ	○	●	●
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○	破損・まがり・へこみ	○	●	●
船舶・はしけ・輸送用具の、水以外の他物との衝突・接触	○	○	○	擦損・かき損	○	●	●
避難港における貨物の荷卸	○	○	○	虫食い・ねずみ食い	○	●	●
投荷	○	○	○	盗難・抜き荷・不着	○	●	●
波ざらい	○	○	△注1	漏出・不足	○	●	●
地震・噴火・雷	○	○	●	汚染・混合	○	●	●
海水、湧水、河川の水の船舶・はしけ・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への侵入	○	○	△注1	共同海損・救助料、継搬費用、損害防止費用	○	○	○
船舶・はしけへの積込またはそれからの荷卸中の水没・落下による梱包1個ごとの全損	○	○	△注2				

○……保険金をお支払いします。 △……下記「注」にしたがい、保険金をお支払いします。
 ●……保険金をお支払いしません。別途特約を付帯いただいた場合に保険金をお支払いします。
 注1：自動付帯する「追加危険担保約款 (Additional Risks Clauses)」により、「全損」のみ補償されます。
 注2：自動付帯する「追加危険担保約款 (Additional Risks Clauses)」により補償されます。
 注3：自動付帯する「2009年貨物海上保険にかかわる追加規定 (Supplementary Provisions of Marine Insurance 2009)」により補償されます。

**料率****1. Marine RiskとWar & SRCC Risk**

外航貨物保険の補償範囲は大きく、Marine RiskとWar & SRCC Riskに分かれます。

ただし、この2つのリスクは、原則セットで引き受けます。料率（Rate）は別々に表示します。

2. 保険金額に対して%表示します

- (1) Marine Risk（海上危険）
 - ・原則自由料率
 - ・積載船舶によるAGE AP(船齢割増料率) 制度があります。
- (2) War & SRCC Risk（戦争・ストライキ危険）
 - ・ロンドンマーケットの料率に準じています。
 - ・平水域 0.05%（紛争等が或る場合は国毎に異なります）

**保険金額**

CIF×110%（円建の場合は千円単位に切り上げ）で設定することが一般的です。

・保険料＝保険金額×Rate（料率）

保険金額（Amount Insured）とは、保険の対象貨物に付保する金額であり、また、保険事故の際に、保険会社から支払われる保険金の最高限度額をいいます。

この保険金額は保険の対象貨物を金銭的に見積もった評価額であり、保険価額（Insured Value）と原則同額とします。

**契約形態****予定保険**

●個別予定保険（Provisional Policy）

「個別予定保険（Provisional Policy）」は、貨物の数量、保険金額または輸送用具等未確定の場合で、危険開始日（貨物の輸送開始日）前までに一輸送契約のお申込みが間に合わない場合、後日、確定のご通知をいただくことを前提に、輸送を予定している数量および予定保険金額をもってお申込みいただけるご契約方式です。

●包括予定保険（Open Policy）

「包括予定保険（Open Policy）」は、一定期間にお客さまが取り扱う貨物の種類、輸送用具、輸送区間などを取り決め、これに該当する輸送は、後日、すべて漏れなく確定のご通知をいただくことを前提に約定するご契約方式です。

スポット申込

輸送の都度、申し込みを行うものです。

問い合わせ先：損害保険会社各社にお問い合わせください

第2項 海外PL保険（輸出生産物賠償責任保険）

細心の注意をもって海外ビジネスに取り組まれることかと思いますが、海外に販売した商品により、人の身体や財産を傷つけてしまう可能性は否定できません。傷害などに対する補償以外に、訴訟となった場合、海外では弁護士費用が高額なものになります。

海外に製品・部品を輸出している事業者が、輸出製品が原因で第三者に身体障害または物的損害が発生し、損害賠償責任が発生した場合に備える保険が海外PL保険です。

被害者への賠償金だけでなく、防御としての訴訟コストも負担する保険で、賠償請求が発生し、訴訟に持ち込まれた場合など、保険会社が企業にかわって弁護士の選任や応訴手続きを行いますので、海外に製品・部品を輸出している事業者にとって、ニーズの高い保険であるといえます。

海外PL保険の概要

(1) 保険の対象となる損害

輸出製品が原因で第三者の身体障害または物的損害が発生し、被保険者（補償の対象になる方）が賠償責任を受けた場合に、被保険者が負担する損害賠償金、訴訟費用などの支払いを受けることができる保険です。

(2) 支払われる保険金の内容

① 損害賠償金：

「身体障害」の場合—治療費、逸失利益、慰謝料など

「物的損害」の場合—修理費（修理不能の場合は時価額限度）、当該財物の使用不能損害など

② 訴訟費用、弁護士報酬費用：

提起された訴訟防御を保険会社が行い（いわゆる示談代行）、クレーム解決に要した訴訟費用や弁護士報酬費用などが支払われます。

③ その他の費用：

応急手当に要する費用、当社に対する協力費用など

海外におけるPL高額賠償事例

～1991年以降の米国における高額（US\$50万超）判例～

〈化学品〉

製品	賠償額 (US\$)	被告	事故概要	州・判決年
燃料	2,060,623	メーカー	ガス暖房器に点火しようとして爆発し、けがをした消費者に対し、プロパンガスに発臭剤（ガスに臭いを付ける薬品）を加えたメーカーに責任があるとされた。	ミズーリ 1991年
保存料	22,628,698	メーカー	エビの保存料から発する気体により、二人の漁師が窒息死し、メーカーの責任が認められた。	テキサス 1993年
ベンゼン	21,525,000	メーカー	ベンゼンに継続的に身をさらした沿岸警備インストラクターが肺炎で死亡し、メーカーの責任が認められた。	カンザス 1991年
シアン酸塩	1,500,000	メーカー	自動車のファンベルト工場の労働者が化学製品の気体にさらされたために、ぜんそくにかかった。	ミズーリ 1993年
化粧品	2,500,000	メーカー	ベビーオイルを吸い込んだ子供に脳障害が生じ、メーカーの責任が認められた。	ワシントン 1991年

〈繊維製品〉

製品	賠償額 (US\$)	被告	事故概要	州・判決年
綿棒	1,550,000	メーカー	5歳の子供が自分で綿棒のケースを開け、耳掃除をしていたところ、鼓膜を破り、耳の骨を脱臼するけがを負った。このことに対し両親は、子供に扱わせないようにとの警告表示をし、また、ケースも子供に開けられないような構造にすべきであったとしてメーカーを訴えた。裁判の結果、メーカーの責任が認められた。	ミズーリ 1993年

〈電気機械〉

製品	賠償額 (US\$)	被告	事故概要	州・判決年
暖房器	1,002,895	メーカー	暖房器の欠陥によりビル火災が発生。メーカーの責任が認められた。	ノースダコタ 1991年
温水器	3,346,239	メーカー 卸売業者	温水器のサーモスタットコントロール用ノブの欠陥により燃料のプロパンガスが爆発し、子供1人が死亡、家族4人が火傷を負った事故で、メーカーとガスの卸売業者の責任が認められた。	サウスダコタ 1992年
自動車用 電子部品	7,500,000	メーカー	小型トラックに登載された電子部品の欠陥が原因でエンストし、トレーラーに衝突され、7才の子供が死亡した事故で、電子部品メーカーの責任が認められた。	アラバマ 1992年

※ 上記の賠償事例は、保険金支払事例ではありません。



Q&A

Q1 国内PL保険には既に参加していますが、海外PL保険にも加入する必要はありますか。

A1 国内PL保険では、日本国内で発生した身体障害もしくは財物損壊についてのみしか適用になりません。海外に製品を輸出している場合などで、海外で身体障害・財物損壊事故が発生する可能性がある場合には加入する必要があります。

Q2 完成品ではなく部品メーカーなのですが、海外PL保険に加入する必要がありますか。

A2 特にアメリカに製品を輸出している企業は、商社や完成品メーカーを通じての輸出であっても、被害者の訴えによりアメリカの法廷に召喚される可能性があります。したがって、部品メーカーの方にも海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q3 輸出量が少ないので海外PL保険に加入する必要がないのでは？

A3 輸出量とPLリスクは比例しません。輸出量の少ない製品で事故が発生し、巨額な損害賠償請求がなされた例もあることから、輸出量にかかわらず海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q4 欧米には製品を輸出していないので海外PL保険に加入する必要がないのでは？

A4 欧米での高額な賠償事例は人身事故によるものが大多数ですが、PL事故は第三者の財物に損害を与えた場合も該当します。この財物損害は欧米以外の諸国でも同様に発生するもので、保険の支払事例も多くあります。このため、欧米以外の輸出仕向地であっても海外PL保険のご加入をお勧めします。

保険料算出・加入手続き

保険料を算出するためには、

- ①保険料算出依頼書
- ②「海外PL予防体制診断チェックシート兼ご質問票」

などの書類で、質問項目にお答えいただきます。

詳しい内容につきましては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

募集代理店：株式会社東商サポート&サービス

TEL：03-3213-3846

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル3階

引受保険会社：株式会社損害保険ジャパン 東京公務開発部営業開発課

TEL：03-3349-6018

〒163-0519 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル19階

(SJ12-10366 平成25年1月16日作成)

第3項 貿易保険

(初めての海外取引に、貿易保険を利用してみませんか?) (日本貿易保険)

初めて取引する海外の企業から注文を受けた時、売掛金債権の回収に不安はありませんか？

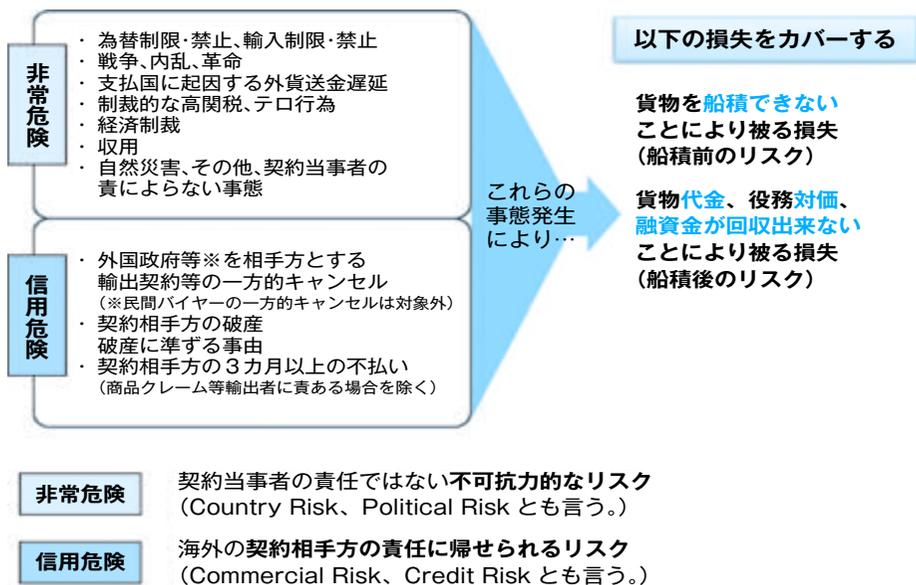
取引先国の状況に不安がある時、御社ではどのようなリスク対策を考えますか？

独立行政法人 日本貿易保険（NEXI）では、日本企業が行う海外との取引において、海外取引先の不払いや取引先国のカントリーリスクの発生により企業が被る損失をカバーする「貿易保険」を引受けることにより、日本企業が行う健全な海外との取引を支援しています。



貿易保険とは

NEXIの貿易保険は、企業が行う貿易取引において、日本側企業に起因しない以下のようなリスクの発生により、貨物代金を回収できない事態に保険金をお支払いしますので、企業の皆さまは予測出来ない事態を恐れることなく、安心して海外との取引を進めることが出来ます。



〈お問い合わせ先〉

日本貿易保険 (NEXI)

- ▶ 本店 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
お客様相談室 フリーダイヤル 0120-672-094 (平日9:00~17:30)
- ▶ 大阪支店 大阪市中央区北浜3-1-22 あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階
お客様相談室 フリーダイヤル 0120-649-818 (平日9:00~17:30)
- ▶ ウェブサイト <http://nexi.go.jp/>



中小企業向けの主な保険商品

▶ 中小企業輸出代金保険

▶ 貿易一般保険（個別保険）



貿易保険引受けの基本方針

非常危険（取引先国リスク）

- ☆カントリーリスクに応じて各国をA～Hの8ランクに分類
A（リスク低） ←→ （リスク高） H
- ☆カントリーリスクの高い国は、金額や決済ユーザンスを一部制限
- ☆国カテゴリー毎に異なる保険料率を適用

信用危険（契約相手方リスク）

- ☆バイヤーの信用状態により格付および与信枠を設定
- ☆格付に応じた引受制限を実施
- ☆格付に応じた保険料率を適用

※国カテゴリーは、NEXIウェブサイトをご参照ください。

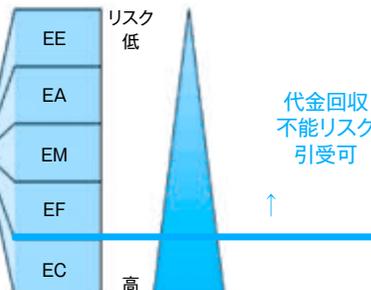


海外取引先（バイヤー）の格付

※貿易保険お引受け前に、取引先の与信審査を行い設定します。

バイヤー格付け区分

名簿区分		定義
G	Government	政府機関、政府関連機関、および国際機関等
E	Enterprise	民間企業
S	Security	銀行（Gに区分される銀行を除く）
P	Provisional	上記のいずれにも該当しない者



バイヤー格付と信用危険の引受け

- * 船積前の輸出不能リスクを引き受けられる格付は、Gグループ格付、EE～EC格
- * 船積後の代金回収不能リスクを引き受けられる格付は、Gグループ格付、EE～EF格（EC格は不可）
但し、EE～EF格は、バイヤー与信枠の範囲内での引受けとなる。
尚、L/C決済案件や、上記に表示のない格付の場合は取り扱いが異なる。

《NEXIのウェブサイトの各コンテンツご案内》 <http://nexi.go.jp/>

- ・初めてのご利用者 : 「初めてご利用の方へ」または「貿易保険とは」
- ・中小企業の方々 : 「中小企業のお客様へ」
- ・貿易保険の種類 : 「保険商品」
- ・手続き案内 : 「各種手続き」より「保険のお申込み前に必要な手続き」
- ・手続き様式類 : 「申請様式類ダウンロード」
- ・国ごとの引受方針 : 「国・地域ごとの引受方針」

《ご利用方法・手続き》

1. ご利用相談

まずは、NEXI本店（東日本の企業）、大阪支店（西日本の企業）、もしくはNEXIと提携している地銀・商工中金などにご相談ください。

初期手続きや、お取引に最適な保険商品をご案内いたします。

2. 「貿易保険利用者登録（シッパー登録）」を行う

初めて貿易保険をご利用される場合は、まず最初に、NEXIに利用者登録（コード設定）の依頼をします。

NEXIウェブサイト：「各種手続き」－「保険のお申込み前に必要な手続き」－「貿易保険利用者登録」

3. 海外取引先（バイヤー）の与信審査を申し込む

海外取引先（バイヤー）の不払いリスク（信用危険）を貿易保険でカバーするには、NEXI独自のバイヤー与信審査を行い、一定以上の格付と、契約金額以上の与信枠が付くことが条件となります。（前ページご参照）

この与信審査は、「海外商社名簿登録申請」に信用調査機関の信用調査書を添えて申し込みます。信用調査書の取得は、NEXIに依頼することも可能です。

NEXIウェブサイト：「各種手続き」－「保険のお申込み前に必要な手続き」－「海外商社登録」

信用調査書の取得費（1件あたり6千円～1万円程度）は、原則、利用者負担です。

なお、中小企業基本法における中小企業者の場合、3件まで無料とするサポート策をご利用いただくことが可能です。

※中小・中堅企業向けの保険商品である「中小企業輸出代金保険」をご利用頂く場合は、上記2.、3. の手続きは、「事前相談依頼書」により行います。

4. 保険を申し込む

ご希望のリスクをお引受け可能なお取引・お取引先であることが確定しましたら、一定期間内にNEXIに保険の申込手続きを行います。

お申込み内容に問題なければ、NEXIから保険料請求書と保険証券を発行し郵送いたします。

5. 保険料を払い込む

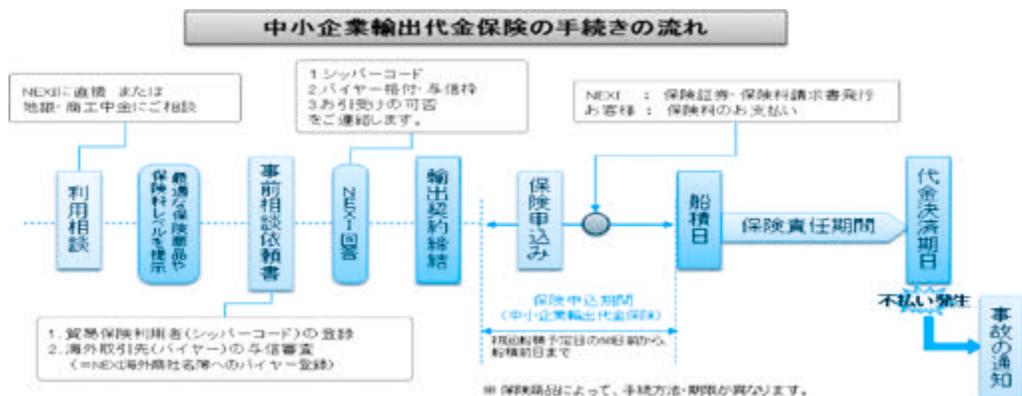
NEXIよりお送りする保険料請求書に基づき、保険料をお支払ください。（振込み）

保険料の入金を確認できましたら、お送りした保険証券の内容で保険が発効いたします。

6. 不払い発生の通知を行う

保険を申し込んだお取引に不払いが発生したら、一定期間内に不払い発生の通知をします。

バイヤーには支払い督促などの交渉を行っていただきますが、不払い通知後、入金メドがつかないと判断されたら、保険金請求書を作成し、NEXIに保険金の支払い請求を行います。





よくあるご質問 Q&A

Q1 貿易保険とは何のための保険ですか？

A1 海外の取引先からの代金不払いや取引先国の政治・経済・自然災害などの問題で、売掛金債権を回収できない事態に備える保険です。

回収できなかった売掛金債権の90%~97.5%※を、保険金としてお支払いいたします。
(※ 保険金をお支払する割合は保険商品種類や不払いの原因によって異なる。)

なお、貨物自体が破損・毀損したことによる損失は、損害保険会社が引き受ける海上保険の範囲のため、この保険ではカバーしていません。

Q2 誰でも利用できますか？ また、どんな取引が対象ですか？

A2 日本に所在する企業（個人事業者含む）で、日本で商業活動を行っている企業であれば、ご利用いただけます。

対象は、海外の取引先との売買契約で、日本または販売先国以外の第三国から貨物を出荷する取引です。

Q3 取引先や取引先国にかかわらず利用できますか？

A3 取引先国のカントリーリスク度合いや、海外取引先の信用状態によっては、お引受け可能な契約に制限が付くことや、お引受けできない場合があります。

なお、国別の引受方針は、ウェブサイト (<http://nexi.go.jp/>) でご確認ください。

Q4 保険料はいくらですか？

A4 ご利用になる保険の種類や、貿易保険を掛けるお取引の条件（国、取引先の与信レベル、決済方法、期間）によって異なります。

おおよそのレベルで言えば、中国向けの決済期間が60日の取引に中小企業向けの保険をご利用された場合、契約金額に対して1%弱程度です。

Q5 他に注意することがあれば、教えてください。

A5 取引先と、売買契約書や発注書などの書面で契約を合意している取引を前提としています。

また、保険のご利用には、輸出契約の合意日から一定期間以内にお手続きいただく必要があります。次ページに概要がありますので、ご参照ください。

なお、取引先の不払いの理由が、商品クレームなど、輸出者側の取引履行に問題がある場合は、保険金お支払の対象とはなりませんので、ご注意ください。

Q6 窓口は、どこにありますか？

A6 日本貿易保険（NEXI）は、東京（本店）と、大阪（大阪支店）の2ヶ所です。

また、一部の地方銀行や、損害保険会社でも、取次ぎを行っています。

61ページのお問い合わせ先にお電話いただくか、ウェブサイトよりお気軽にご相談ください。

第7章

貿易管理

第1項 税関手続の概要 ビジネスマンの輸出入申告・通関豆知識(日本通関業連合会)

輸出入申告

国際貿易は、各国の歴史や伝統及び税制、経済情勢などによる規制や国際的な安全、平和、環境保護などを目的とした国際条約による様々な制約があります。

貨物を輸出入しようとするときは、原則として、貨物を入れる保税地域を管轄する税関に申告し、必要な検査を経てその許可を受けなければなりません。この輸出入申告のほとんどは、現在、税関、通関業者、船舶代理店、倉庫会社、銀行などの申告・通関手続業務に関連する官庁や企業で構成されている全国的な国際港湾物流コンピュータシステムである「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)」を使用して電子的に行われています。そして、その多くは、税関の許可を受けた通関業者に委託し行われています。

貨物の輸出入についての主な関税関係法令には、「関税法」、「関税定率法」及び「関税暫定措置法」があり、それぞれの法律に税関手続、関税などに関する条項などが規定されています。また、一般に他法令と呼ばれている食品衛生法、薬事法などの「関税関係法令以外の法令」により、貨物の輸出入の許可や承認等が必要なものについては、それぞれの他法令の規定に基づいて許可、承認などを受け、輸出入申告のときに税関に、それぞれの許可、承認などを受けていることを許可書などにより証明し、確認を受ける必要があります。

輸出申告・通関手続

輸出許可は、原則として、輸出貨物を保税地域に搬入した後になりますが、輸出申告は、輸出貨物を保税地域に搬入する前でも行えます。輸出申告・通関手続は、基本的に、輸出申告書および仕入書などの必要書類を揃えて、貨物を搬入しようとする保税地域を管轄している税関官署に提出します。輸出申告書には、輸出貨物の品名、数量、価格などを記入します。仕入書以外の必要書類とは、海上輸送の場合、船荷証券などですが、詳しくは、税関のホームページ、お近くの各地の税関相談官室又は通関業会にお問い合わせください。こうした輸出申告は、輸出者自身でも税関に向いて行うことができますが、その多くは、通関業者に委託して、現在、殆ど全てNACCSで行われています。

輸入申告・通関手続

輸入申告は、原則として、輸入貨物を保税地域に搬入した後に、その保税地域を管轄する税関官署に輸入(納税)申告を行い、税関の必要な検査を受けた後、関税、内国消費税および地方消費税を納付し、輸入の許可を受けなければなりません。この輸入申告・通関手続には、輸出申告の場合と同じように、輸入申告書および仕入書などの必要書類を揃えて、貨物を搬入した保税地域を管轄している税関官署に提出します。輸入申告書には、輸入貨物の品名、数量、価格などを記入します。こうした輸入申告は、輸入者自身で、税関官署に向いて行えますが、輸出申告の場合と同様に、通常、通関業者に委託して、現在ほとんど全てNACCSで行われています。

国際郵便・宅配便の利用

輸出入しようとする貨物の価格が20万円以下の場合、郵便局に当該貨物を提示すれば、日本郵便(株)が輸出入申告・通関手続を輸出入者に代わって行ってしてくれます。また、国際宅配便を利用する場合でも、同様に国際宅配会社が代わって行ってしてくれます。詳しくは、お近くの税関相談官室などにお問い合わせください。

輸出入禁止品目

次の物品は、関税法により輸出入が禁止されています。



輸出禁止品目

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで及び第10号又は第11号に掲げる行為を組成する物品（一部除外規定あり。）



輸入禁止品目

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及びあへん吸煙具
- ② 拳銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及び拳銃部品
- ③ 爆発物
- ④ 火薬類
- ⑤ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質（一部除外規定あり。）
- ⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第20項に規定する一種病原体等及び同条第21項に規定する二種病原体等（一部除外規定あり。）
- ⑦ 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード（生カードを含む）
- ⑧ 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
- ⑨ 児童ポルノ
- ⑩ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑪ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに及び第10号又は第11号に掲げる行為を組成する物品（一部除外規定あり。）

これらの物品の他にも、様々な国内法令やワシントン条約などの国際条約で輸出入が禁止又は規制されている物品がありますので注意が必要です。

ホームページなどの活用

輸出入申告・通関手続の詳細については、次のとおり、税関相談官室、各地の通関業会などに訪問または電話でお問い合わせすることができます。また、税関、その他関係省庁等のインターネットのホームページに必要な情報が掲載されていますので参考にしてください。

①税関のホームページ

貨物の輸出入通関手続の参考事項を掲載している「輸出入手続」では、貨物の「輸出（入）通関手続の概

要」の情報が得られます。また、関税率や関税額を左右する輸入貨物の品目分類及び関税評価に関する事前
 教示手続や問い合わせ先などについても確認してください。これら以外にも、全国の各地の税関ホームペー
 ジへのリンクや関税関係法令、輸出入申告・通関手続に必要な各種税関様式とその記載要領など必要で役立つ
 情報が掲載されています。

「カスタムスアンサー」では、通常の輸出入申告・通関手続の他に、個人輸入や国際郵便物の通関手続な
 どについてもQ&Aで分かり易く解説されていますので参考にしてください。

② 関係省庁のホームページ

税関のホームページから、輸出入申告・通関手続関連リンクで、動物・植物防疫所や経済産業省等関係省
 庁などのホームページがご覧いただけます。「関税法などの関税関係法令」以外の法令に基づく輸出入規制
 などについての確認は必要で大事です。

③ (社)日本通関業連合会のホームページ

通関業者に関しましては、(社)日本通関業連合会のホームページにある「通関業者検索システム」により、
 誰でも、会員である全国の通関業者を検索することができます。これらの通関業者は、信頼できる輸出入申
 告・通関手続のプロフェッショナルとして、全国の港湾・空港地域などで輸出入申告・通関の代理代行業務
 を行っていますので、お気軽にご相談してください。なお、次ページに(社)日本通関業連合会と東京・横浜の
 通関業会の連絡先を掲載しています。

全国の税関相談官室

全国の税関では、輸入手続などに関する相談に応えるため
 に、「税関相談官（室）」を設置しています。ここでは、東京税
 関と横浜税関の相談官室の連絡先を掲載しておきます。



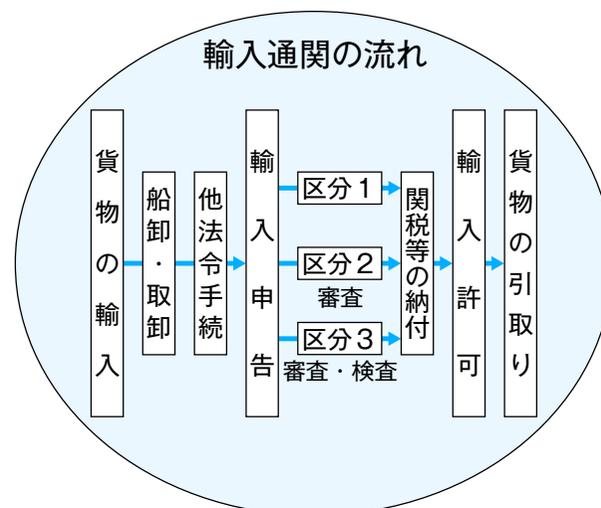
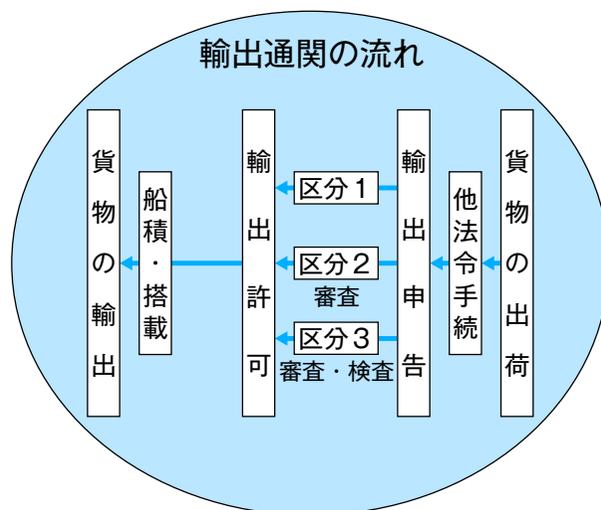
税関名	官署名	電話番号	住 所
東京税関	業務部税関相談官室	03-3529-0700	〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内
	羽田税関支署（航空貨物）	050-5533-6988	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-3 貨物合同庁舎内
	成田税関支署	0476-34-2128~9	〒282-8603 千葉県成田市古込字古込1-1 成田第2旅客ターミナルビル内
	成田航空貨物出張所	0476-32-6020	〒282-8603 千葉県成田市駒井野字天並野2159
	東京外郵出張所	03-5665-3755	〒136-0075 東京都江東区新砂3-5-14 郵便事業株式会社東京国際支店3階
	大井出張所	03-3790-6803	〒143-0001 東京都大田区東海4-1-10
横浜税関	業務部税関相談官室	045-212-6000	〒231-8401 神奈川県横浜市中区新港1-6-2 横浜第1港湾合同庁舎内
	大黒埠頭出張所	045-506-8313	〒230-0054 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地
	本牧埠頭出張所	045-625-5037	〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭2
	川崎外郵出張所	044-366-7766	〒210-0899 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1-3 郵便事業株式会社川崎港支店1階

社日本通関業連合会及び東京・横浜の通関業会

(社)日本通関業連合会と、全国各地の通関業会のうち東京と横浜の通関業会の連絡先を掲載しておきます。

名 称	住 所	電話番号等
(社)日本通関業連合会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階	TEL 03 (3508) 2535 FAX 03 (3508) 7796
東京通関業会	〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎内	TEL 03 (3529) 0728~9 FAX 03 (3599) 1541
横浜通関業会	〒231-0001 横浜市中区新港町1-6-1 横浜税関新港分関内	TEL 045 (201) 0614 FAX 045 (212) 1992

参考



(社)日本通関業連合会

第2項 安全保障輸出管理（安全保障貿易情報センター）

安全保障輸出管理とは

輸出管理の目的	わが国および国際社会の平和と安全の維持
輸出管理の方法	輸出を行おうとする貨物や、提供しようとする技術が上記の目的を妨げるおそれがある場合は、経済産業大臣の許可を受ける

国際輸出管理レジーム



安全保障輸出管理の目的から、一国のみの規制では限界がある
⇒ 国際的なレジーム（体制）の構築が必要

大量破壊兵器		通常兵器	
核兵器	NSG	通常兵器	WA
生物・化学兵器	AG		
ミサイル	MTCR		

わが国の安全保障輸出管理

国際レジームの合議結果を、わが国の法令へ落とし込む。

外為法の安全保障輸出管理関連法令

輸出令（貨物）・外為令（技術）	規制項目を規定（それぞれ1～16項）
貨物等省令	上記項目ごとにスペック（仕様値）を規定

※ その他、わが国の安全保障輸出管理関連法令

輸出管理の対象



輸出規制の対象となる行為

貨物の輸出

- ・輸出とは、貨物をわが国から外国へ送ること。
- ・有償・無償に関係ない。（商行為以外でも注意が必要）
サンプル・研究試作品・共同研究のための資機材・手荷物などにも注意が必要。

技術の提供

- ・『居住者』が『非居住者』にソフトウェア・ノウハウ・技術資料などを提供すること。

	居 住 者	非 居 住 者
日本人	日本に居住	外国の事務所に勤務の目的で出国
外国人	日本にある事務所に勤務	外国に居住
法 人	日本にある日本法人等	外国にある外国法人等

※ 詳細は、『外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号）』参照

- ・提供は場所によらない。日本にあっても規制される。
- ・有償・無償に関係ない。（商行為以外にも要注意）
- ・USBメモリーなどで該当技術を海外に持ち出すだけでも許可が必要。



輸出規制の方法 … 『リスト規制』と『キャッチオール規制』とがある

リスト規制

	品 目	スペック（仕様）	用語の解釈
貨 物	輸出管理令別表1の1～15の項	貨物等省令 1～14条	運用通達
技 術	外国為替令別表1～15の項	貨物等省令 15～27条	役務通達

- ・リスト規制は、取引相手国・取引の相手（需要者）・取引の目的（用途）によらず規制される。（現地子会社、繰り返しの輸出、共同研究者向けなどでも許可必要）
- ・輸出者は、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術の機能や性能が、上表の規制に照らして該当するか否かを判定（該非判定）しなければならない。

キャッチオール規制

- ・キャッチオール規制とは：リスト規制の対象でない貨物や技術でも、需要者や用途によっては経済産業大臣の輸出許可が必要となる制度。
- ・キャッチオール規制の対象とならない国：以下に示す「ホワイト国」（27カ国）

ホワイト国（平成25年1月現在）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

16項該当品：輸出令別表第1の16の項、及び外為令別表の16の項に該当の貨物・技術（木材・食料品を除くほとんどすべての工業製品やそれに関連する技術）。
ただし、リスト規制該当品は、キャッチオール規制では規制されない

キャッチオール規制で経済産業省への届出が必要となる要件

客観要件	客観要件には、次の二つの要件がある。
・用途要件	輸出貨物・技術が核兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合。
・需要者要件	貨物の需要者・技術の利用者が核兵器等や通常兵器の開発を行っている・行ったことがある場合。
インフォーム要件	その輸出等について、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたとき。

キャッチオール規制には2種類ある

= 『大量破壊兵器キャッチオール規制』と『通常兵器キャッチオール規制』

	仕向地・提供地	輸出貨物・技術	規制要件	
			客観要件該当	インフォーム要件該当
大量破壊兵器 キャッチオール規制	非ホワイト国	16の項(1)、(2)	申請必要	申請必要
通常兵器 キャッチオール規制	国連武器禁輸国	16の項(1)、(2)	申請必要 (用途要件のみ)	申請必要
	上記以外の 非ホワイト国	16の項(1) (32品目)	—	申請必要

(出典：CISTEC)

- ・国連武器禁輸国：平成25年1月現在次の11カ国：アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

キャッチオール規制についてもっと詳しく調べるのに便利な経済産業省のサイト

・客観要件確認シート

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html>

⇒「手順、フローなどについて」⇒「キャッチオール規制に係る手続きフロー図」・「客観要件確認シート」

・外国ユーザーリスト

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t09kaisei/120801EUL/t09kaisei_userlist_kohyo.xls

・明らかガイドライン

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_akirakaguide.pdf

・おそれの強い貨物例

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikamoturei.pdf

罰 則

	違 反		懲 役	罰 金
刑 事 罰	無許可違反	大量破壊兵器関連	10年	1,000万円
		通常兵器関連	7年	700万円
	記録媒体（USBメモリー等）の持ち出し		5年	500万円
	不正手段で輸出許可を受けた者		3年	100万円
	輸出者等遵守基準・命令違反		6ヶ月	50万円
行政制裁	無許可違反		3年以内の輸出又は役務取引の禁止	

※刑事罰は個人に及ぶ。懲役は個人のみ。両罰規定：法人／個人に同じ罰金刑が科せられる。

違反事例

陥りやすい事故（事例）	原 因
1. ホワイト国向け該当品の無許可輸出	ホワイト国向けは許可不要であると勘違い。
2. 系列会社向け該当品の無許可輸出	海外の系列会社向け取引は許可不要と勘違い。
3. 該非判定の誤り	購入品の該非判定。メーカーへの確認を怠った。
4. 民生用途の該当品無許可輸出	民生用途は許可不要との勘違い。リスト規制はエンドユーザーによらない。
5. 該当の内蔵プログラムの無許可輸出	規制はソフトウェアその他、技術提供にも及ぶ。
6. 複数項番で規制されるものの項番見落とし	規制は1つとは限らない。（優先順位にも注意。）
7. 少額特例適用誤り	以下の点に留意して適切に適用すること 金額は契約書単位。分納でも同一契約のものは積算しなければならない。適用額は項番により異なるし、適用できない項番もある。北朝鮮・イラン・イラクには適用できない。技術の提供（役務）には少額特例の制度はない。
8. 輸出許可必要な物を、規制対象外に装う	許可が必要なことは分かっていたが、取得に時間がかかるため、偽わって輸出してしまった。

CISTEC（一般財団法人 安全保障貿易情報センター）ホームページのご利用

<http://www.cistec.or.jp/>

入門者が手軽にご利用いただけるCISTECのサイト

項目	URL
eラーニング	http://www.cistec.or.jp/publication/elearning/elearningindex.html
Webセミナー 輸出管理の基礎	http://www.cistec.or.jp/service/webseminar.html
該非判定便利帳	http://www.cistec.or.jp/service/gaihi_benricho.html
輸出者等遵守基準 はじめの一步	http://www.cistec.or.jp/service/yusyutu_jyunsyukijyun.html
入門者の皆様へ	http://www.cistec.or.jp/service/nyuumon.html
中小企業の皆様へ	http://www.cistec.or.jp/service/chusho.html

以下は有償ですが便利です。各サイトの説明をご参照の上、ご利用をご検討ください。

項目	URL
輸出管理相談	http://www.cistec.or.jp/service/sodan/zizensodan.html 企業内安全保障輸出管理の問題に関する具体的な相談
該非判定支援サービス	http://www.cistec.or.jp/service/gaihishien/index.html 輸出者等が実施した該非判定を、CISTECが検証する。
講師派遣	http://www.cistec.or.jp/service/kousihaken/koshiannai.html 企業等の社内「輸出管理研修」のために、CISTECが講師を派遣
セミナー・講習会	http://www.cistec.or.jp/service/seminar/index.html 輸出管理に関するさまざまな研修会等をCISTECが主催

海外展開と知的財産

市場および経済のグローバル化が進み、アジアをはじめとする国・地域の市場拡大に伴い、これらの国・地域への海外展開を行う中小企業が好むと好まざるとにかかわらず増えてきています。しかしながら、中小企業の海外での知的財産保護は不十分な点が多く、知的財産権出願は依然として少ないのが現状です。また、中小企業が模倣品被害や権利侵害などのトラブルに巻き込まれる案件も増えてきています。このような状況をうけて、海外展開を行おうとしているまたは行っている中小企業の知的財産に関するリスクを考え、戦略的にどのように対応していくべきなのか、について基本的な概要を説明していきます。

知的財産とは？

日本における知的財産とは、知的財産基本法2条1項に「人間の創造的活動により生み出されたもの」と規定され、知的財産権とは、同法2条2項に「知的財産に関して法令に定められた権利又は法律上保護される権利」（実務上は、創作者に一定期間専有権を与え保護する権利）と規定されています。

知的財産の守備範囲は、①特許法、②実用新案法、③意匠法、④商標法の産業財産権といわれるもののほか、⑤著作権法、⑥半導体回路配置保護法（通称）、⑦種苗法、⑧不正競争防止法、⑨独占禁止法、⑩薬事法、⑪景表法（通称）、⑫ノウハウ、⑬営業秘密／トレード・シークレット、⑭トレード・ドレス、⑮商品化権など多岐にわたります。

海外展開と知的財産

海外への展開の道筋やとっかかりはいろいろな場合があります。

自社製品の輸出販売を例にとると、自社単独（自社事務所設立、現地法人設立など）での販売、現地代理店への委託販売、現地企業との合弁企業設立による販売、通信販売など種々の方法が取り得ます。海外展開の仕方、それに伴う知的財産の種類とその取扱いなど、それぞれに対応した知的財産を考え、リスクを考慮する必要があります。



▲図1 海外ビジネスへの道筋

▲図2 海外ビジネスのとっかかり

知的財産リスクを考えよう

海外へ展開するに際しての知的財産リスクには以下のようなものがあげられます。

まず、自己の製造、販売などの実施に関するものとして、第三者の所有する権利を侵害していないか、ノウハウがきちんと管理できているか、技術の流出がないか、などがあります。

次に、第三者の行為として、①特許・実用新案の侵害、②意匠、商標の模倣・盗用、侵害、③なりすまし出願／冒認出願、④改良技術の未承認出願、⑤商品の模倣・盗用、⑥技術の流出、など色々あります。

これらの原因は、①権利調査の不足、②技術情報の管理不足、③相手先への過度の信頼、信用、④交渉時の過度な情報提供、⑤契約内容の未確認、⑥市場認識の不足、⑦相手方に対する調査不足、⑧国、経済状況等の調査不足、などいろいろあります。

知的財産リスクの低減を図ろう

自己の実施に係るリスクの低減は、まず特許や商標等の登録権利の調査をきちんとして、抵触性の判断をすることが重要です。同一または類似の権利が見出されれば侵害ということになり事業の継続に直接影響をおよぼすことにつながりかねません。

第三者の行為に関しては、企業情報の収集、技術動向調査、市場調査などを実施して、相手方を見つめ続けることが必要になります。

なりすまし出願については、特許トロールや商標ブローカーといった特殊な存在もありますが、相手方へ提供した資料（企画書、図面など）、試作品などに基づく特許出願、代理店関係者による商標出願など多く見受けられます。代理店契約、秘密保持契約などの各種契約、情報管理、資料保管などの徹底を図ることが必要となります。

リスクを低減するために考慮すべき事項の一例を以下に示します。

〈例えば〉 海外製造時のリスクの低減に向けて

- 相手をどのようにして知りましたか？
- 場所をどのようにして選びましたか？
- 製造する製品は特定できていますか？
- 製造に係る技術支援を行いますか？
- 特許権の実施にノウハウは含んでいますか？
- 技術情報はどこまで開示しますか？
- 販売はどのような形態で行いますか？
- 事業計画や製品説明など相手方にどこまで行いましたか？
- 秘密保持契約は締結しましたか？
- 知的財産の出願は済んでいますか？

〈例えば〉 展示会・交易会等でのリスクの低減に向けて

- 出展の目的は何で、明確となっていますか？
- 使用する社名や商品名は確認できていますか？
- 社名やハウスマークなどの商標出願は済んでいますか？
- 製品に係る意匠や商標の出願は済んでいますか？
- 事業展開の絵は描けていますか？
- 事業全体を何で保護しますか？
- 販売はどのような形態で行いますか？
- 展示資料の中に秘密情報は含まれていませんか？
- 秘密保持契約は締結しましたか？

前ページの様に、海外展開により保護していかなければならない知的財産を認識し、それに対応した適切な権利化を図ることが絶対的に必要となります。費用のかかることではありますが、自己の事業を守り、発展させていくための投資としてぜひ出願を考えてください。権利なくしては何の文句も言えません。

いま一つ、契約をきちんと内容確認したうえで締結し、そこに記載された内容をきちんと認識して守っていくことが必要です。

知的財産の出願と権利化を図りましょう

出願すべき知的財産は、事業の展開に応じて特許、商標などから選択します。

出願に際し、まず発明技術、商品名などを特定し、自己の事業を展開する国、その周辺国、競合企業が存在する国、市場の成長性のある国などを考慮して出願国を選択します。

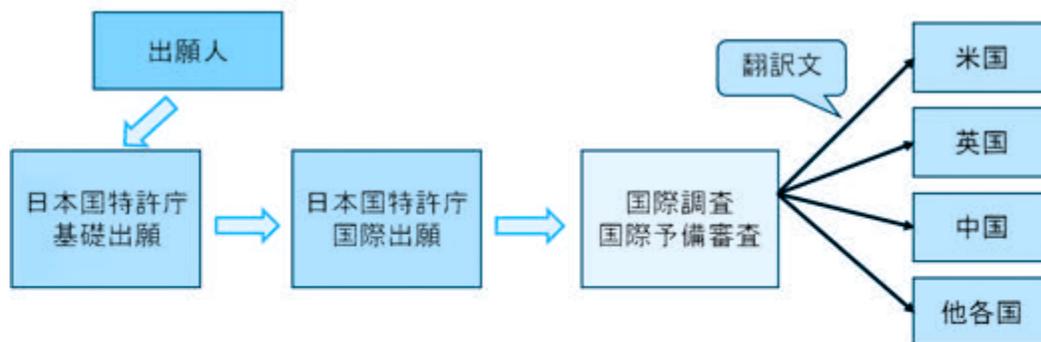
出願国が決まったら、どのような手続きにより出願するかを決めます。

一般に外国出願は、日本出願を基礎に優先権（日本の出願日を基礎とする仕組み）を主張して行います。その際には、各国の特許庁への出願費用の他に、日本の代理人および外国の代理人の費用、各国語への翻訳費用などが必要となります。

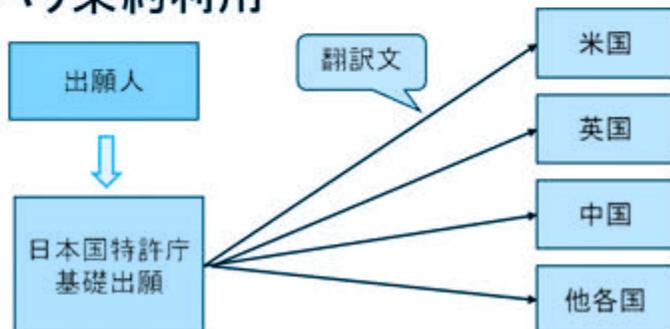
外国出願に関連する知的財産に関する国際条約として、①パリ条約、②特許協力条約（PCT）、③マドリッド協定議定書（マドプロ）、④欧州特許条約（EPC）、⑤欧州共同体商標条約（CTM）、⑥欧州共同体意匠条約、⑦ベルヌ条約、⑧WTO・TRIPs協定など多くのものがあります。これらの条約を上手に利用することにより、時間や費用を考慮しながら外国出願を行うことになります。

PCT特許出願及びマドプロ商標出願に関する手続きの一例を以下に示します。

◎ 基本的なPCT出願手続(特許)

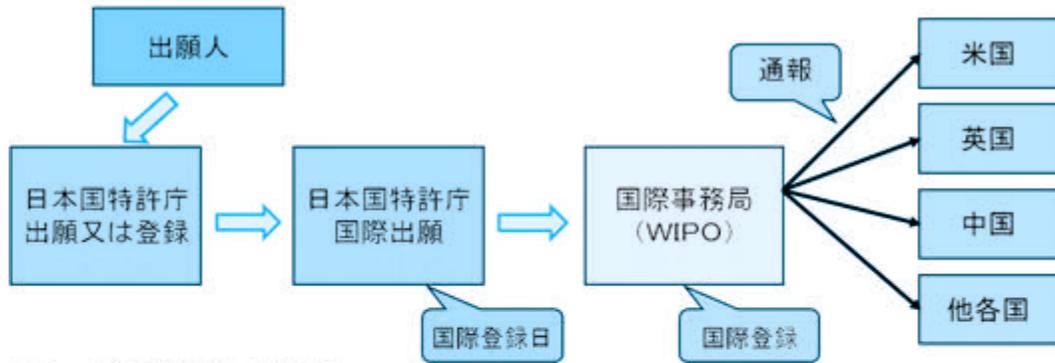


◎ パリ条約利用

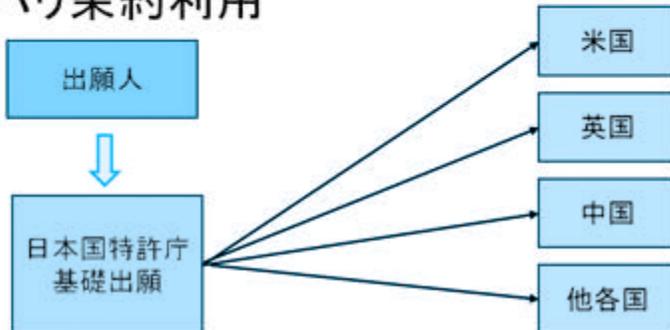


▲図3 基本的なPCT出願手続

◎ 基本的なマドプロ出願手続(商標)



◎ パリ条約利用



▲図4 基本的なマドプロ出願手続

事業展開する技術や商品に直接係る特許、意匠、商標などは是非展開前に出願を済ませましょう。具体的な日本出願及び外国出願の仕方などについては、後掲する東京都知的財産総合センターへご相談にお越しいただくようお願いいたします。

知的財産の活用について

知的財産を権利化する必要性とは、自己の技術、商品を権利として保護することによりその実施を保証して知的財産係争から自らを守ることにあります。また、独占的实施による市場の確保にも通じます。それと同時に、その権利を第三者に許諾することにより許諾料(ロイヤリティ)という利益を得ることもできます。

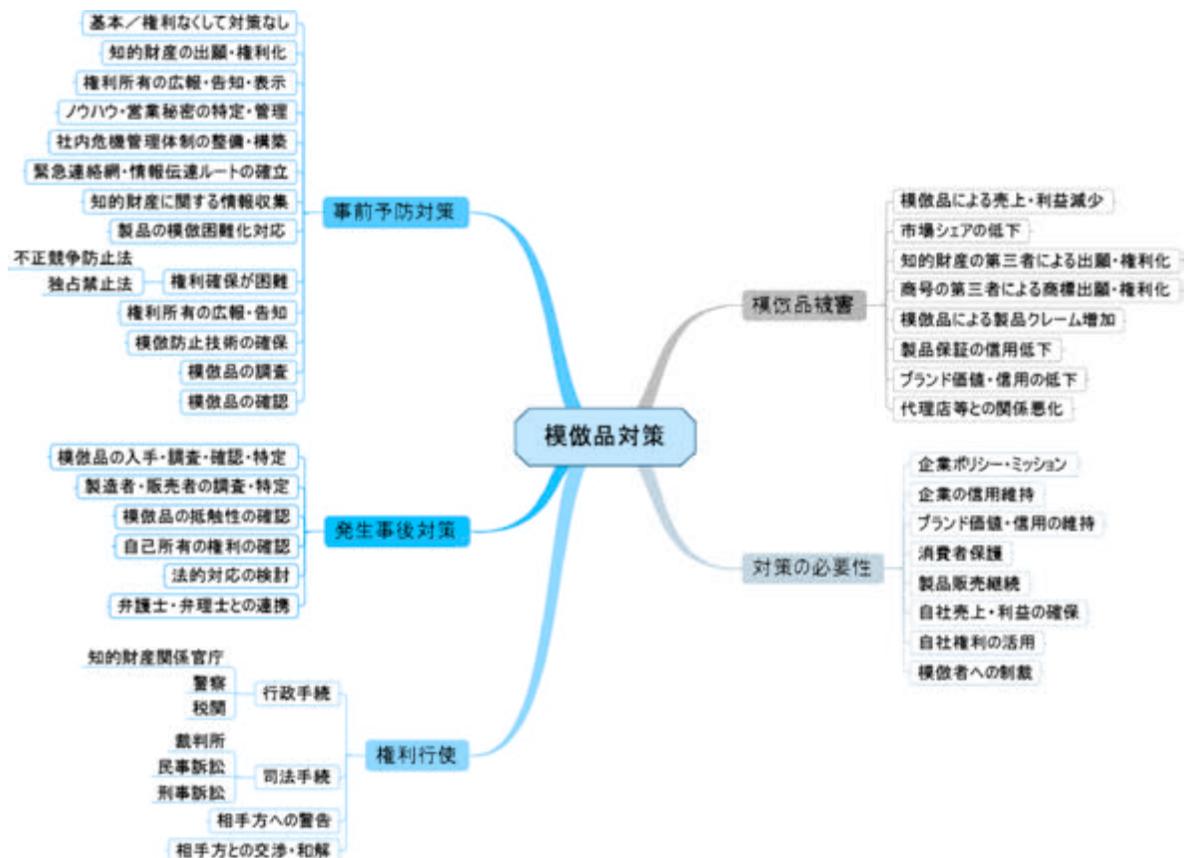
模倣品とその対策について

現在の発展途上国の状況からすると、模倣品は避けて通れない現実となっています。バッグ・靴・衣類などのブランド革製品・衣料品、自動車・バイク・ホイール・ヘッドランプなどの車関連製品、洗濯機・掃除機・シェーバーなどの家電製品、裁縫用針・シャンプー・洗剤・髪染色剤・口紅・スキンローションなどの日用品・化粧品、マーカー・手帳などの文房具、ビール・清涼飲料などの食品、機械工具・機械部品などの機械類、などありとあらゆるものが列挙されることになります。

特に中国で製造され、中国国内ばかりでなく諸外国へ輸出されていることがいろいろな調査結果から見て取れます。そのため、模倣品対策としては、中国でまず抑えることが必要となります。

最近の模倣品の状況は、従来の模倣品の状況とは異なってきています。従来は、意匠・商標のデッドコピー、デザインのデッドコピー、粗悪品・品質劣悪品、技術不足などがよく見受けられました。ところが最近では、意匠・商標の一部変更、デザインの一部変更、流通段階での模倣品化、製造工程の分散化、技術力向上など

によって模倣品製造者や販売者の特定が難しくなっており、品質向上による純正品と模倣品の区別の困難化があげられます。つまり、純正品となかなか区別のつかない模倣品が増え、巧妙化されてきています。かかる状況では、毅然とした対応が求められることになります。模倣品対策の必要性についての全体概要を図に示します。



▲図 模倣品対策の必要性

現地対応以外に、現地から日本国内への流入を防止する必要があります。日本の税関における水際取締対策による輸入差止の活用も検討すべきといえます。ただし、当然ながら日本での知的財産の権利が求められます。

中国を一例として権利行使を説明しますと、行政手続き機関には、国家知識産権局、国家工商行政管理総局、国家質量監督検閲検疫総局、国家版權局、公安部及び海関総署などがあります。

司法手続き機関としては、最高人民法院（1）、高級人民法院（32）、中級人民法院（409）及び基礎人民法院（3117）の4級2審制となります。知的財産、特に特許は中級人民法院が第一審となります。

行政手続と司法手続きの相違は以下ようになります。

	行政手続 商標権の場合	行政手続 特許権の場合	司法手続 民事訴訟の場合	司法手続 刑事訴訟の場合
救済	模倣品の没収・廃棄 製造・販売の停止 罰金	侵害行為の停止 損害賠償調停	侵害の差止 損害賠償	罰金 有期懲役
手続	比較的簡便	訴訟と同等	難しい	難しく厳格
時間	比較的短い	訴訟より短い	事案による	事案による
費用	比較的安い	訴訟より安い	事案による	事案による
証拠	あまり厳格ではない	厳格 正確性必要 公証認証必要	厳格 正確性必要 公証認証必要	厳格 正確性必要
課題	軽い処罰 多い再犯 地方保護主義懸念	軽い処罰 多い再犯 地方保護主義懸念	厳格な証拠、手続 地方保護主義懸念	不明瞭な量刑基準や案件価値評価

特許権には、発明特許、実用新案、意匠特許が含まれる。



コラム 東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザーからの一言

知的財産、特に特許と聞いて、敷居が高く相談も難しそうと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、当センターでは大手企業で知的財産実務を豊富に経験してきたアドバイザーおよび専門家（弁護士、弁理士）により相談を受け付けています。

日本および外国の出願の仕方、調査の仕方、実施許諾や使用許諾などのライセンス、著作権などの相談ばかりでなく、外国関係の出願費用の助成なども行っています。

相談については、電話予約により一時間単位で無料となっています。場所も都心（秋葉原）、城東（青砥）、城南（京浜蒲田）、多摩（西立川）と四か所あります。

知的財産は、はじめが肝心ですので是非相談にいらしてください。お待ちしております。センターの具体的な内容については、下記ホームページで確認していただければと思います。

東京都知的財産総合センター

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

秋葉原（03-3832-3655） 青砥（03-5680-4741）

京浜蒲田（03-3787-1435） 西立川（042-500-1322）

当センター以外では、日本弁理士会でも相談を受け付けています。無料相談窓口、出願助成などの支援を受けられます。

日本弁理士会

<http://www.jpaa.or.jp/>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

TEL 03-3581-1211 FAX 03-3581-9188

クレーム対策とその予防

第1項 クレーム（法律上のトラブル）対策とその予防

1. クレームがなぜ起きるのか？

(1) 海外取引では、製品やサービスの品質、代金支払や送金など様々な問題が起こりやすくなります。

- ・言葉の違い
- ・法律を含めた制度の違い
- ・国民性や取引慣行などの違い

などにより、双方の誤解や不測の事態が国内取引より発生しやすいからです。



(2) また、海外取引ではトラブルが発生して信頼関係がなくなってくると、言葉の問題もあり話し合いでの解決が難しくなります。

このように、海外取引で発生する問題は国内取引と比べて一段と増えますし、その対応や解決も簡単ではありません。“国内取引では起こっていないので海外取引でも大丈夫”、“話し合えば何とかなる”、という思い込みは禁物です。

2. クレームの予防

(1) 取引相手に主張・反論する場合にどうすべきか？という「対症療法」を考える前に、“取引開始時にトラブルをどのようにして防ぐか？”という発想を持つべきです。

そのためには、その取引で想定されるトラブルについて、自社に有利な内容の契約を作ることが重要です。

(2) 海外取引での対応として、

- ① 取引相手とは契約も何もない（注文書と請書しかない）状態
- ② ひな型を使って契約を締結することが考えられます。

①は早急に改善しましょう。注文書と請書を交わすのは、製品、数量、価格、発送日など最低限の内容を確認しているだけで、想定されるトラブルに対応していないからです。トラブルが起こるとその都度対応と話し合いに追われることになります。

ただ、②でも、ひな型がどちらの立場に立って作られているか注意しないと、自社の立場に立っていない契約を作ることになりかねません。また、ひな型は標準的な内容であることが多いので、取引相手国の制度や自社の取引の実状に沿っていないこともあります。そういった点を踏まえ、より自社に有利にならないか、実際の取引に沿った実用的な内容になっているか検討することも重要です。

そこで、②からさらに一歩進み、



- (i) 自社の立場に立っているか？
- (ii) 取引相手国の制度や実状に沿っているか？
- (iii) 想定されるトラブルに対応し、有利で実用的な内容になっているか？

といった点を踏まえて、契約を作りましょう。こういった点は、海外取引事例の経験豊富な弁護士などの専門家に相談すべきです。

3. どうクレームを主張するか？クレームにどう対応するか？

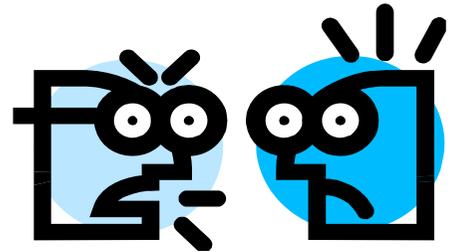
- (1) 取引相手に主張・反論する場合、以下の点に注意して対応すべきです。

- (i) 感情的・情緒的にならない
- (ii) 書面で行う
- (iii) 根拠を示す

(i) 感情的・情緒的にならない

感情的な主張・反論は相手の態度を硬くします。また、「これからも友好的に進めていこう」とか「誠意をもって対応したい」といった情緒的な主張・反論も、相手の要求や反論がエスカレートすることもあるため、タイミングを見て慎重に行うべきです。

事実関係を検討し、法令や契約書に基づいた説得力ある主張・反論をすべきです。



(ii) 書面で行う

当事者の話し合いで解決する意味でも、仲裁や裁判になることを見越して対応する意味でも、主張・反論は書面で証拠を残すようにしましょう。



口頭で主張・反論すると、言葉の問題もあり、双方の言い分がわかり合わず感情的なやりとりになりがちです。書面で主張・反論すると、整理して行うことができます。また、当事者間のやり取りで進展しなければ、弁護士名義で主張・反論するのも一案です。ただ、弁護士名義で書面を送ると相手の態度が硬くなることもあるため、弁護士が作成しつつ自社名義で送るのが良いこともあります。

また、当事者の話し合いでは解決できず仲裁や裁判になる場合に備え、主張・反論のやり取りは書面で証拠を残しましょう。メールやファックスでも良いですが、重要な内容であり、確実に相手に伝えたいときは、国際書留郵便なども使しましょう。

＜契約の「通知条項」も良く検討しましょう＞

ある契約の「通知条項」で、履行の催促や契約解除の通知を行うときは、国際書留郵便かクーリエ・サービスで行うと規定していたところ、相手が代金を支払わないため、自社の慣行として行っているファックスで契約解除の通知をして製品の出荷を止めました。しかし、相手から通知の効力がないと言われ、逆に債務不履行を主張されたというケースもあります。

どんな場合でも契約上の通知を国際書留郵便やクーリエ・サービスで送るのも費用がかさみ、また面倒ですので、通知方法としてメールやファックスも規定しておいた方が良いでしょう。

では、一切口頭で話し合うべきでないかと言えば、そうとも言えません。

口頭での話し合いで誤解が解消することもあるので、書面のやりとりでは進展しなかったり、相手の真意や落とし所を探ったりする手段として捉えましょう。そういう目的であるなら、こちらが感情的になっていると得るものも得られませんので、冷静かつ前向きな姿勢で行うべきです。

また、話し合いは議事録にまとめ、まとまったときは、協議書や覚書にして必ず当事者が署名したものを作りましょう。これらは、後々仲裁や裁判になったときの重要な証拠になります。

(iii) 根拠（法令・判例上、契約上の根拠）を示す

書面や口頭で行うときも、事実関係や要求を主張・反論するだけではあまり効果がありません。

法的根拠を示して主張しないと説得力がなく、かみ合ったやり取りにならず時間を浪費しがちです。自社に有利な事項や主張・反論の根拠となる事項を多くし、逆に、相手に無理難題を言わせないためにも、事前に手間をかけて契約を作ることが重要になってきます。

(2) 法的措置（仲裁、裁判）

- (i) 当事者の話し合いで解決できないときは、法的措置を取らざるを得ません。国内取引で思い浮かぶのは裁判所での訴訟ですが、海外取引の場合、契約の締結段階で注意すべき点があります。

紛争が発生した場合どこで裁判するか契約で規定することがありますが、その場合、自社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にしようとする場合が多いと思います。

しかし、海外取引契約で国内取引と同じ発想で対応すると問題になることがあります。国によっては、“外国の裁判所の勝訴判決を取引相手国の裁判所が認めず、取引相手国の財産に強制執行できないおそれ”があるからです。

では、取引相手の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすれば、上の問題は解決できますが、今度は外国企業に不利な判決をされるリスクが高くなります。また、裁判は公開が原則なので、製造ノウハウなど営業秘密が絡む取引である場合、秘密保持が図れないおそれもあります。

そこで、海外取引契約では、仲裁機関で紛争を解決する旨を規定することが多いです。仲裁を申し立てるには、当事者が仲裁で解決する旨の合意が必要です。トラブルが起きてから合意するのは難しいため、契約締結段階で定める必要があります。

(ii) 形式面にも注意

仲裁や訴訟で有利な解決が得られるか？という検討もさることながら、形式面で申し立てられなかったり、契約が無効となる場合もあるため、契約締結段階から気を抜いてはいけません。

例えば、契約に記載した当事者の会社名や住所、代表者の誤記や詐称があれば、調査費用がかかったり、申し立てられなくなるおそれがあります。また、会社の代表権限がない者が署名すると、契約が無効と判断されるおそれもあります。署名者に会社の代表権限があると信じる合理的な事由があるときは契約



を有効とする法理（「表見代理」といいます）を認める国は多いですが、ケースバイケースです。

従って、上記事項は十分確認する必要があります。取引相手のホームページで確認しても良いですが十分ではありません。登記機関で会社の登記内容を確認したり、取引相手の営業許可証を見せてもらい正式名称や住所、代表者などを確認すべきです。特に初めての取引相手の場合は注意しましょう。

4. その他具体例

(1) 製品販売での品質保証問題

「引き渡した製品の品質が悪い」とクレームが来たといった品質保証の問題も多く発生します。

これについては、製品販売契約で品質保証に関する規定を明確にすることが重要です。例えば、

- (i) 仕様書や保証書の内容を明確化・数値化する
 - (ii) 保証期間や補償請求を行うための条件を明記する
 - (iii) 賠償金額の上限を販売代金（または代金の一定割合）に限定する
 - (iv) 賠償の範囲を限定する（逸失利益、営業損失、および間接損害は責任を負わない）
- などの点を取り決めることが考えられます。

〈保証範囲も取引内容に応じて明記しましょう〉

ある商品の製造装置を販売する場合（商品の材料は買主が調達します）、買主から想定していた品質の商品が作れないとクレームをつけられました。売主としては、製造装置が仕様書に従って作動することは保証するが、その製造装置を使って作られる商品の品質まで保証するものではないことを契約で定めた方が良いでしょう。

(2) 代金の支払問題

代金の後払いはトラブルが多いですし、未払代金の回収は国内取引以上に困難を極めます。ですので、前払いか信用状（L/C）で支払いを受けることを自社の海外取引の大原則にすべきです。取引相手との信頼関係ができたとしても、全額後払いとすべきではなく、せいぜい一部の後払いにすべきです。

〈代金不払いを品質不良のせいにするケース〉

販売代金を払えないので、相手が製品の品質が悪いことにしてクレームをつけてくる場合もあります。そもそも品質保証に関する規定をしっかりと定めるとともに、例えば、支払義務がある旨の確認書や支払期限を延期する場合の確認書などを作るときに、製品の品質に問題はない旨の確認を取るべきです。

(3) 製造物責任

品質保証の問題だけでなく、製品に欠陥があったことにより責任を負う製造物責任も難しい対応の一つです。製造物責任は契約でカバーすることが難しい事項ですので、製造物責任保険の加入も検討しましょう。

〈海外の消費者から製造物責任の追及を受けたケース〉

メーカーである自社が海外の販売代理店に製品を卸し、代理店が第三者に販売する場合のように、第三者が製品を使用することが想定される取引では、第三者からの製造物責任の請求がメーカーに直接来ることが予想されます。

第三者がわざわざ外国のメーカーに請求してくるということは、代理店に賠償資金がないことが考えられます。とすれば、メーカーと代理店との契約で、製造物責任に対する責任は代理店が全面的に負う旨の規定を入れたとしても、メーカーが第三者に賠償した分を代理店に求償することもできなくなります。

(4) 取引開始前の秘密保持契約の必要性

取引の本契約を締結する場合、秘密保持条項を定めることが一般的です。しかし、取引は急に始まるものではなく、打ち合わせや情報のやりとりした上で成立するのが通常です。そのため、取引は始まっていないのに、検討のためにサンプル、仕様書、価格表などを相手方に送ることがあります。

にもかかわらず、取引が成立しなかったらどうなるでしょうか？当然、本契約は締結しないので、秘密保持に関する約束事はありません。貴社がサンプルや仕様書などを提供した場合、返還を求めても相手が「もらったと認識しており、返す筋合いはない」などと言われればトラブルとなります。

このような場合に備えて、取引開始前に、秘密保持契約を締結する必要があります。



吉崎 猛（日本国およびカリフォルニア州弁護士／日本弁護士連合会「中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ」委員）

〈日本弁護士連合会中小企業海外展開支援弁護士紹介制度〉

1. 東京商工会議所から制度の紹介を受け、同所から申込書を入手してください。
2. 申込書に必要事項を記入の上、日本弁護士連合会・国際課にFAXしてください。
(FAX：03-3580-9840)
3. 中小企業の海外への事業展開の経験豊かな担当弁護士が支援します。詳しくは、東京商工会議所か日本弁護士連合会国際課までお問い合わせください。

連絡先：日本弁護士連合会・国際課 TEL：03-3580-9741

FAX：03-3580-9840

東京商工会議所中小企業相談センター TEL：03-3283-7700



コラム

発展途上国との貿易取引にあたっての注意点

(日本弁護士連合会 光和総合法律事務所 池内雅利)

○発展途上国は日本や欧米に比べ法制度上大きな違いがあり注意が必要です。
以下に主要な留意点を説明します。

注意点1. 主に知的財産権の観点から；

ある発展途上国に、初めて自社の製品を輸出することを考えている場合は、必ず自社の知的財産保護を考えてください。この場合、以下の2つの観点から検討してください。

(1) ブランドの保全

発展途上国では、往々にして、自社の製品の商標、自社の商号、自社のドメイン名等を登記、登録され、その後、法外な価格でそれらの買取りを要求されるケースがあります。ある国に興味を持ち、自社の製品の進出を考えられる場合は、サンプルを輸出したり、展示会に参加したりする前に、必ず、自社のブランドの保全をお考えください。

(2) 輸出製品の知的財産権の保全

発展途上国に製品を輸出すると、自社の製品の違法コピー製品が出回る可能性があります。それらコピー製品流出に対応できるよう、自社の製品の知的財産権が相手国でどのように保全されるかも、事前に検討してください。

注意点2 貿易取引（主に国際貿易法の観点から）；

発展途上国に関しては、自国の産業保護・育成、国内経済秩序の維持、資源の有限性、保有外貨確保等様々な理由から、外国企業との貿易取引について制限をかけている場合があります。その例として、以下のようなものがあります。

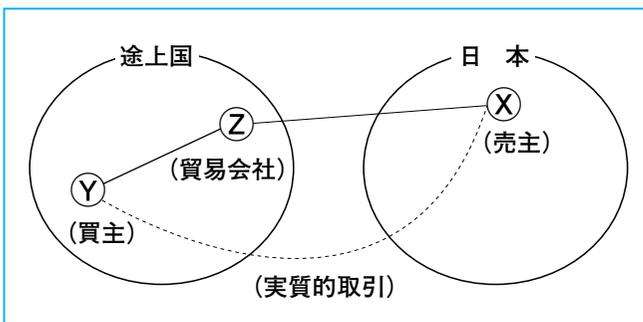
(1) ライセンス制度

「貿易権（貿易ライセンス）」を有する企業、個人（個人はライセンスをもらえない場合もある）しか貿易できないとする制度。貿易ライセンスを持たない相手方と貿易取引をして製品を輸出した場合、その取引自体が無効であり、相手方が代金を支払わないときに法的救済措置を求めるともできないといった事態にもなりかねません。

日本企業（X）が、発展途上国の企業（Y）に対して製品を輸出したいが、Yが貿易ライセンスを有していない場合は、貿易ライセンスを有する貿易会社（Z）を経由しなければ、日本の製品を輸出ができません。こういった場合は、Xの契約の相手方はZとなりますが、Zは、実質的には自

己の取引ではないので、リスクを取らない契約条件を出してくるケースがあります。即ち、ZからXへの代金支払は、Zが輸入した商品をYがZから購入しその代金をZに支払ったことを条件とするといった条項です。

この場合、Xとしては、Yに対する信用リスクとZに対する信用リスクの二重のリスクにさらされます。



(2) 輸入割当

いろいろな政策目的から、特定の製品に輸入割当が課せられている場合があります。そういった製品を輸出する場合は、相手方が当該製品の輸入割当を受けていない場合は、その取引自体が無効であり、仮に製品を輸出しても相手方が代金を支払わないときに法的救済措置を求めることもできないといった事態にもなりかねません。

(3) 輸入関税

この他、輸入関税も国際貿易法の観点からは制限と言えますが、輸入品に関税がかかる可能性があるということ自体は比較的広く認知されているのではないのでしょうか。

注意点3 貿易取引（主に、国際金融法の観点から）

(1) 外貨管理規制

発展途上国から輸出製品の代金支払を受けるには、相手国がどういった金融規制をしているかを確認する必要があります。発展途上国は、外貨規制を行っているケースが多いです。外貨管理を検討する場合、資本項目と経常項目の区別は重要です。一般に、途上国の外貨規制は、経済の発展に従い、厳格な規制から、緩和されていく傾向にあります。極めておおざっぱに言えば、①資本項目、経常項目ともに外貨支払は許可制、②資本項目許可制、経常項目自由化、③資本項目、経常項目ともに自由化という形で推移すると言えます。

A) 支払手続

経常項目（典型例は、貿易）の場合、自由化されているとしても、契約書や船積書類などの提出を要求され、それらが揃っていれば、支払を認めるという制度を採用している国もあります。しかし、これらの書類が揃っていても、そもそも輸入ライセンスを持っていない業者と貿易したような場合は、当然、違法な取引ですから、外貨支払は認められないでしょう。

B) 支払期間

また、一定の期間内に支払を受けないと、それ以降の支払については、金融当局の特別な許可を必要とする制度を取っている国もあります。従って、相手方がなかなか支払ってこない場合は、特に注意してください。

C) 前払、保証、相殺

その他にも、①商品を引渡す前の前払い、②外国への支払に対する保証や③相殺に関しては、外貨管理をしている国では、金融当局の特別な許可が要求されることがあります。従って、発展途上国の企業を相手にこういった行為を行う場合は、十分に注意してください。

(2) カントリーリスク

発展途上国では、銀行が発行した正式な信用状であっても、国の外貨保有残高が少なくなった場合は決済されないということが稀にあります。これは、一企業では対処のしようがないことですが、注意事項の一つです。

※発展途上国との取引は、先進国との取引を異なる点が多いです。十分ご注意ください。

第2項 商事紛争の解決（日本商事仲裁協会）

日本商事仲裁協会では、仲裁・調停などのADR[※]（裁判外紛争解決）の手續管理を通じて、国際取引・国内取引から生じる商事紛争の解決を図るとともに、ADRによる紛争解決全般に関するご相談も承っております。さらに、各国関係機関と協力協定を締結し、各国の仲裁・調停などに関する情報交換等のさまざまな交流を行い、ADR全般に関する諸外国の最新情報の収集に努めております。

（※ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略です）



仲裁—Arbitration—

仲裁とは、当事者が合意に基づき紛争の解決を中立的な第三者（仲裁人）に委ね、その判断（仲裁判断）に服する紛争解決手段です。仲裁判断は、法律により確定判決と同一の効力が認められていますので、仲裁判断が任意に履行されない場合には、裁判所に執行を求めることができます。

〈仲裁の特徴〉

- ①迅速性……仲裁には上訴の制度がなく、一審限りの手續ですので、迅速に最終的な解決を図ることができます。
- ②非公開性……仲裁は、非公開を原則としており、手續及び仲裁判断は公開されません。
- ③専門性……仲裁では、当事者が仲裁人を選ぶことができますので、知的財産権紛争など事案に精通した専門家を仲裁人に選任することが可能です。
- ④国際性……仲裁判断の外国での執行は、1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する契約」（通称「ニューヨーク条約」）により締約国（140ヶ国以上）での執行が保証されていますので、裁判での判決に比べ外国での執行が容易です。



調停—Mediation—

調停とは、中立的な第三者（調停人）の仲介により、紛争当事者の自立的解決を促進する手續です。調停人が紛争の解決案（調停案）を示すのが通例で、両当事者が同意することにより解決が図られます。

〈調停の特徴〉

- ①迅速性……原則として、手續は調停人の選定から3ヵ月以内に終了します。
- ②非公開性……調停手續は非公開で行われ、結果も公表されません。
- ③低廉性……調停は低廉な料金で行われます。
- ④柔軟性……調停は、柔軟な手續により、当事者双方にとって紛争の実情に応じた妥当な解決が図られます。

◆日本商事仲裁協会では、当事者の便宜を図るため、「仲裁人名簿」「調停人名簿」を備えています。

紛争の予防および仲裁・調停等ADR全般の普及事業



法律相談

国際・国内契約の紛争予防と紛争解決のため、国際・国内取引に詳しい弁護士による法律相談を行っております。



セミナー・フォーラム事業

仲裁・調停等ADR全般についての理解を深め、利用していただくため、また、国際取引から生じるトラブルや紛争を予防するために、ADRおよび国際・国内取引に関する様々なテーマについて、セミナーやフォーラムを開催しております。



広報事業

月刊誌『JCAジャーナル』、英文紙『JCAA Newsletter』の発行およびホームページを通じて仲裁・調停等ADR全般および国際・国内取引関連の情報を提供しております。



研究事業

仲裁・調停などADR全般に関する書籍の収集・整備、『仲裁法規集』の発行など関連情報の収集と提供を行っております。



書籍販売事業

仲裁・調停などADR全般並びに国際・国内取引に関する資料、調査研究報告書の作成・販売、また「総代理店契約」や「ライセンス契約」など様々な取引契約書のひな型の作成・販売を行っております。

●詳細は日本商事仲裁協会のホームページをご覧ください。

<http://www.jcaa.or.jp/>



コラム

展示会用商品を賢く海外に持ち込むには ~ATAカルネ~

通常、商品を外国に持ち込む場合は、その国の税関に輸入の申告を行い、所定の関税等を納める必要があります。ただし、展示会向け商品のように外国に一時的に持ち込むが、用件が済んだらまた日本に持ち帰る商品の場合には、免税のまますべての通関手続を簡単に行うことができる「ATAカルネ」という便利な通関書類を利用することができます。

このカルネを利用すれば、輸入時、現場での書類作成から解放され、面倒な通関手続に要する時間も短縮され、海外でのビジネスに威力を発揮します。さらに、国際条約に基づいて免税通関が約束されているので、余分な資金を携行する必要もありません。現在、日本を含む主要な71の国・地域で通用し、今後さらに適用国が拡大される予定です。また、台湾向けには「ATAカルネ」と同様の機能を有する「SCCカルネ」が利用できます。

なお、カルネの発給は日本商事仲裁協会の東京事務所および大阪事務所で行っております。

会員制度のご案内



会員サービス

情報提供サービス

仲裁・調停などADR全般並びに国際・国内取引に関する様々な情報を提供いたします。

◆下記出版物を無料で提供いたします。

『JCAジャーナル』…仲裁・調停などADR全般および国際・国内取引に関する実務・法務の月刊専門誌です（定価1,000円）

『仲裁法規集』 ……各国の仲裁法、各国の主要仲裁機関の仲裁規則、商事仲裁協定（当協会が各国関係機関と締結した協力協定）、仲裁に関する国際条約、通商条約における仲裁条項、仲裁に関する国際条約・通商条約締約国一覧表などが収められています（定価10,500円）。年1回追録を発行しています（定価1,050円）。

◆仲裁・調停などADR全般および国際・国内取引に関する文献の閲覧・貸し出し・コピーサービスをご利用いただけます。

◆仲裁・調停などADR全般および国際・国内取引に関する資料について会員特別価格にてご購入いただけます。

紛争の予防および解決サポートサービス

取引の紛争予防と紛争解決のためのご相談をお受けいたします。

◆法律相談（無料） ……取引に詳しい弁護士によるご相談をお受けいたします。

◆貿易実務相談（無料） …貿易実務に詳しい相談員によるご相談をお受けいたします。

◆当協会主催のセミナー・フォーラムなどに、ご招待もしくは会員特別料金にてご参加いただけます。



入会のご案内

1. 正会員

法人・個人を問いません。当協会の社員としての権利を有し、すべての会員サービスをご利用いただけます。

年会費は1口（25,000円）以上で、入会金は不要です。

2. 賛助会員

個人の方を対象とし、正会員としての権利はありませんが、原則として正会員と同様のサービスをご利用いただけます。

年会費は1口（10,000円）以上で、入会金は不要です。

*入会をご希望の方は、下記までお問い合わせいただければ、詳しくご説明申し上げます。

日本商事仲裁協会 東京事務所 総務部

TEL：03-5280-5200 FAX：03-5280-5170

E-mail：info@jcaa.or.jp

第10章

商工会議所の各種貿易関係書類

日本の商工会議所では、原産地証明書をはじめとする貿易関係の各種証明業務を行っています。原産地証明書の発給については、「1923年11月23日にジュネーブで署名された税関手続きの簡易化に関する国際条約」（ジュネーブ条約）を根拠としており、批准した各国が発給機関を定めています。昭和27年に同条約を批准した日本では、東京商工会議所をはじめとした各地の商工会議所が発給機関となり、原産地証明書を発給しています。

1. 原産地証明書

原産地証明書とは、輸出する商品の原産国（国籍）を証明するもので、主に、輸出国の発給機関が証明する書類です。貿易において、必ずしも、必要な書類ではありませんが、①輸入国の法律・規則に基づく要請、②契約やL/C（信用状）での要求などで利用されています。

また、原産地証明書には、通常原産地証明書（非特惠）のほかに、経済連携協定に基づく特定原産地証明書や、一般特惠制度原産地証明書*（FormA）があります。

*開発途上国の経済発展を支援するため、先進国が開発途上国の物品に対し、一般の税率より低い特惠関税を適用する際、使用される原産地証明書です。そのため、開発途上国で発給されるもので、先進国である日本からの輸出で発給されることはありません。

ここでは、日本から輸出する商品について、発給される原産地証明書の種類を紹介します。

① 非特惠原産地証明書

通常、商工会議所が発給している原産地証明書のことです。商工会議所が発給する証明書のほかに、輸出組合等で発給される証明書や、輸出者や製造者が自分で宣誓した証明書もあります。

日本の商工会議所での原産地を判定するための基準（原産地規則）は、関税法施行令、関税法施行規則、関税法基本通達（68-3-5）を準用し、「日本国内で完全に得られた物品」または、「日本国内で最後の実質的変更が行われた物品」を、「ORIGIN JAPAN」（日本産）と判断しています。

日本産の原産地証明書では、だれが、だれへ、なにを（日本産）、いつ、どこから、どこへ、なにで、について、商業インボイスその他の書類に基づいて、証明しています。

具体的には、次のとおりです。（右ページの「原産地証明書の記載項目」を参照して下さい）

だれが⇒日本国内の輸出者

だれへ⇒海外の荷受人

なにを（日本産）⇒上記、原産地規則を満たす日本産の商品

いつ⇒出港日

どこから⇒日本の積出地

どこへ⇒海外の荷揚地

なにで⇒輸送手段（船or飛行機）

原産地証明書の記載項目

1. Exporter (Name, address, country) <p style="text-align: center;"><u>輸出者</u></p>	<p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">issued by Tokyo Chamber of Commerce and Industry Tokyo, Japan</p>		
2. Consignee (Name, address, country) <p style="text-align: center;"><u>荷受人</u></p>	*Print ORIGINAL or COPY ORIGINAL		
	3. No. and date of invoice <p style="text-align: center;"><u>インボイス番号と日付</u></p>		
	4. Country of Origin <p style="text-align: center;"><u>原産国</u></p>		
5. Transport details <p style="text-align: center;"><u>輸送手段詳細</u></p>	6. Remarks <p style="text-align: center;"><u>備考</u></p>		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none; vertical-align: top;"> 7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods <p style="text-align: center;"><u>荷印、荷番号、 梱包数と種類、商品名</u></p> </td> <td style="width: 40%; border: none; vertical-align: top;"> 8. Quantity <p style="text-align: center;"><u>数量</u></p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>和訳：「以下の署名者は、関連インボイスならびに他の裏付け資料に基づいて、知り得る限り、また、信じ得る限りにおいて、上記商品の原産地が4欄に示された国であることをここに証明する」</p> </div>		7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods <p style="text-align: center;"><u>荷印、荷番号、 梱包数と種類、商品名</u></p>	8. Quantity <p style="text-align: center;"><u>数量</u></p>
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods <p style="text-align: center;"><u>荷印、荷番号、 梱包数と種類、商品名</u></p>	8. Quantity <p style="text-align: center;"><u>数量</u></p>		
9. Declaration by the exporter The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4. Place and date: Tokyo (Signature) <u>輸出者宣誓欄</u> (Name)	10. Certification The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief. <p style="text-align: right;">Chamber of Commerce & Industry</p> <p style="text-align: center;"><u>商工会議所認証欄</u></p>		
	Certificate No.		

② 特定原産地証明書

経済連携協定（EPA）にもとづく原産地証明書のことです。輸入時に、一般の税率より低い特恵関税の適用を受けるときに必要な書類です。日本から輸出する物品についての経済連携協定に基づく特定原産地証明書は、経済産業省からの指定を受けて、日本商工会議所が発給しています。

平成24年10月1日現在、日本では、次の相手国・地域と経済連携協定が、締結・発効済みです。

メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン

スイス、ベトナム、インド、ペルー、東南アジア諸国連合（除：インドネシア）

※シンガポール（日シンガポール経済連携協定）のみ、各地の商工会議所が発給機関となり、原産地証明書を発給しています。

2. インボイス証明

商業インボイス、船荷証券等の船積関連書類などが、その書類の発行者により正規に作成され、商工会議所へ提示されたという事実を証明するものです。駐日の大使館・領事館で査証を取得するにあたり、商工会議所の認証印が求められている場合等に、利用されています。証明には、認証印に加え、次の文言が記載されます。

「Seen by The ○○ Chamber of Commerce and Industry」

3. サイン証明

サイン証明とは、契約書、委任状などの私文書に自署された署名（サイン）が、認証する商工会議所に登録されているものと同一である事実を証明するものです。証明には、認証印に加え、次の文言が記載されます。

「Signature verified by The ○○ Chamber of Commerce and Industry」

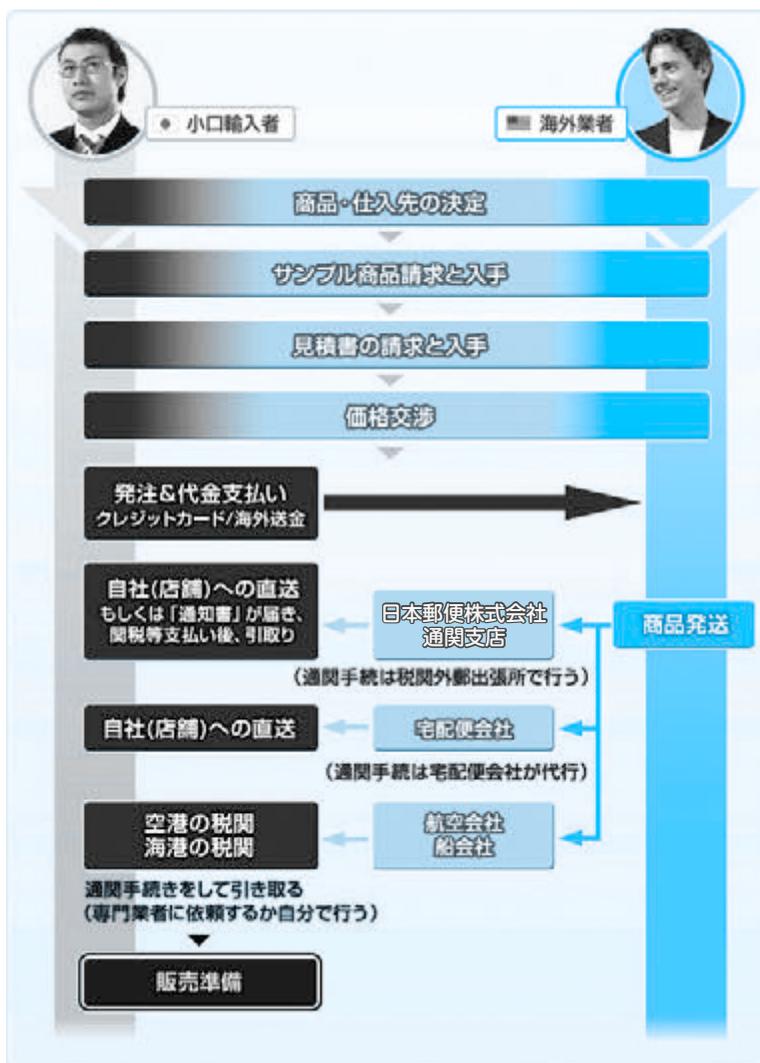
第11章

小口輸入の手引き (財)対日貿易投資交流促進協会 (ミプロ)

第1項 ミプロの小口輸入に関するサービス

1. 小口輸入の仕組み

小口輸入（販売を目的とした小規模での業務輸入）の全体的な流れは以下のようになります。



ミプロのホームページより <http://www.mipro.or.jp/import/flow/>

2. 商品の輸入・販売にかかる法規制

ものを輸入する際、輸入すること自体禁止されている品目、輸入規制されている品目、通関する際に検査・免許が必要となる品目、販売する際の許可・免許を要する品目など、品目によりさまざまな法規制があります。取扱い品目が何らかの法規制の対象となるのか、入手・販売にはどのような手続きが必要となるのかなど、事前確認が必要です。

【輸入・販売時にかかる主な法規制一覧】

品目名	輸入時にかかる主な法規制	販売時にかかる主な法規制
食品全般	食品衛生法	食品衛生法、JAS法
香辛料	植物防疫法、食品衛生法	食品衛生法、JAS法
ハム、ソーセージ等 食肉加工食品	家畜伝染病予防法 食品衛生法	食品衛生法、JAS法
ワイン、ビール等酒類	酒税法、食品衛生法等	酒税法、食品衛生法等
お茶、紅茶、コーヒー等	植物防疫法、食品衛生法	食品衛生法、JAS法
米、麦等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）、 食品衛生法	食糧法、食品衛生法、JAS法
健康食品	食品衛生法	食品衛生法、JAS法、健康増進法
食器、調理器具	食品衛生法	食品衛生法、 家庭用品品質表示法等
衣料品		家庭用品品質表示法等
皮革製品（靴、バッグ、衣類等）、 毛皮製品	ワシントン条約	家庭用品品質表示法
家電製品		（製品により） 電気用品安全法、食品衛生法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電波法、水道法、省エネ法、家電リサイクル法等
医薬品、医薬部外品、化粧品、 医療機器	薬事法	薬事法
花の種、球根等	植物防疫法、種苗法、外国為替及び外国貿易法（輸入貿易管理令）	種苗法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
高圧ガス、ガス容器等（充填式ライター等）	高圧ガス保安法	消費生活用製品安全法（ライター）
化学物質全般	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
火薬、爆薬、花火等	火薬類取締法	火薬類取締法
犬、猫用のペットフード	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）
おもちゃ	食品衛生法	
CD、DVD	著作権法、商標法	著作権法、商標法
犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	狂犬病予防法	狂犬病予防法

【輸入品全般にかかる主な法律】

- ・計量法……内容量の表示
- ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）……不当表示の禁止
- ・資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）
- ・容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）
- ・PL法（製造物責任法）……製品の欠陥によって身体・財産等に被害が被ったことを証明した場合に、被害者が製造業者に損害賠償を求めることができる法律で、輸入品の場合には輸入業者が責任を負うと定められています。
- ・消費生活用製品安全法……輸入した商品の欠陥による事故が起きた場合の報告義務や回収義務は、輸入販売者にあると定められています。
- ・関税法、関税率法、関税暫定措置法

ミプロ発行資料「小口輸入100問」より抜粋 <http://www.mipro.or.jp/Document/import>

【「関税法」に基づく輸入禁止品目】

- (1) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及びあへん吸引具
- (2) けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品
- (4) 爆発物
- (4) 火薬類
- (5) 化学兵器禁止法に規定する特定物質
- (6) 感染症法に規定する病原体等
- (7) 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード
- (8) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
- (9) 児童ポルノ
- (10) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- (11) 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品

3. ミプロの小口輸入に係る相談・情報収集

ミプロでは、「小口輸入に係る相談」「小口輸入セミナー」「出版物（ダウンロード可）」など、小口輸入に係る情報を掲載しています。ミプロ・小口輸入について <http://www.mipro.or.jp/limport>

資料のご案内：ミプロ発行の小口輸入に係る各種資料を掲載。（ダウンロード可能です。）

セミナー・イベント：小口輸入、安全、知的財産、対日投資等に係るセミナーを開催しています。

貿易相談のご案内：貿易アドバイザーによる面談相談（事前予約）、電話相談、Web相談を行っています。（各種相談は無料です）

貿易・投資に関する問い合わせ先
 ミプロ情報センター 貿易・投資相談 専用
 Tel. 03-3989-5151
 相談時間：平日 午前10時30分～午後4時30分
 (財対日貿易投資交流促進協会 (ミプロ))

第2項 小口輸入に使える 英文ビジネスEメール例文集

小口輸入の基本的なビジネスの流れに沿った例文をミブロ発行資料より抜粋しています。
なお、例文はあくまでも一例です。個々のビジネスによって必要な部分を変更してご利用下さい。

【ネットで検索した会社へ問い合わせ】

私たちはこれからギフト、インテリア、アクセサリーなどの雑貨ショップを開きたいと考えています。
インターネットで検索して貴社を知りました。ウェブサイトの写真が載っていたXXXXXに興味があります。この商品を輸入する場合の最低注文数（又は最低注文金額）、単価、取引条件等についてお知らせ下さい。

We are considering opening a new store selling small gift items, interior goods, fashion accessories and similar articles.

We found your Web site in an Internet search and are interested in XXXXX that appeared in a photograph displayed at this site. To import this product, could you inform us of the minimum order (or the minimum amount of the order) we have to place, unit price and other terms and conditions of business?

【サンプル送付の依頼、代金の問い合わせ】

カタログで拝見してEメールで問合せしていたXXという商品の輸入を考えていますが、発注する前にサンプルをお送りいただき、実物を見てみたいと思います。

XX-1とXX-2とXX-3をお送りいただく場合の代金について教えてください。

商品代金：

梱包料・手数料：

送 料：

保 険 料：

合 計：

注：輸送方法は国際宅配便を希望します。輸送保険もかけてください。

We are writing to you about your product XX. We found it in your product catalog and have already made inquiries via e-mail. We are thinking of importing it, but would like to see samples before placing an order.

Could you send us samples of product XX-1, XX-2 and XX-3, and inform us of the price for these three items?

Price:

Packing & handling charge:

Shipping charge:

Insurance premium:

Total cost:

Note: Please insure the products and use an international courier service for shipping.

【発注 (国内宅配、クレジットカードの場合)】

見積もりメール (20XX年5月15日) に基づき、〇〇〇〇〇を注文します。

注文番号: XXXXXX

注文数: 100個

単 価: US\$5.00

商品代合計: US\$500.00

送 料: US\$75 (貴社からの見積もりメールによる)

輸送手段: FedEx(同上)

保 険 料: US\$10.00 (同上)

出荷日: 20XX年10月31日

合計金額: US\$585.00

支払い方法: クレジットカード (VISA)

クレジットカードの詳細は別途FAXでお送りします。

We would like to place an order for 〇〇〇〇〇 based on your estimate dated May 15, 20XX.

Order number: XXXXXX

Number of products ordered: 100 pieces

Unit price: US\$5.00

Total price: US\$500.00

Shipping charge: US\$75 (as per your estimate)

Shipping method: FedEx (as above)

Insurance premium: US\$10.00 (as above)

Date of shipment: By October 31st. 20XX

Grand total costs: US\$585.00

Method of payment: Credit card (Visa)

Credit card details will be sent by FAX.

ポイント: クレジットカードの詳細情報 (番号、有効期限等) はメールで知らせると、途中で第三者に盗まれる危険があります。メールではなく、電話やFAXなどで伝えるほうが安全です。

【小口輸入に使える一英文ビジネスEメール】

上記の資料は、ミプロのホームページよりダウンロードできます。

<http://www.mipro.or.jp/Document/import>

- | | | |
|-----|-----------------|-------------|
| 項目例 | ・初めての問い合わせと情報収集 | ・発注 |
| | ・サンプル取引 | ・支払通知と送付の確認 |
| | ・サンプル到着 | ・商品の到着 |
| | ・取引条件 | ・クレーム |

その他



第3項 **ご参考：ミプロの外国人の起業支援 (日本のビジネスに関する法制度を紹介する)**

ミプロの外国人に対する起業支援活動のご紹介です。

これは起業する時に限らず、外国人や外国企業が、

○日本企業とビジネスする際の日本側の会社制度、在留資格、税務、労務等への理解を深める

○日本においてビジネスをする際に円滑な活動ができる

ことを目指しています。

これから外国企業とのビジネスをお考えの方も、外国人に「日本のビジネスに関する法制度を紹介する」などの場面でご活用ください。

〈ミプロの外国人向け起業支援事業概要〉

起業の手続き、在留資格の取得、税務、社会保険、雇用・労務管理等、日本で起業するのに必要な制度に関する知識や役立つ情報を提供します。

● 相談業務 月2回

- ◇ ミプロ（東池袋）における行政書士による会社設立・起業・在留資格の相談
- ◇ 予約電話：03-3989-5151
- ◇ 日時：第1・第3水曜日午後（1時・2時・3時の予約枠があります）
- ◇ <http://www.mipro.or.jp/advisement/investment/>



● 資料作成 『外国人のための起業ガイドブック』 和・英

- ◇ 外国人の方からの相談経験をもとに、基本事項をわかりやすく解説
- ◇ 支援機関に配布、Web掲載
- ◇ <http://www.mipro.or.jp/Document>（ダウンロード可能）



● セミナー開催 「外国人のためのビジネス・スタート・アップセミナー」

- ◇ 上述ガイドブックを使用しながら、会社設立、税務などのテーマに応じて、外国人・外国企業への対応経験のある専門家が解説します。
- ◇ <http://www.mipro.or.jp/Event>

〈担当〉ミプロ対日投資支援課

「外国人のための起業ガイドブック」シリーズ

◆会社設立編

外国人の方が日本で起業するときの注意点、事業形態による違い、法人設立の手続きや諸届について、実際の手順に従って解説しています。

外国人の方が会社を設立する場合、会社設立の手順は日本人が設立する場合と違いはありません。ただし、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ場合を除いて、一般に「投資・経営」の在留資格が必要になります。この在留資格を取得するためには、ある程度の投資規模が求められます。

抜 粋

会社設立のために必要な資本金の決定

Q. 資本金は1円でも良いとのことですが、実際にはいくらぐらいが妥当でしょうか。

A. 法律的には、1円でも良いのですが、現実には会社を運営するとなると1円ではできませんので、適当な金額を決める必要があるでしょう。

~~~~~ (中略) ~~~~~

また、外国人が「投資・経営」の在留資格を取得するための法務省のガイドライン\*では、「500万円以上の投資規模」ということが示されていますので、外国人が会社を設立し、「投資・経営」の在留資格を取得する場合は、500万円以上の資本金にすることも検討すべきでしょう。

さらに、許認可が必要な事業の場合は、資産要件が定められていることがあります。許認可を得るための最低資産を調べて、その金額を資本金とすることが必要となる場合があります。

\*総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定を参照。

## ◆税務解説編

日本でビジネスを行う場合に、税金や社会保険についてどのような経費が発生するか個人事業や法人の事業形態別に解説しています。

## 抜 粋

居住形態別の課税所得の範囲

永住者・非永住者・非居住者といった居住形態に応じて課税所得の範囲が異なります。

図 居住形態別の課税所得の範囲

| 所得の区分 |      | 国内源泉所得 |      | 国外源泉所得     |             |
|-------|------|--------|------|------------|-------------|
|       |      | 国内払い   | 国外払い | 国内払い       | 国外払い        |
| 居住形態  |      | 国内払い   | 国外払い | 国外払い       |             |
|       |      |        |      | 国内に送金された部分 | 国内に送金されない部分 |
| 居住者   | 永住者  | 課 税    |      |            |             |
|       | 非永住者 | 課 税    |      | 非 課 税      |             |
| 非居住者  |      | 課 税    |      | 非 課 税      |             |

# 海外出張や赴任時の準備

## 第1項 滞りない海外出張の準備の為に

### 1. 出張の目的をキチンと把握

- 1) 訪問先との連絡・調整
- 2) 自分の与えられている権限を理解してください。(海外では直決を求められることが多いです)
- 3) 工作上必要となる書類は、あらゆるケースを考えて準備してください。
  - ①プレゼンテーションの場合：PC・タブレット端末・電源アダプターの形状。万が一の為の紙ベース資料の準備
  - ②セールス及び製造指導の場合：複数のサンプル（1つだと、万が一壊れては仕事にならないため）パンフレット他
  - ③トラブルの解決の場合：事前の状況把握、頼れる人物の確保
  - ④名刺（英文併記も必要）

### 2. 渡航準備

- 1) パスポートの有効期限確認
  - 2) 宿泊先の確保（予約コンファームは忘れずに）
  - 3) 航空券の手配（控）
  - 4) 査証の要不要確認
  - 5) 海外傷害保険加入
  - 6) クレジットカード
  - 7) 辞書・筆記用具
  - 8) 現地事情の確認（数か所を訪問する場合はスケジュールの余裕と行き方の確認）
- ※1) から6) までは控えを必ず取って置き、別の場所に管理してください。

### 3. APEC・ビジネス・トラベル・カード (ABTC)



APECでは、貿易・投資の円滑化のために、様々な措置があります。その一つとして「APECビジネス・トラベル・カード (ABTC) 制度」があります。これは、適正な経済活動を行っていると認められたビジネス関係者に対し、制度参加国・地域が相互に査証に関わる事務負担を減らす制度です。日本政府も、2002年10月のAPEC首脳会議で、小泉総理から参加を正式に発表。2003年度からこの制度に参加しました。

APEC域内諸国・地域に頻繁に出張するビジネス関係者に査証が免除される、または査証手続が免除される（査証が自動的に付与される）制度です。現在参加国は下記の通りです。

オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ（台湾）、タイおよびベトナム。但し、香港、マレーシア、ペルーおよびシンガポールでは、通常3か月以内であれば査証が不要となります。（なお、日本人が海外へ渡航する際の査証については、渡航先国、渡航目的、滞在

期間等によって査証の要否が異なり、また、国によっては事前通知なしに手続きが変更される場合もありますので、詳細は日本にある渡航先国の大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手するようにしてください。なおABTCは外務省に申請します。

#### 4. 健康について

- 1) 行先によっては、予防注射が必要です。
- 2) 歯の治療などは日本で事前に終えておくことをお勧めします。
- 3) 持病のある方は、主治医に英文処方箋を書いてもらうことをお勧めします。
- 4) 体内に金属（ボルト）が入っている場合またはペースメーカーなどの装着がある場合も主治医に証明書を書いてもらうことをお勧めします。（金属探知ゲートでブザーがなった場合に見せるため）

#### 5. その他の持ち物

- 1) 衣類、洗面用具、日焼け止め、スリッパ、訪問先への土産品
- 2) 国際免許証（但し、アジアの国では運転は控えた方が良いでしょう）
- 3) 訪問国への持込規制品の確認と持出規制品の確認
- 4) 変圧器
- 5) 訪問国によっては、トイレトペーパーも必要です。
- 6) ファスナー付のビニール袋（濡れたもの、領収書などの保管に便利）
- 7) 現金またはトラベラーズチェック（そのまま、使える国と現金化する必要のある国があります）

#### 6. 入国まで

- 1) 機内持ち込みのバッグの中に、最低限1回分の着替えは入れておくことをお勧めします。
- 2) クレームタグは紛失しないように。乗継便などがある場合、荷物が行方不明になる場合がありますので、その際の証拠品となります。自分の荷物が見つからない場合は、カウンターなどで簡単に引き下がらないように。（荷物が届くまでの最低限の下着、洗面具代金などが保障される場合もあります。逆に「ホテルへ明日には届けます。」との言葉を信じて、届かない場合があります。）
- 3) スーツケースは鍵つきの上にベルトを掛けてください。（重要な物はスーツケースに入れない）

#### 7. 現地にて

- 1) 自分の身の安全は自分で守る覚悟が必要です。
- 2) 国によっては警察も信用できない場合もあります。また偽警察の存在も忘れないでください。
- 3) 宗教上のタブーなどを予め知っておいてください。

## 第2項 準備を怠らない海外赴任前の心得

出張の場合と重なる場合もありますが、赴任となると、より十分な準備が必要です。

### 1. 赴任後の自分の任務をしっかりと把握してください。

- 1) 責任者として赴任する場合、人事・労務管理・税務制度などを把握しておいてください。
- 2) 技術指導で赴任の場合、何時までに、どの程度の仕上がりを目指すかの計画を立ててください。  
(但し、国柄が違うので、思い通りにはならないことを予測し、余裕を持ってください)

### 2. 赴任国事情の理解

- 1) 宗教、国民性、地理、簡単な歴史などの情報収集をする。
- 2) 赴任国の言語を習得することがベストですが、最低限の英語力のスキルアップをする。
- 3) 予測される危険地域あるいは店舗（オランダではコーヒーショップは麻薬販売所です）、テロに狙われやすい国の大使館には出来るだけ近づかないでください。

### 3. 赴任前後の準備

- 1) 引越しの諸手続きの開始  
各種届出（役所と税金および年金関係など、NHK、電話、ガス・水道・銀行・郵便また家族同伴の場合は学校の転校手続き他）
- 2) 国際免許の取得（赴任国に依ってはドライバーを雇った方が良い場合もあります）
- 3) 帯同する子供がいる場合、赴任国先の教育事情を確認してください。
- 4) 子供の入学手続きなど（インターナショナル校、日本人学校）
- 5) 引越し業者の選定（業者によっては、アドバイスを受けられます）
- 6) 査証の取得（就労ビザは国によって必要書類が異なり、変更されることも多々あります）
- 7) 家族用のビザも準備する。
- 8) 自家用車の処分（必要書類の確認、自動車保険の解約）

### 4. 医療関係

- 1) 現地の医療事情確認（常備薬や持病のある人は主治医に英文証明書等を書いてもらってください）
- 2) 出産予定のある方は各種出版物での確認準備。ジェットロでも知識は多少得ることができます。
- 3) 赴任国先に合わせての予防接種
- 4) 歯の治療は日本で済ませておいてください。
- 5) 現地の医療保険を確認する（日本の医療保険を使う方が良いのか、現地で保険に入る方がよいのかを事前に調査）
- 6) 現地の社会保険もチェックしてください。

### 5. 日本文化について知っておく

- 1) 相手国との会話において日本文化を尋ねられる場合も多いので、本などを持参すると良いでしょう。

### 6. コミュニケーションについて

- 1) 相手国の言葉を覚える努力をしてください。
- 2) 姿勢を正し、相手の目を見て話し、内容を理解した時には、その旨を伝える返事（reary? I see. Etc.）理解できなかった場合は再確認してください。
- 3) 話の途中で、質問や発言趣旨の確認をしてください。（いい加減に聞いていない事のアピール）

- 4) 会議の席では、目的、背景、要望などを明確に伝えてください。
- 5) 業務マニュアルの作成。
- 6) 社員・部下への注意・指導は別室にて行ってください。(相手の面子を潰さない)
- 7) 打合せ内容は、書面にして双方で署名する。(日本式曖昧は通じません)

## 7. 人材採用について

- 1) 採用試験には、必ず実務テストを入れてください。(本人の主張を鵜呑みにしないでください)
- 2) 評価基準を明確にし、結果の説明をしてください。
- 3) 退職後の社員訴訟、社内情報漏えいに注意する。

## 8. 資料

### 海外赴任者向けの便利な情報誌

海外赴任の情報は、赴任の準備から現地到着までの情報を満載した「海外赴任ガイド JCM発行」(税込1,260円)を活用すると便利です。03-3219-0055(株式会社JCM)に連絡をすると、贈呈版を入手できます。

### 海外赴任者・海外出張者向けの情報サイト

海外赴任、海外出張に関する最新情報や詳細情報は「海外いろは」ホームページが豊富な情報量で便利です。URL <http://faminet.co.jp>ホームページ内の「海外コンシェルジュ」では様々な質問や疑問に専門家が答えてくれます。

### 自家用車の処分先

赴任が決まりましたら、株式会社JCM 0120-322-755へ連絡してください。  
全国無料出張査定、必要書類の説明、出発間際まで安心して乗れて空港での引渡しが可能です。

## 海外赴任者専門の車買取 JCM

# 0120-322-755

(最寄の支店につながります)

ホームページ

<http://www.jcmcar.com/>

TEL:03-3219-0055 FAX:03-3219-1313

**本社** 東京都千代田区神田錦町3-13竹橋安田ビル

**支店** 札幌支店 / 仙台支店 / 名古屋支店 / 大阪支店 /  
広島支店 / 福岡支店 / 四国エリアオフィス

## 海外赴任専門だから...

出国間際までお車をお使いいただけます!

お忙しい皆様に無料出張査定、  
全国での引取対応をしています。

海外赴任が決まったらJCMへご相談ください!

当社は皆様の愛車をオークション・業販を通じて業界に供給する会社です。

# 海外進出事業プランの作成

## 海外進出事業プランをサンプルフォーマットに沿って作成してみましょう。

海外進出を行う際、経営者が精神論だけでやみくもに頑張るだけでは、成果も出せないどころか、大きなリスクに陥る可能性が高くなります。現場の細かい点まで目が届く国内事業の展開と異なり、海外進出事業には綿密なプランニングが必要です。プラン作定により、事業目標・内容の社内での共有・整理とリスクの軽減に必ず役立つこととなります。



このフォーマットでは、海外進出のためのグランドデザインとして最低限の項目を挙げました。

事業プランの項目毎に留意点を下記に示しましたのでご参考になさってください。

## 1. 海外進出への想い

ここでは、今回、海外進出を行う意義や決意を整理し、その気持ちをしっかりと描いてください。海外進出は長期戦です。そのために時折、何のために行っているか？どちらの方向に向いているのか？いつの間にか手段が目的になっていないか？と判断に迷いが生じることもあります。ここに「そもそも」といったことがしっかりと書かれていると、原点を振り返る時の拠り所になります。また従業員を含め関係者との意識のすり合わせのベースにもなりますので、要領よくまとめてみてください。

## 2. 環境分析

「敵を知り己を知れば、百戦危うからず」と言われているようにビジネス環境の分析は非常に重要です。国内ではテレビや新聞などから、また巷を歩いていても簡単に情報が入手できます。しかし海外となると情報を自ら積極的に取りに行かないと得られないことが大半です。これらの項目を埋めていくための必要情報を積極的に集めてください。

ここでは環境分析を大きく三段階に分けています。“自分の会社の強みと弱みの分析”が第一段階、“顧客を含めた市場と競争相手となる競合の分析”が第二段階、そして“進出先での大きな環境分析（政治・経済・社会・技術）”が第三段階です。この各々でプラス面（自社にとって追い風）とマイナス面（自社にとって向かい風）の情報を収集し、そのリストアップ行ってください。また、現状の分析とトレンドを想定し、将来の予想もできる限り考える、そのことも試みて記述してみてください。

### ① 自社分析

自社のプラス面＝強み（長所）とマイナス面＝弱み（短所）の捉え方は、経営者の視点からと従業員の視点からの分析は正反対のこともよくあります。社長が強みと思っていたことは実は従業員から見れば弱みだった、ということも少なくありません。海外進出という大きなプロジェクトを進めるにあたり、お互いが本音で自社の分析を真摯に行うことが肝要です。社内の各部門を交えてヒアリングを行い、さらに伸ばすべき点と反省をして直すべき点をしっかりと分析を行ってください。強みと弱みを吟味するには、品質面（原料の差別化・機能・大きさや重さ・デザイン・特許権、など）や価格面、納期面といった点から営業力や対応力、そして組織力といったソフトの面まで、業界ではどんな評価を得られるレベルなのか？これらをそれ

それぞれ確認し、リストアップしてください。

## ② 顧客を含めて市場と競合の分析

自社分析と同じようにプラス面とマイナス面で分析を行ってください。顧客や市場の特性が求めていることは何か？（これも品質面・価格面・納期面・ソフト面での分析がいいでしょう）といった分析、顧客や競合の業界での地位やその規模・成長の度合いはどれくらいなのか？といった分析を行ってください。また、市場のニーズや事業の機会から自社の事業のどんな面で勝負をかけるか？という意識は常に持ってください。

## ③ 当該国とその周辺国（例えば東南アジアであればASEANといった域内）のマクロの分析

その国の政治や法制度・政府の意思決定のスピードや質といった政治面での分析、経済成長率や景気動向・失業率といった経済面での分析、文化や宗教・イデオロギーから対日感情・出生率や平均年齢といった社会面での分析、情報技術やインフラ・加工技術といった技術面でのその国（地域）での状況の分析の4つの側面から分析してください。

## 3. ビジネスモデル

海外進出の際、「何を・どのように」の2つの点をしっかりと作成する、これがビジネスモデルの根幹になります。「何を」といった事業内容を、「どこで」（国名でなく進出する場所）、「誰と」（ビジネスパートナーおよび支援をしてくれるサポーター）といった点まで補い、最終的に「どのように」ビジネスを進めていくのか？その方向性とどのくらいといった距離感まで落とし込んでください。

ビジネスモデルを分かりやすく作成することで、外部からヒトの面でもモノの面でもカネの面でもサポートが受けられやすくなり、有益な情報提供も得ることができる可能性も広がります。また内部でも目標に向かっての共通認識や問題点の洗い出し、4のスケジュールとの併用で事業の進捗管理もしっかりと行うことが可能になります。ビジネスモデル作成は、事業を進めていくための羅針盤であり、内外の多くの方を巻き込む際のコミュニケーションの道具にもなります。

モデル作成にあたり、①分かりやすさ、②計画策定の根拠とその実現性、③正確性、④想定されるリスク、をしっかりと書き出すということを意識し、コンセプトのまとめとデータの収集分析、そして組み立てを行ってください。

## 4. スケジュール

いつまでにどのくらいのことを行うのか？そのゴールを明確に描き、そこまでの時間軸を考えてください。その当該国での暦上の大きなイベント（旧正月・クリスマス・断食明け、など）時には、人の流れやモノの流れも停滞することがよくあるので、計画の中で考慮する必要があります。また、許認可の取得や資金調達も予想よりも長くかかることもあり得るので、余裕をもったスケジュールの立案も大事です。更に、PDCAを的確に回すためにも中間目標とその確認日を設定し、計画の進捗管理と軌道修正が柔軟にできるような工夫も検討してください。

## 5. 事業推進の経営資源の活用

組織と人といった人員計画、投資と機械等の移転といった設備計画、売上や利益の動きといった収支計画といった「ヒト・モノ・金」の3つの経営資源の観点から、事業の主体者である自らが、どんな組織体制で、担当者が誰で、どのように情報共有をしながら、進めていくのか？ 3.のビジネスモデルを実際に推進していくためにも、経営資源の活用方法を考えてください。

## ○サンプルフォーマット

|                                           |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                      |                |                                                                                                            |
|-------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>海外進出事業プラン</b><br>作成者 _____<br>年 月 日 作成 | <p>●海外進出への想い</p> | <p>●環境分析(現在と将来的な予測も含めて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の会社           <ul style="list-style-type: none"> <li>・種目</li> <li>・販路</li> </ul> </li> <li>○小さな環境分析           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場や需要</li> </ul> </li> <li>・測定される機会</li> <li>○大きな環境分析(進出国および周辺国の)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治面と法規制</li> </ul> </li> <li>・経済面</li> <li>・社会面</li> <li>・技術やインフラ面</li> </ul> | <p>●ビジネスモデル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何を:</li> <li>・どのように:</li> <li>・誰と(事業パートナーと支援者)</li> <li>・どこで:</li> <li>・測定されるリスク:</li> </ul> | <p>●スケジュール</p> | <p>●自社の経営資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人/組織:</li> <li>・機械や設備:</li> <li>・資金:</li> </ul> |
|-------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



よりよい事業プラン作成のために・・・

事業プランの作成は事業を進めていく上で不可欠なことです。もし自社のスタッフだけで作成が難しい場合は、商工会議所などの支援機関と相談をしながら完成させていくことをお勧めします。

## 海外進出事業プラン 参考例(タイへの工場進出計画)

## ●海外進出への想い

大きな可能性のある東南アジア市場で自社の存在意義を問い、会社も社員も売も技術力も伸ばすための海外展開。今回を機に若手に技術継承を行い、更なる飛躍を目指したい。現在営業部長の息子に大きな機会を与え、経営者としての資質を磨き事業承継も視野に入れる。

## ●環境分析(現在と将来的な予測も含めて)

## ○自分の会社

- ・**強み**  
高い技術要求にも小ロット希望にも対応可能であること、製造特許も取得済みであること
- ・**弱み**  
技術が属人的であること、海外展開には慣れていないこと

## ○小さな環境分析

- ・**市場や顧客**  
個人所得向上の中で都市部では自動車を一入1台の需要がある(乗用車普及率は13%程度)  
そのような環境下、自動車関連ビジネスは順調に伸びている
- ・**進出予定工業団地近辺にも取引先になる可能性のある企業がある**

・**想定される競合**

- ・市況が好況である分競争が激しく、特に中国の自動車関連企業が積極的に工場進出
- ・日系企業で競合はA社(系列)とB社(非系列)、他に韓国企業も1社
- ・同国では大手財閥系企業が多角化を進める傾向があり、急に競合が出てくる可能性あり

## ○大きな環境分析(進出国および周辺国の)

・**政治面と法規制**

- ・外国企業を積極的に受け入れるといった外資優遇政策を長年とってきている
- ・日系進出企業が約4千社と非常に多いが、政治面や法規制での大きな問題は聞かえてこない
- ・立憲君主制であるが政治を司っている政權に関してはやや不安がある

・**経済面**

- ・国民一人当たりのGDPも5千ドルを超え2012年の経済成長率も6%程度の見込み
- ・タイは自動車と電気・電子が産業の2本柱となっている
- ・世界中の自動車関係会社が同国に進出し裾野産業も十分広がっている
- ・同国の年間自動車販売台数も120万台との予想がでている
- ・ASEANの統合(総人口約6億人)に向けた域内ビジネスの活性化している
- ・2011年の水害で大きなダメージがあったが回復基調(サプライチェーンにややリスクあり)

・**社会面**

- ・国民は敬虔な仏教徒であり、朝日的に労働問題も比較的穏やかである
- ・高学歴化が進んでいるが理工系は少なめで技術者不足気味、また高齢化社会化も進む
- ・日本人が多く日系企業や日本人向けの対応が充実、駐在生活も不安が少ない

・**技術やインフラ面**

- ・地域の鋼板仕入先の技術水準は均一性の面からやや劣るとのこと
- ・インフラ面(工場設置予定地および都市部)には電気・水道・インターネット環境も日本と遜色なし

## ●ビジネスモデル

・**概要**

- ・当社の第二工場(将来的には主力工場へ)としての現地法人をタイで設立
- ・機械ABCとEFGを日本より移管し、更に最新鋭機を購入し設置
- ・1年以内に10万個/月の生産能力を有する工場とする(5年後には50万個/月へ)

・**どのように**

- ・同工場には最新鋭機を導入し、高品質を適正価格で生産向上を図る
- ・現地パートナーの力を借り日系以外の地場産業や外資系にも販路を確保(最終目標5割)
- ・自動車関連以外の電気関連の仕事も増やしていきたい(3年後に3割)
- ・幹部には日本で製造技術と開発、マネジメント研修実施し、意思疎通の強化(1年に1度)
- ・開発力のある現地スタッフ運営の地場企業、アジアの域内取引の中心工場へ
- ⇒(資金計画と生産計画と販売計画は別途作成中)

・**誰と(事業)パートナーと支援者)**

- ・パートナー: 現地で域内での販路を持っている地場商社(売上のコミット取得)
- また現地の材料業者や協力企業等の斡旋紹介も行う。

支援者: 現在の主力取引先A社のバンコック工場が総生産量の1/3は購入予定

・**どこで**

ラコーン県で物流利便性の高い工業団地(5年間賃貸契約を年々締結)、用地拡張も可能

・**懸念されるリスク**

- ・パートナーとの力関係
- ・スタッフの転勤リスクや人件費の上昇
- ・地場企業との新取引による品質低下の恐れ
- ・技術スタッフ不足により開発型よりも単なるコストダウン基地になる恐れ

## ●スケジュール

- 2010年4月 プロジェクトチーム発足
- 6月 最終現地視察とパートナーとの契約締結
- 9月 許認可取得見込みと邦人駐在開始、翌々月に現地会社設立
- 12月 人材募集と工場の内装整備
- 2010年1月 日本の中古機械搬入、および翌月新設機械搬入
- 3月 稼働開始(3年目で単黒、5年目に社内主力工場に)

## ●自社の経営資源の活用

- ・**人/組織**: 営業部長の息子(現地法人の社長として起用し経営を牽引させる)また、製造総課の課長を現地法人の工場長として派遣、邦人2名体制とする  
現地スタッフは40名(雇用予定(製造35名、営業3名、管理2名))  
本社でも海外対応の専任スタッフの配置と教育研修の実施

・**機械や設備**: 新設の機械 7千万円 日本で使用中のもの2台 6千万円

・**資金**: 自己資金9千万円 銀行借入7千万円(今年末) 現地パートナー3千万円

# 活用できる支援機関

## 第1項 東京商工会議所海外ビジネスサポート事業

東京商工会議所では、事前準備から実行まで、中小企業の海外ビジネスの段階に応じた様々なサポート事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

(各事業の最新情報は東京商工会議所ホームページをご覧ください)

### (1) 相談・情報提供

**海外ビジネス相談窓口****無 料**

海外ビジネスに向けた事前準備段階から具体的な契約内容に対するアドバイスまで、海外でのビジネス経験が豊富な中小企業診断士が相談コーディネーターとして広く相談を承っています。また、日本貿易振興機構（JETRO）等の公的機関とも連携し、サービスの充実を図っています。

【中小企業相談センター 03(3283)7700】

**海外ビジネスセミナー****無 料**

中小企業経営者の方向けに国際展開の必要性への気付きの機会となる「中小企業のための国際展開セミナー（地域・テーマ別）」をはじめ、国内取引とは違うノウハウや知識を学ぶ実務セミナーなどを実施しています。

【中小企業相談センター03(3283)7700／中小企業部03(3283)7885】

### (2) ビジネス支援

**海外現地事情視察会****有 料**

少人数グループ単位での現地企業視察や進出日系企業・現地企業との交流、現地最新事情のブリーフィングなど、海外展開先の検討に役立つ現地事情視察会を実施しております。

【中小企業部03(3283)7885】

**中小企業国際展開アドバイザー制度****有 料****(初期相談無料)**

中小企業の国際展開支援に豊富な実績を持つ法人企業・団体等を、東京商工会議所が所定の要件確認の上、「中小企業国際展開アドバイザー」として登録・管理を行います。公的支援機関などの無料相談よりも個別具体的な支援を希望する中小企業の方は、国内・海外でアドバイザーから実践的な支援を受けることができます。

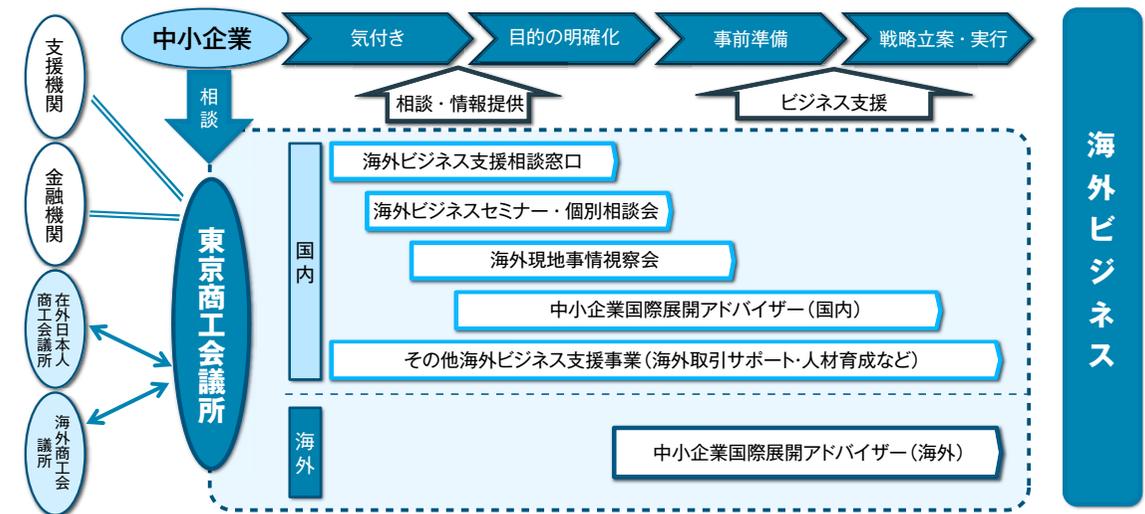
(初期相談は無料ですが、支援に関する費用はアドバイザーとの直接契約となります。)

【中小企業部03(3283)7885】

### (3) その他海外展開支援事業

| テーマ          | 内 容                                       | 担当部署       | 問い合わせ先       |
|--------------|-------------------------------------------|------------|--------------|
| 窓口<br>専門相談   | 国際弁護士・貿易コンサルタントによる貿易専門相談                  | 中小企業相談センター | 03-3283-7700 |
| ビジネス<br>支援   | 国際展開セミナー、現地事情視察会、中小企業国際展開アドバイザー           | 中小企業部      | 03-3283-7885 |
| 海外取引<br>サポート | 海外企業信用調査                                  | 中小企業相談センター | 03-3283-7700 |
|              | 中小企業海外P L 保険                              | 共済センター     | 03-3283-7909 |
|              | 原産地証明、特惠（特定）原産地証明、その他貿易関係証明（営業証明、日本法人証明等） | 証明センター     | 03-3283-7610 |
|              | 海外取引情報サービス（東商HPへの英文での企業情報掲載）              | 国際部        | 03-3283-7851 |
| 情報提供         | 在日外国公館、外国商工会議所との連携による投資セミナー、交流会、商談会の開催    | 国際部        | 03-3283-7762 |
|              | ビジネス研究会（大メコン圏、中国）                         | 国際部        | 03-3283-7762 |
| 人材育成         | 国際ビジネス講座・貿易実務講座（輸出、輸入、国際売買契約書など）          | 研修センター     | 03-3283-7650 |
|              | BATIC(国際会計検定)                             | 検定センター     | 03-3989-0777 |
|              | 日商ビジネス英語検定                                | 検定センター     | 03-3989-0777 |

## 東京商工会議所の海外ビジネスサポート



## 第2項 総合支援機関

平成25年1月末現在

|                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本貿易振興機構<br>(ジェトロ)                                                                                                                                      | <p>ジェトロは、既に海外ビジネスの方向性や具体案を持っている企業を中心に、海外各国の政治経済事情から始まり、輸出入貿易／海外投資などの詳細なデータベースを備え、国内外の専門家を活用した海外ビジネスの総合支援機関です。主な支援メニューは下記の通りです。</p>                            |
|                                                                                                                                                         | <p>〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル<br/>TEL 03-3582-5511 URL : <a href="http://www.jetro.go.jp/support_service">http://www.jetro.go.jp/support_service</a></p> |
|                                                                                                                                                         | <p><b>海外ビジネス情報</b></p>                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                                         | <p>ジェトロ海外情報ファイル (J-FILE) 国・地域別・産業別・テーマ別情報<br/>各国／地域データ比較 投資コスト比較<br/>貿易・投資相談Q&amp;A 引き合い案件データベース<br/>見本市／展示会データベース 貿易実務オンライン講座<br/>セミナー・講演会 ビジネスライブラリー</p>    |
|                                                                                                                                                         | <p><b>海外展開支援</b></p>                                                                                                                                          |
| <p>海外コーディネーター貿易投資相談 海外ミニ調査サービス<br/>展示会・商談会への出展支援 輸出有望案件支援サービス<br/>海外進出企業への支援サービス 模倣品／海賊版被害相談窓口<br/>知財侵害調査費用の助成 海外ブリーフィングサービス<br/>ビジネスアポイントメント取得サービス</p> |                                                                                                                                                               |

平成25年1月末現在

|                                                                              |                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小企業基盤整備機構                                                                   | <p>中小企業基盤整備機構は、中小企業ビジネス支援サイト (J-Net21) 等を通じ、日本国内の中小企業を総合的に支援しています。海外ビジネスもその一つの分野として、「国際化支援ポータル」、国内外の専門家を活用し、中小企業の海外展開を支援しています。主な支援メニューは下記の通りです。</p>                            |
|                                                                              | <p>〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門27森ビル<br/>TEL 03-3433-8811 URL : <a href="http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/index.html">http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/index.html</a></p> |
|                                                                              | <p><b>情報提供支援</b></p>                                                                                                                                                           |
|                                                                              | <p>国際化支援ポータルサイト<br/>国際化支援アドバイス活用事例<br/>中小企業国際化支援レポート<br/>国際化FAQ<br/>海外調査</p>                                                                                                   |
|                                                                              | <p><b>海外展開支援</b></p>                                                                                                                                                           |
| <p>国際化支援アドバイス事業<br/>販路開拓コーディネート事業<br/>海外展示会出展支援<br/>アドバイザーによる海外現地同行アドバイス</p> |                                                                                                                                                                                |

平成25年1月末現在

|                                                                              |                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都中小企業振興公社<br>国際化支援室                                                        | 国際化支援室は、総合支援機関としての海外取引等に関する情報提供に加え、海外販路開拓支援サービスに特徴があります。海外ビジネスを希望する企業及び商品の優位性を見極め、選抜されることが前提ですが、選抜された企業に対しては、販路開拓ナビゲーターがハンズオン支援を行ってくれます。主な支援メニューは下記の通りです。                                  |
|                                                                              | 〒105-0022 東京都港区海岸1-7-8 東京都立産業貿易センター浜松町館2階<br>TEL 03-3438-2026<br>URL : <a href="http://www.tokyo-trade-center.or.jp/TTC/index.html">http://www.tokyo-trade-center.or.jp/TTC/index.html</a> |
|                                                                              | <b>情報提供支援</b>                                                                                                                                                                              |
|                                                                              | 貿易お役立ちコーナー<br>海外ビジネスデスク<br>海外販路開拓支援セミナー<br>海外ビジネススタートアップセミナー                                                                                                                               |
|                                                                              | <b>海外販路開拓に関する支援</b>                                                                                                                                                                        |
| 海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援<br>企業・団体／海外引合登録<br>企業・団体／引合情報検索<br>海外展示会出展支援<br>貿易実務講習会 |                                                                                                                                                                                            |

## 第3項 個別ニーズ支援機関

### 輸出入貿易関連

平成25年1月末現在

| ①輸出入通関全般 |                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 輸出入通関    | 東京税関<br>〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎<br>☎03-3529-0700                   |
|          | 日本関税協会<br>〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-11-11 コミネビル3階<br>☎03-5614-8871              |
| 関税率      | 東京税関<br>〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎<br>☎03-3529-0700                   |
| 動物検疫     | 農林水産省動物検疫所<br>〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町 11-1<br>☎045-751-5921                   |
| 植物検疫     | 農林水産省植物防疫所<br>〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57<br>☎045-211-7152~4（輸入関係）、7155（輸出関係） |
| 通関業者     | 日本通関業連合会<br>〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階<br>☎03-3508-2535             |

|                             |                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>輸出入貿易に関する規制</p>          | <p>経済産業省 安全保障貿易管理<br/>〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-3-1<br/>☎03-3501-1511 (代表)</p> <p>安全保障貿易情報センター (CISTEC)<br/>〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館4階<br/>☎03-3593-1145</p> |
| <p>②国際物流</p>                | <p>日本インターナショナル・フレイト・フォワードーズ協会<br/>〒104-0033 東京都中央区新川1-16-14 アクロス新川ビル・アネックス 4階<br/>☎03-3297-0351</p>                                                               |
| <p>③輸出入に関わる保険</p>           |                                                                                                                                                                   |
| <p>貿易保険</p>                 | <p>日本貿易保険 (NEXI)<br/>〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階<br/>☎03-3512-7650</p>                                                                               |
| <p>輸出入貿易における<br/>海上保険</p>   | <p>日本損害保険協会<br/>〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9<br/>☎03-3255-1844 (大代表)</p>                                                                                             |
| <p>製造物責任 (PL) 法</p>         | <p>消費者庁<br/>〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー<br/>☎03-3507-8800 (大代表)</p>                                                                                       |
| <p>PL保険の付保</p>              | <p>日本・東京商工会議所中小企業PL保険</p>                                                                                                                                         |
| <p>④輸出入に関わる<br/>数量・成分分析</p> | <p>新日本検定協会<br/>〒108-0074 東京都港区高輪3-25-23 京急第2ビル<br/>☎03-3449-2611 (代表)</p> <p>日本海事検定協会<br/>〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-9-7<br/>☎03-3552-1241</p>                          |
| <p>食料品分析検査</p>              | <p>海外貨物検査<br/>〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-6<br/>☎03-3669-3783</p>                                                                                                     |
| <p>⑤仲裁・調停</p>               | <p>日本商事仲裁協会<br/>〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-17 廣瀬ビル3階<br/>☎03-5280-5161</p>                                                                                            |
| <p>⑥輸入貿易の各種手続き</p>          | <p>対日貿易投資交流促進協会 (ミプロ)<br/>〒170-8630 東京都豊島区東池袋3-1-3<br/>サンシャインシティ・ワールドインポートマートビル6階<br/>☎03-3988-2791 (代表)</p>                                                      |

## 海外投資関連

平成25年1月末現在

|                   |                                                                                          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①取引先検索・信用調査       | 東京商工会議所の企業信用調査（帝国データバンク等との連携）<br>☎03-3283-7700                                           |
|                   | 日本貿易保険の海外商社名簿<br>〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階<br>☎0120-672-094 ☎03-3512-7712 |
|                   | 帝国データバンク<br>〒107-8680 東京都港区南青山2-5-20                                                     |
|                   | 東京商工リサーチ<br>〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル<br>☎03-6910-3111                              |
|                   | ジェトロTTPP：コファスの調査・審査サービス<br>☎03-5521-2171                                                 |
|                   | コファスジャパン信用保険会社<br>〒105-0001 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒールズ森タワー38階<br>☎03-5402-6100              |
|                   | ダン・アンドブラッドストリートジャパン<br>〒153-0042 東京都目黒区青葉台4-7-7 青葉台ヒルズ11階<br>☎03-5860-0333               |
| ②知的財産権            | 東京都知的財産総合センター<br>〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階<br>☎03-3832-3656                       |
|                   | 財務省関税局知的財産権HP<br>☎03-3599-6369                                                           |
| ③海外展開資金           | 日本政策金融公庫<br>〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4<br>大手町ファイナンシャルシティーノースタワー                           |
|                   | 商工組合中央金庫<br>〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17<br>☎03-3272-6111                                  |
| ④海外進出先企業の<br>人材育成 | 海外産業人材育成協会<br>〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-5 白鶴ビル4階<br>☎03-3549-3050（統括事業部）                    |

## 第4項 在日海外機関、経済交流団体

公的機関のホームページから大使館、公館を調べる。

|                                           |                |
|-------------------------------------------|----------------|
| 外務省ホームページ<br>http://www.mofa.go.jp/mofaj/ | 外務省駐日外国公館リスト   |
|                                           | 在外公館リスト・ホームページ |
| 日本商工会議所ホームページ<br>http://www.jcci.or.jp/   | 在日外国商工会議所リスト   |
|                                           | 在外日本人商工会議所リスト  |

各国の在日海外機関や経済交流団体に問い合わせる。

|         |                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 国     | 日本国際貿易促進協会<br>〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル4階 ☎03-6740-8261                               |
|         | 上海市浦東新区駐日本経済貿易事務所<br>〒104-0033 東京都中央区新川1-24-12 上海国際ビル1階 ☎03-5542-6690                       |
|         | 瀋陽市政府駐日本経貿代表事務所<br>〒105-0014 東京都港区芝2-13-4 住友不動産芝ビル4号館8階 ☎03-3798-3312                       |
|         | 大連市駐日本経済貿易事務所<br>〒106-0031 東京都港区西麻布4-16-13 西麻布28森ビル10階 ☎03-5778-3839                        |
|         | 香港貿易発展局 東京事務所<br>〒102-0083 東京都千代田区麹町3-4 トラスト麹町ビル6階 ☎03-5210-5850                            |
|         | 香港政府観光局<br>〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル2階 ☎03-5219-8288                                   |
| アセアン諸国  | 日本アセアンセンター<br>〒105-0004 東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル1階 ☎03-5402-8001                               |
| インドネシア  | インドネシア投資調整庁日本事務所 BKPM<br>〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル23階 ☎03-3500-3878                  |
|         | 日本・インドネシア経済協力事業協会<br>〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 KSビル7階 ☎03-3221-0613                            |
| タ イ     | タイ王国大使館経済投資部 (BOI)<br>〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルWEST 8階 ☎03-3582-1806                     |
|         | タイ王国大使館商務参事官事務所<br>(タイ輸出振興局DEP、タイ国政府貿易センター)<br>〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4 セタニビル6階 ☎03-3221-9482 |
| ベ ト ナ ム | ベトナム商工会議所 日本代表事務所<br>〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-5 平河町小泉ビル2階 ☎03-5215-7040                      |
| マレーシア   | マレーシア貿易開発公社 東京事務所 MATRADE<br>〒104-0061 東京都中央区銀座8-14-14 銀座昭和通りビル6階 ☎03-3544-0712             |
|         | マレーシア工業開発庁 東京事務所 MIDA<br>〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー32階 ☎03-5777-8808                 |

|         |                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 台 湾     | 台湾貿易センター 東京事務所<br>〒102-0083 東京都千代田区麹町1-10-5 澤田麹町ビル3階 ☎03-3514-4700                                         |
|         | 日台交流協会 東京本部<br>〒103-0032 東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7階 ☎02-5573-2600                                           |
| 韓 国     | 大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) 東京<br>〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 ☎03-3214-6951                                   |
|         | 日韓産業技術協力財団 (JKF)<br>〒102-0082 東京都千代田区一番町8 一番町FSビル2階 ☎03-3222-5231                                          |
| 中 東     | 中東協力センター<br>〒102-0075 東京都千代田区三番町8-1 三番町東急ビル7階 ☎03-3237-8026                                                |
| 欧 州     | 駐日欧州連合代表部<br>〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28 ヨーロッパハウス ☎03-5422-6001                                               |
|         | 在日フランス大使館対仏投資庁 日本事務所<br>〒106-8514 東京都港区南麻布4-11-44 ☎03-5798-6140                                            |
|         | フランス食品振興会<br>〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8 3階 ☎03-5789-0081                                                    |
|         | Germany Trade and Invest (ドイツ貿易・投資振興機関)<br>〒102-0075 東京都千代田区三番町2-4 三番町KSビル5階 ☎03-5275-2071                 |
|         | 在日イタリア商工会議所<br>〒107-0052 東京都港区赤坂1-12-12 榎坂ビル3階 ☎03-3560-1100                                               |
| ロシア・東欧  | ロシアNIS貿易会<br>〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル ☎03-3551-6215                                                   |
| ア メ リ カ | アメリカ州政府協会 (ASOA)<br>〒106-0031 東京都港区西麻布2-24-38<br>intercast bigs 3F (Intercast Corporation 方) ☎03-5510-1123 |
|         | 在日米国商工会議所<br>〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階 ☎03-3433-5381                                          |
| メ キ シ コ | PROMEXICOメキシコ大使館商務部<br>〒100-0014 東京都千代田区永田町2-15-1 別館2階 ☎03-3580-0811                                       |

## 執筆企業一覧

| 機関名                             | 章              |
|---------------------------------|----------------|
| 東京商工会議所 中小企業相談センター              | 第1章、第2章第1項、第3章 |
| フェデックス                          | 第4章第1項         |
| 郵便事業株式会社                        | 第4章第2項         |
| NYK Container Line株式会社          | 第4章第3項         |
| 株式会社商工組合中央金庫                    | 第5章第1項、第2項     |
| 株式会社ゆうちょ銀行                      | 第5章第3項         |
| 株式会社損害保険ジャパン                    | 第6章第1項、第2項     |
| 独立行政法人日本貿易保険                    | 第6章第3項         |
| 社団法人日本通関業連合会                    | 第7章第1項         |
| 一般財団法人安全保障貿易情報センター              | 第7章第2項         |
| 公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター | 第8章            |
| 日本弁護士連合会                        | 第9章第1項         |
| 一般社団法人日本商事仲裁協会                  | 第2章第2項、第9章第2項  |
| 東京商工会議所 証明センター                  | 第10章           |
| 財団法人対日貿易投資交流促進協会                | 第11章           |
| 株式会社JCM                         | 第12章           |
| 東京商工会議所 中小企業相談センター              | 第13章、第14章      |

